

農業物価統計調査における
民間競争入札実施要項

平成26年7月

農林水産省

目 次

1	農業物価統計調査の概要	1
2	農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質	2
3	農業物価統計調査の契約期間	10
4	民間競争入札に参加する者に必要な資格	10
5	民間競争入札に参加する者の募集	10
6	落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法	12
7	農業物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示	15
8	民間事業者が使用できる国有財産に関する事項	16
9	契約により民間事業者が講ずべき措置等	16
10	契約により民間事業者が負うべき責任	19
11	法第7条8項に規定する評価に関する事項	20
12	その他の実施に関する必要事項	20
別紙1	農業物価統計調査都道府県別調査対象数及び調査員数	23
別紙2	農産物の品目別調査都道府県及び調査月	25
別紙3	農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月	51
別紙4	農業物価統計調査の調査品目等一覧表	53
別紙5	農業物価統計調査の流れ図（平成27年から31年の実施方法）	61
別紙6	審査・集計・検討事項一覧表	63
別紙7	調査対象配布用品一覧	101
別紙8	農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ	103
別紙9	調査不能状況	105
別紙10	農業物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業及び調査対象からの回答データ取得作業の手順	107
別紙11	問合せ・苦情等対応状況	109
別紙12	調査票提出枚数等確認票	111
別紙13	回収・督促状況	113
別紙14	疑義照会状況	115
別紙15	価格変動要因等整理表	117
別紙16	従来の実施状況に関する情報の開示	119
別紙17	農業物価統計調査の実施状況について（平成24年及び平成25年調査分）	125

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革は、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービス全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目指すものである。

このことを踏まえ、農林水産省は、公共サービス改革基本方針（平成25年6月14日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された農業物価統計調査に係る統計調査関連業務（以下「本業務」という。）について、同基本方針に従い、本実施要項を定めるものとする。

1 農業物価統計調査の概要

農業物価統計調査は、農業における投入・産出の物価変動を測定するため、農業経営に直接関係ある物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的としており、平成22年調査からは民間競争入札により民間事業者が本業務を実施している。

	農産物生産者価格調査		農業生産資材価格調査
	一般農産物生産者価格調査	野菜生産者価格調査	
調査の対象	調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）		都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを選定する。
調査の規模 (別紙1参照)	約 1,300 客体	約 800 客体	約 1,300 客体
調査時期			
調査実施期間	品目別の調査月については、農産物生産者価格調査は別紙2		農業生産資材価格調査は毎月（ただし、別紙3の品目についてはその定める期間）
調査期日	原則毎月15日現在	原則毎月5日及び15日現在（月2回調査）	原則毎月15日現在
調査日については、各調査ごとに以下のとおりとするが、特別な事情			

	(調査日に調査品目の取り扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など)で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とする。	
調査事項(調査品目・規格の詳細については、別紙4参照)	農産物生産者価格(農家が生産した農産物の販売価格から、出荷販売に要した経費を控除した価格)	農業生産資材価格(農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格)
調査方法	調査対象が次のいずれかの方法から選択して実施する。 (1) 調査員が調査対象から調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法 (2) 調査票を郵送により配布し、調査対象が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法 (3) 政府統計共同利用システムオンライン調査システム(以下「オンライン調査システム」という。)を使用して調査票を配布・回収する方法 (4) 民間事業者の創意工夫による方法(農林水産省に提案し、承認された方法)	

注： 別紙2、別紙3及び別紙4の調査品目、調査都道府県及び調査月については、指数の基準年の改定に伴い、変更となる可能性がある。(ただし、調査品目は最大296品目とし、これを超えない範囲での変更である。)

2 農業物価統計調査に係る請負業務の内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 農業物価統計調査に係る請負業務の内容

農業物価統計調査における実査準備、実査、審査、調査票データの電子化、集計及び調査対象への謝礼支給とする(業務の流れについては、別紙5参照)。

ア 業務実施期間

平成26年11月1日から平成32年3月31日まで(平成27年1月調査分から平成31年12月調査分まで)とする。

イ 農林水産省からの貸与物件

農林水産省からの貸与物件は、次に掲げるものとする。

- (ア) 農林水産省大臣官房統計部長が定める農業物価統計調査要領
- (イ) 調査対象一覧表及び調査品目一覧表
- (ウ) 登録調査員名簿

農林水産省が調査員調査の実施に当たって登録している登録調査員の氏名、住所、電話番号(自宅若しくは携帯)及び年齢の情報を記載したもの。民間事業者が適切な調査の実施に必要な調査員の配置のために、当該地域等の条件を示して農林水産省に登録調査員の紹介を求めた場合、農林水産省は民間事業者への情報提供の同意が得られた登録調査員の中から、該当者を整理した名簿を

貸与する。

- (イ) 照会対応事例集
- (オ) 審査・集計・検討事項一覧表（別紙6）
- (カ) オンライン調査システム利用手順書
- (キ) ワンタイムパスワードトークン（「政府統計共同利用システム」にアクセスする際に必要となるワンタイムパスワード（認証のため1回に限り使用できる使捨てのパスワードをいう。）を生成する機器をいう。）
- (ク) 平成26年調査結果
- (ケ) 農作物価統計調査 都道府県別集計プログラム（MicrosoftExcel2003 以上で動作するマクロ）
- (コ) オンライン調査システム操作ガイド

ウ 業務の引継ぎ

農林水産省は、民間事業者が本業務を開始するまでの間に、業務内容を明らかにした書類等により民間事業者に十分な業務の引継ぎを行うものとする。

また、本業務の終了に伴い民間事業者が変更となる場合には、農林水産省は9の(1)の報告等を基に次期事業者へ引継ぎを行うものとするが、業務終了前に民間事業者に対し引継ぎに必要な資料を求めた場合は、民間事業者はこれに応じるものとする。

エ 業務内容

本業務における業務内容は以下のとおりであるが、民間事業者は定期的に農林水産省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めるものとする。

(7) 実査準備

a 調査関係用品の印刷（11月から12月まで）

民間事業者は、次に示す項目に留意して調査関係用品の印刷を行うこととする。

(a) 調査対象に配布する調査関係用品（別紙7参照）のうち印刷を要するものについて農林水産省が提供した原稿を基に作成・印刷すること。

(b) 各調査関係用品の印刷に当たっては、農林水産省の指定した仕様（紙質、色など）を使用すること。

見本については、入札説明会において示すものとする。

(c) 調査対象に配布する調査関係用品における本調査の実施機関名は「農林水産省農作物価統計調査事務局」とすること。

b 調査対象への翌年の調査の連絡・協力依頼（11月から12月まで）

民間事業者は毎年11月から12月までに調査対象に対し、翌年の調査の連絡・協力依頼を行う。

その際、調査の方法（面接又は電話による他計調査もしくは自計調査）について確認を行うとともに、調査関係用品の配布の方法及び頻度についても調査対象に確認する。また、農林水産省から契約後に貸与される「調査対象一覧表」及び「調査品目一覧表」を基に、すべての調査対象に対して調査品目及び調査月について確認する。他計調査で実施する場合には、速やかに調

査員を確保し、必要な教育（研修）等を実施する。

インターネットが整備されている調査対象については、オンライン調査について協力を求めることとし（別紙8）、新たにオンライン調査を希望する調査対象があった場合は農林水産省に連絡する（オンライン調査への変更は、年途中からでも可能。）

なお、オンライン調査導入促進の方法については、民間事業者の創意工夫により設定し、業務実施の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「提案書」という。）にその具体的な内容を記述するものとする（平成25年12月現在の調査対象におけるオンライン調査システムの利用割合は、約3パーセント）。

また、農業経営に直接関係ある物価の動向を的確に把握する観点から、調査対象に対しては、可能な限り継続して調査ができるよう協力を依頼するものとし、やむを得ず調査の継続が困難となった場合は、次によるものとする。

- (a) 農林水産省に対して調査対象名と継続が困難となった理由を「調査不能状況」（別紙9）により報告すること。
- (b) 農林水産省はその連絡を受けた後、代替の調査対象の選定を行い、当該調査対象へ事前に連絡するとともに民間事業者へ連絡する。民間事業者は、代替の調査対象に対し、調査の実施に関する連絡・協力依頼を行い、農林水産省にその結果を連絡する。

(イ) 実査

a 調査関係用品の配布、調査票の作成

自計調査を選択した調査対象に対しては、調査月毎の該当調査品目を記入した調査票を配布する。

なお、オンライン調査を選択した調査対象に対しては、「システム利用手順書」に基づきID、パスワードを設定の上、「システム操作ガイド」に添付し配布する。

他計調査を選択した調査対象に対しては、調査員が調査事項について聞き取り、調査員が調査票に記入する。

調査対象への調査関係用品の配布に要した郵送料については、実額を農林水産省が負担する。

b オンライン調査システムの回答者情報登録

民間事業者は、毎月5日までに「システム利用手順書」に基づき回答者情報等の登録作業を行う（別紙10参照）。

なお、情報セキュリティ対策を講じた作業場所並びにADSL等のブロードバンド環境及び固定IPアドレスを民間事業者で準備することとし、システム環境については次表のとおりとする。

OS（オペレーティングシステム）	Windows7、Windows Vista、MacOS X v10.7、MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、MacOS X v10.4
------------------	--

ム)	
ブラウザ	Internet Explorer9、Internet Explorer8、Internet Explorer7、Safari6、Safari5、Safari4、FireFox15、GoogleChrome 21.0
PDF 利用ソフト	Adobe Reader 8.0以上

- c 調査対象からの問合せ・苦情等の対応（随時）
民間事業者は次の事項に基づき調査対象からの問合せ・苦情等の対応を行う。
- (a) 調査対象からの調査内容等に関する照会に適宜回答すること。
- (b) 調査対象からの問合せ・苦情等については、照会対応事例集に基づき、「問合せ・苦情等対応マニュアル」を作成し、本業務開始までに農林水産省の了解を得た上で、これにより対応すること。
また、オンライン調査システムを使用する場合の問合せ・苦情等の対応については、「システム操作ガイド」に基づき行うこと。
- (c) 問合せ及び苦情等の対応状況については、「問合せ・苦情等対応状況」（別紙11）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告すること。
- d 調査票の回収・督促
民間事業者は次により調査票の回収・督促を行う。
- (a) 調査票の回収・督促方法は、調査員による面接・聞き取り、郵送、FAX及びオンライン調査システムによる以外は民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
オンライン調査システムによる場合は、オンライン調査システム上において、回答データ取得の作業を行う（別紙10参照）。作業の手順については、「利用手順書」を参照するものとする。
調査対象からの調査票の回収に要した郵送料については、実額を農林水産省が負担する。
- (b) 回収した調査票について、調査月ごとの調査品目及び調査品目数に誤りがないか確認・整理する（別紙12参照）。
なお、その確認・整理の方法及び提出様式は、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
- (c) 指定した期日までに調査票が提出されない調査対象に対し、督促を行うこと。
- (d) 回収した調査票の内容が「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合や、調査対象から「調査日に調査品目の取扱いがない」との連絡を受けた場合は、調査対象に調査可能日（土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日）を聞き取り、当該日に再度調査する。なお、「当該月の平均的な価格から著しくかい離している」場合の判断がつかない場合には、その都度農林水産省へ確認する。

- (e) 調査票の回収・督促状況を「回収・督促状況」（別紙 13）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。
 - (f) 年途中で調査対象が休業、廃業及び調査品目の取扱いを中止するとの情報を得たときには、農林水産省に連絡すること（年途中で調査対象が脱落した場合は、農林水産省が調査対象の代替選定を行う。）。
- (4) 調査票の内容審査及び調査対象への疑義照会
- 民間事業者は、毎月、提出された調査票の内容について、審査・集計・検討事項一覧表（別紙 6）に基づき、記入漏れがないか確認するとともに、価格の妥当性等について確実に審査を行い、疑義がある場合は調査対象に対して照会を行い、調査票の内容を必要に応じ修正する。
- なお、調査対象ごとの調査票の内容審査又は調査対象への照会については、調査対象情報を活用し、効率的に行う。
- また、調査対象に対する照会の状況は「疑義照会状況」（別紙 14）に取りまとめ、農林水産省に電子メールにより報告する。
- (5) 調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成
- a 民間事業者は、審査が終了した調査票について、毎月、都道府県別にファイルフォーマットに基づき電子化し、電子化したデータを農業物価統計調査都道府県別集計プログラムを使用して集計し「都道府県別結果表」の電子ファイルを作成する。ただし、調査対象の都合により調査日が属する月の末日までに提出ができなくなった場合には、農林水産省へ連絡し指示を受ける。
- また、作成した都道府県別結果表について審査・集計・検討事項一覧表（別紙 6）に基づき、品目別の価格の変動要因等の検討を行い「価格変動要因等整理表」（別紙 15）を作成する。なお、調査対象又は細部銘柄に変更があった場合、調査の開始月においては当月の価格に加えて直近の調査期間最終月の価格を、調査期間中の変更においては当月の価格に加えて前月の価格の把握を行い価格変動要因等整理表（別紙 15）に整理する。
- なお、価格変動要因等整理表（別紙 15）の作成方法は従来の方法（審査・集計・検討事項一覧表（別紙 6）に記載）によるほか、民間事業者が設定することとし、提案書にその具体的な内容を書き込むこと。
- b 12月分の納入後、aにより作成した都道府県別結果表について、審査・集計・検討事項一覧表（別紙 6）に基づき、品目別の価格の妥当性等を審査するとともに変動要因等を検討し、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、都道府県別結果表を修正する。また、修正した都道府県別結果表を基に「都道府県別確定価格結果表」の電子ファイルを作成する。
- また、検討した品目別の価格の変動要因等を「年間の価格変動要因等整理表」（別紙 15）に整理する。
- c 都道府県別結果表の作成、検討及び報告に当たっての留意点
- (a) 前年結果との比較検討は、平成27年については農林水産省が貸与する平成26年調査結果を用いて行うこと。
 - (b) 都道府県別結果表について、審査・集計・検討事項一覧表（別紙 6）に基

づき検討を行った結果、修正が必要となった場合は、要因を調査し、データの修正を行うこと。

(c) 農林水産省から異常値が発見された旨の連絡を受けた場合はその要因を調査し、修正が必要となった場合はデータの修正を行うこと。

(d) 農林水産省が調査票の内容、結果表の内容等について確認を求めた場合は、これに応じること。

(オ) 調査対象への謝礼支給

民間事業者は、調査を実施した調査対象に対し、1年間の調査終了後、謝礼として調査票を回収した月数に応じ、一般農産物生産者価格調査は最大年間3,600円、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査は最大年間4,300円（ただし、一般農産物生産者価格調査、野菜生産者価格調査及び農業生産資材価格調査をすべて行った調査対象については、最大年間12,200円。）の謝金を支払い、又は謝金相当の謝礼品の支給を行うこととし、その実額（謝金代又は謝礼品代）を農林水産省が負担する。

なお、年間の謝金支払額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数について事業報告書に記載する。

オ 情報セキュリティ管理

(ア) 情報漏えい防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、その責任者を置くとともに、セキュリティマニュアルを作成して適正な調査情報の管理を行うものとする。

(イ) 調査関係用品、納入物件以外に作業過程で作成し、不要となった帳票、電子媒体等は、契約終了時までには裁断、粉碎等により廃棄するものとする。

(ウ) 情報セキュリティに関する事故等が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、その後の対応方針について協議するものとする。

カ 納入物件及び納入期日

納入物件及びその納入期日については、次の表の左欄に掲げる納入物件についてそれぞれ同表の右欄に定める期日とする。納入は電子媒体（調査票にあっては紙媒体）によるものとし、このほか、農林水産省の執務用・保存用として、調査対象配布用品一覧（別紙7）に掲げる印刷物一式を印刷終了時に5セット納入する。

なお、期限日が土日休日の場合は、その前日とする（以下同じ。）。

都道府県別結果表	調査日が属する月の末日
価格変動要因等整理表	調査日が属する月の末日
調査票（審査が終了したもの）	電子媒体：調査日が属する月の末日 紙媒体：調査年の翌年2月末日
都道府県別確定価格結果表	調査年の翌年2月末日
年間の価格変動要因等整理表	調査年の翌年2月末日

(2) 業務受託に関する留意事項

ア 民間事業者は本業務を実施するため、調査関係書類を厳重に管理する保管庫、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所を用意する。

イ 民間事業者は「農林水産省農業物価統計調査事務局」という名称を用いて実査、督促、照会対応等を実施する。

また、民間事業者は調査対象からの調査票の返送先を自ら確保するとともに、契約締結後速やかに、調査票の返送先等（住所及びFAX番号）を農林水産省に報告する。

ウ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するため、農林水産省との連絡・調整を行う担当者を設置する。

担当者は業務履行時間内（平日9時から18時まで）においては、速やかに農林水産省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、農林水産省との連絡・調整はこの担当者を経るものとする。

エ 本業務に当たり、各工程において農林水産省から立ち会いの要請があった場合は認めること。

オ 本業務の各工程ごとの作業方針、スケジュールを策定し、平成26年11月までに農林水産省と調整する。また、各工程ごとの作業方針、スケジュールに変更が生じた場合は農林水産省と調整する。

カ 事故が発生した場合は、速やかに農林水産省に報告し、指示を求めること。

キ 本業務の実施に当たり、実査や審査を実施する者、調査票や個人情報記された書類等を取り扱う者等に対し、調査内容や守秘義務等の遵守事項について十分理解できるよう研修を事前に行う。

研修の内容及びスケジュールについては、事前に農林水産省の了解を得るものとする。

ク 農林水産省の登録調査員の利用を希望する場合には、農林水産省から登録調査員に対し民間事業者への情報提供の可否を確認するとともに同意が得られた登録調査員を紹介するが、民間事業者が雇用する調査従事者の調査活動時に起こった事故等の補償に対しては、民間事業者の責任において対応する。

ケ 天災地変等の影響により、調査が行えなくなる調査対象があった場合、調査実施対象数については別途民間事業者に連絡する。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務を実施するに当たり確保されるべき質として求められるものは、次に掲げるとおりである。

ア 本業務の実施に当たり農林水産省と調整した上、スケジュールに沿って確実に業務を実施すること。

イ 照会対応業務においては、民間事業者が作成する問合せ・苦情等対応マニュアルに沿って対応すること。

ウ 本調査は、農産物の価格・生産資材の価格及びその変動を的確に反映し農業物価指数を作成する観点から、調査対象については継続して調査することを原則と

している。このことから、調査票の回収率は一連の業務（督促業務等）を通じ、100パーセントを達成すること。

エ 調査票及び都道府県別結果表の審査・検討は、集計した結果の審査・集計・検討事項一覧表（別紙6）の検討項目全てについて行うこと。

なお、調査票及び都道府県別結果表の審査・検討については、

- ① 農林水産省が調査票データ及び集計値等の確認を求めた場合はこれに応じること。
- ② 農林水産省から疑義照会を受けた場合は、必要に応じて調査対象に対して疑義照会を行い、修正が生じた場合は調査票の内容を修正すること。

(4) モニタリングの方法について

農林水産省は、業務の実施に当たり確保されるべき質の確保状況について、2の(1)の力の納入物件及び9の(1)の報告事項により毎月確認する。

(5) 契約金の支払いについて

ア 契約の形態は請負契約とし、契約金額のほか、調査関係用品の配布及び調査票の回収に要した郵送料並びに謝金又は謝金相当の謝礼品支給額の代金については、別途農林水産省が負担する。

民間事業者は、当該別途農林水産省が負担する金額を請求する際は、支払った実額（以下「実額支払い分」という。）を証明できる書類（領収書、振込証明書等）を添付するものとする。

イ 契約金及び実額支払い分の支払いについては、落札者が決定した後、落札者と農林水産省が協議を行い、当該年度の予算の範囲内で支払金額・回数を決定する。

支払いに当たり民間事業者は、2の(1)の力の納入物件、9の(1)の報告事項、業務の完了を確認できる書類及び実額支払い分を証明できる書類を農林水産省に提出する。

農林水産省は、提出された書類に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。

なお、適正な業務がなされていない場合には、農林水産省は民間事業者に対し、再度業務を行うよう指示するとともに、業務の改善策の作成・提出を求めるものとする。業務の適正かつ確実な実施が確認できない限り支払いは行わない。

(6) 業務の改善策の作成・提出等

民間事業者は、次に掲げる場合は、速やかに業務の改善策（農林水産省への提案を含む。）を農林水産省へ提出し、農林水産省の承認を得た上で当該改善策を実施することとする。この場合において民間事業者は、改善策の作成、提出及び実施に当たり、農林水産省に対して必要な助言及び協力を求めることができる。

ア 農林水産省が、2の(1)の力の納入物件や問合せ・苦情等対応状況の確認又は業務の実施状況を観察することにより、業務の質が満たされないことが明らかになり、業務の改善が必要と判断し、民間事業者に対して業務の改善を求めた場合

(2) 入札実施手続

ア 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、農林水産省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、農林水産省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び農林水産省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けた全ての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

イ 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類、提案書、「表1 評価項目一覧表」の提案書項番号欄に該当する提案書の項番号を記載したもの及び5の(2)のエで示すセキュリティマニュアルを提出することとする。

なお、入札金額には、本業務に要する一切の諸経費（実額支払い分を除く。）の108分の100に相当する金額を記載することとする。

また、法第15条において準用する第10条各号（第11号を除く。）に規定する欠格事由の審査に必要な書類を添付することとする。

ウ 提案書の内容

入札参加者が提出する提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

なお、農林水産省が民間事業者の創意工夫による設定を求めている事項以外についても、民間事業者が創意工夫できる事項については提案書に記載する。

(ア) 実施計画

(イ) 実施体制・設備・環境

(ロ) 組織の専門性

(ハ) 本業務従事予定者の研修

(ニ) セキュリティ対策

(ホ) 調査関係用品の印刷・配布

(ヘ) 調査対象への翌年の調査の連絡・協力依頼及び調査対象への謝礼支給

(ニ) 問合せ・苦情等対応

(ケ) 調査票の回収・督促

(コ) 調査票の審査・疑義照会対応

(サ) 調査票データの電子化及び報告

(シ) 都道府県別結果表の作成、検討及び報告

エ セキュリティマニュアルの内容

セキュリティマニュアルには、次に掲げる事項を必ず記載することとする。

(ア) 前年・当年調査票、調査対象一覧表及び調査対象情報についての管理体制

(イ) オンライン調査システムを使用するパソコンや作業場所のセキュリティ対策及

び電子メールで報告する際のセキュリティ対策

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。

- (1) 落札者決定に当たっての質の評価項目の設定は、「表 1 評価項目一覧表」のとおりとする。

表1 評価項目一覧表

提案書の目次				評価項目	評価の観点	得点配分			提案書番号
大項目	中項目	小項目	細項目			必須 (基礎点)	加点	加重	
1 実施計画									
1.1	本業務実施計画		・本業務実施計画(スケジュール)は、農林水産省の示す要件が満たされているか	基本的な調査実施計画	7	-	-		
		☆	・業務手順について、効率的に業務を実施する工夫が示されているか	調査の効率化	-	9	3		
2 実施体制									
2.1	実施体制・設備・環境		・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、業務増加時の人員の補助体制が確立されているか	基本的な組織体制	3	-	-		
			・調査に対応できる調査員を確保する計画が記載されているか。また、実査時において的確に配置できる方法が具体的に記載されているか		3	-	-		
			・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか		3	-	-		
			・支出に係る証拠書類等の整理・保管体制等を有しているか	基本的な設備環境と財務基盤	3	-	-		
			・本業務を実施する場所、設備環境(調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット等)について十分な体制が用意されているか		3	-	-		
			・統計調査に精通した責任者を適正に配置しているか(各工程において適正に責任者を配置しているか)	統計調査の知識と体制の柔軟性	-	9	3		
			・農林水産省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか		-	6	2		
2.2	組織の専門性		・業務遂行に当たり、農産物の生産・流通価格及び農業生産資材の価格等の知見を有しているか	専門性	-	12	4		
			・電話による督促、問合せ、苦情対応の業務を行うに当たっては、テレマーケティング業務の実務経験者を有する者を配置することとなっているか	処理能力	-	3	1		
			・類似調査事業の受託実績があり、組織または本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識、ノウハウ等があるか	実務実績	-	6	2		
			・ISO9001の認証を受けているか(注1)	資格	-	3	1		
2.3	本業務従事予定者の研修		・教育(研修)のプログラムの概要が必要な内容を含むか(農作物価統計調査について、秘密の保護についてなど)	研修のプログラム	4	-	-		
		☆	・研修の計画に工夫がみられるか(方法、研修時間など)	研修計画	-	6	2		
		☆	・統計調査(調査項目)の特徴や特性が理解される工夫があるか		-	6	2		
2.4	セキュリティ対策		・農林水産省の示す情報セキュリティ管理の要件が満たされているか	基本的なセキュリティ	3	-	-		
			・プライバシーマークの認証を受けているか(注1)		-	3	1		
			・情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)の認証を受けているか(注2)	万全なセキュリティ	-	6	2		
			・効果的かつ実現可能なセキュリティ対策が具体的に示されているか		-	3	1		
3 個別業務の実施方法									
3.1	調査関係用品の印刷・配布、調査の協力依頼・確認及び調査対象への謝礼支給		・印刷・配布、調査対象への協力依頼、謝礼支給についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	5	-	-		
		☆	・調査対象の継続的な調査協力を得るための工夫が見られるか		-	9	3		
		☆	・オンライン調査の導入促進の工夫が示されているか		-	3	1		
3.2	問合せ・苦情等対応		・問合せ・苦情等対応についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-		
		☆	・調査対象からの問合せ・苦情等に、迅速、適切に対応するための体制と工夫が示されているか	問合せ・苦情等対応の工夫	-	9	3		
3.3	調査票の回収・督促		・調査票の回収・督促についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	5	-	-		
		☆	・調査票を回収するため、効果的・効率的に行うための創意工夫による設定がされているか	調査票回収・督促業務の質	-	12	4		
		☆	・回収した調査票について、確認・整理の方法及び提出様式について創意工夫による設定がされているか		-	9	3		
3.4	調査票の審査		・調査票の審査についての手順が具体的に示されているか	基本的手法	3	-	-		
		☆	・調査票の審査を正確・迅速・確実に行うための工夫がみられるか(回収した調査票の審査の際、疑義等について照会を確実に行う工夫がされているか)	調査票審査業務の質	-	9	3		
3.5	調査票の電子化、都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告		・調査票の電子化・都道府県別結果表(集計含む)及び価格変動要因等整理表の作成・検討・報告についての手順が具体的に示されているか。	基本的手法	3	-	-		
		☆	・都道府県別結果表の作成・検討を効率的に行うための工夫がみられるか	効率化	-	9	3		
		☆	・価格変動要因等整理表の作成を効率的に行うための行為工夫による設定がされているか		-	9	3		
			・農林水産省からの疑義照会に対する対応が示されているか		-	6	2		
4 その他									
4.1	農林水産省が創意工夫を求めている項目以外の創意工夫の事項	☆	・その他、業務を効果的・効率的に実施するための創意工夫が示されているか	その他	-	3	1		
					50	150			
☆ 新規性・創造性・効率性を求める項目					93	93			
実施体制、実績を評価する項目					107	50 57			
技術点合計					200	50 150			
必須(基礎点)の評価については、「項目に該当する点数」または「0点」により評価、加点については、加点項目ごと3点満点で0~3点の4段階により評価 注1)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…3点 で評価を行う 注2)この項目は、認証を受けていない…0点 認証を受けている…6点 で評価を行う									

落札者を決定するための評価は、提出された提案書の内容が本業務の目的・趣旨に沿い、かつ、実行可能なものであるか(必須項目として評価する)、また、効果的なものであるか(加点として評価する)について行うものとする。

ア 必須項目審査

農林水産省は、入札参加者が提案書に記載した内容が「表1 評価項目一覧表」上の「必須(基礎点)」を満たしていることを確認する。全て満たしている場合は合格として基礎点(50点)を付与し、1つでも満たしていない場合は失格とする。

イ 加点項目審査

必須項目審査で合格になった入札参加者に対して、「表1 評価項目一覧表」上の「加点」の項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるかという観点から入札参加者の企画提案を評価することにより加点する。

評価者は、加点項目ごとに入札参加者の提案書の内容を比較し、各入札参加者に対して「表2 審査基準」により0点から3点を付与する。

各入札参加者の得点は、各評価者の得点に、重要度に応じた加重を乗じた値とする。(満点150点)

表2 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

(2) 落札方式及び得点配分

ア 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、「エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の範囲内であること。

(イ) 「表1 評価項目一覧表」に記載される要件のうち必須とされた項目を全て満たしていること。

イ 得点配分

得点配分は、「表3 得点配分」のとおりとする。

技術点に関しては、新規性、創造性、効率性を求める項目の配分を93点、実施体制、実績を評価する項目の配分を107点とする。

表3 得点配分

技術点（必須項目：基礎点）	50点
技術点（加点項目：加点）	150点
価格点	100点

ウ 技術点の算出

基礎点は、必須とされた項目（最低限の要求要件）について全て満たす場合は50点とし、1つでも満たしていない場合は0点とし失格とする。

また、加点について複数の評価者がいる場合は、各評価者の評価結果（点数）を合計し、それを平均して技術点を算出する（小数点以下の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる）。

エ 総合評価点の計算

次によるものとし、総合評価点は、数値の最も高い者が明らかになるまで算出する。

総合評価点＝技術点＋価格点

技術点＝基礎点＋加点

価格点＝価格点の配分×（1－入札価格÷予定価格）

(3) その他

ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、「(2)エ 総合評価点の計算」によって得られた数値の最も高い1者を落札者として決定することがある。

イ 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。

また、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない農林水産省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。

ウ 農林水産省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札者が決定しなかった場合の取扱い

初回の入札で落札者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

7 農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示

農作物価統計調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、「従来の実施状況に関する情報の開示」（別紙16）のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度
- (5) 従来の実施方法

8 民間事業者が使用できる国有財産に関する事項

民間事業者がオンライン調査による調査票の受理等に使用するためのオンライン調査システム) へのアクセス権を付与する。

9 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告

2の(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、次の表の報告事項欄に掲げる事項について同表の報告期日欄に掲げる期日までに農林水産省に報告する。

また、農林水産省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するため、必要に応じ、民間事業者との情報交換の場を設けるものとする。

報告事項	報告期日	備 考
調査不能状況	随時	別紙 9 参照
問合せ・苦情等対応状況	調査日が属する月の末日	別紙 11 参照
回収・督促状況	調査日が属する月の末日	別紙 13 参照
疑義照会状況	調査日が属する月の末日	別紙 14 参照
調査品目及び調査品目数の確認の状況	調査日が属する月の末日	
勤務体制	調査日が属する月の末日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の業務担当者の配置実績及び勤務体制を記載すること。 ・ 各工程の管理責任者の氏名、所属及び連絡先を記載すること。 ・ 督促・審査及び苦情対応に係る業務の担当者の氏名及び所属を記載すること。 ・ 調査票等に係る業務の管理体制及び調査票等の管理・保管の状況を記載すること。
事業報告書		年間の謝金支払金額（支払件数）、謝礼品支給額（支給件数）及び受領辞退調査対象数について記載すること。
平成 27 年調査	平成 28 年 3 月末日	
平成 28 年調査	平成 29 年 3 月末日	

平成 29 年調査	平成 30 年 3 月末日	
平成 30 年調査	平成 31 年 3 月末日	
平成 31 年調査	平成 32 年 3 月末日	

(2) 調査

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するため、(1)の報告やア及びイによるモニタリングの結果等から必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができるものとする。

立入検査をする農林水産省の職員は、検査を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

ア 民間事業者への電話等(適宜)

農林水産省から民間事業者へ電話等により、業務担当者に対し、照会状況、調査票の回収状況等の様々な質問を投げかけることで、適切に業務の運営がなされているかを詳細に調べる。

イ 不正行為の有無の確認(適宜)

民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者による調査票の不正記入等の不正行為を防止するため、回収調査票を適宜選択し、調査対象に農林水産省から不正行為の有無を確認する。

(3) 指示

農林水産省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、(2)の調査結果等により必要があると認められるときは、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

なお、上記にかかわらず、農林水産省は、業務の質の低下につながる問題点を確認した場合は、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができるものとする。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して農林水産省が開示した情報等（公知の事実等を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏えいしてはならないものとし、そのために必要な措置を講ずるものとする。民間事業者の職員及び本業務に従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第54条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

ア 業務の開始及び中止

(ア) 民間事業者は、締結された本契約に定められた業務開始日に、確実に本業務を開始しなければならない。

(イ) 民間事業者は、やむを得ない事由により本業務を中止しようとするときは、あらかじめ農林水産省の承認を受けなければならない。

イ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、本業務において、調査対象に対する謝礼を除き、金品等を受け取ることは与えることをしてはならない。

ウ 宣伝行為の禁止

(ア) 民間事業者の職員及び本業務に従事していた者は、「農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課」や「農業物価統計調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合を除く。）及び当該自ら行う業務が農業物価統計調査の一部であるかのように誤認させるおそれのある行為をしてはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。

エ 事業の同時実施の禁止

民間事業者は、本業務において調査対象と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

オ 記録・帳簿書類の保管

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、事業を実施した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

カ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

キ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ、農林水産省の承認を受けなければならない。

ク 再委託

(ア) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

(イ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

(ウ) 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で農林水産省の承認を受けなければならない。

- (エ) 民間事業者は、(イ)又は(ウ)により再委託を行う場合には、民間事業者が農林水産省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し上記「(4)秘密の保持」及び本項（「(5)契約に基づき民間事業者が講ずべき措置」）に規定する事項について必要な措置を講じさせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。
- (オ) 再委託先の事業者の責めに帰すべき事由は、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。
- (カ) 民間事業者は、本業務の実施に当たり、再委託先の事業者に再々委託をさせてはならない。

ケ 請負内容の変更

民間事業者及び農林水産省は、本業務のさらなる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

コ 契約の解除

農林水産省は、請負契約書に定めるところにより民間事業者が次に該当する等の場合は、契約を解除することができ、解除した場合は、民間事業者に違約金を納付させる。

- (ア) 法第22条第1項に該当するとき。
- (イ) 暴力団員を役員又は従業員としていることが明らかになったとき。
- (ウ) 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

サ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と農林水産省とが協議するものとする。

10 契約により民間事業者が負うべき責任

- (1) 本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

ア 農林水産省が国家賠償法（昭和22年法律第125号）第1条第1項等に基づき当該第三者に対する賠償を行ったときは、農林水産省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存する場合は、農林水産省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。

イ 民間事業者が民法（明治29年法律第89号）第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について農林水産省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は農林水産省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自らの賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

- (2) 民間事業者が本契約に違反したことによって、又は民間事業者（法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の本契約の履行に従事する者が故意若しくは過失によって農林水産省に損害を与えたときは、民間事業者は、農林水産省に対する当該損害の賠償の責めに任じなければならない。
- (3) 民間事業者は、民間事業者の責に帰すべき事由により、「2(1)カ 納入物件」に定める納入期限を遅延したときは、遅延金として納入期限の翌日から履行完了までの遅延日数1日につき契約金額の年5パーセントの割合で計算した額を農林水産省の指定する期間内に納付しなければならない。

11 法第7条8項に規定する評価に関する事項

(1) 実施状況に関する調査の時期

農林水産省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を得るため、本業務の実施状況について、平成30年12月31日時点における状況を調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

農林水産省は、9の(1)の報告等を基に、(3)の調査項目について必要な調査を行い、従来の実績と比較・分析すること等により、質の維持向上が達成されたかを評価する（数値的な比較が可能な項目については定量的に評価する。）。併せて経費削減が達成されたかを確認する。

(3) 調査項目

農林水産省は、次に掲げる項目について調査するものとする。

ア 9の(1)の報告に係る事項

イ 調査票及び統計表の検証状況（農林水産省からの照会対応等の件数・内容等）

ウ 実際に本業務の実施に要した経費

(4) 意見聴取等

農林水産省は、必要に応じ民間事業者及び調査対象から意見の聴取等を行うことができるものとする。

(5) 実施状況等の提出

農林水産省は、本業務の実施状況等については、評価を行うため、報告様式に従い平成31年2月を目途に内閣総理大臣及び官民競争入札等監理委員会へ提出するものとする。なお、農林水産省は、本業務の実施状況等を提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

また、必要に応じて農林水産本省入札等監視委員会とも情報を共有するものとする。

12 その他の実施に関する必要事項

(1) 会計検査について

民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実地の検査を受け、同院から資料・報告等の提出を求められること、又は質問を受けることがある。

(2) 統計法令等の遵守

本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成19年法律第53号）その他関係法令を遵守する。

特に、統計法は第41条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずる。

(3) 本業務に従事する者は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。

(4) 次のいずれかに該当する者は、法第55条の規定により30万円以下の罰金に処されることとなる。

ア 9の(1)による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は9の(2)による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

イ 正当な理由なく、9の(3)による指示に違反した者

(5) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、(4)の違反行為をしたときは、法第56条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して(4)の刑が科されることとなる。

(6) 官民競争入札等監理委員会への報告

農林水産省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。

また、法第45条に基づき官民競争入札等監理委員会から求められた場合は、事業の実施状況等について官民競争入札等監理委員会へ報告又は資料の提出を行うこととする。

(7) 農林水産省の監督体制

ア 本契約に関する監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。

イ 本業務の実施状況に係る監督は、9の(2)により行うこととする。

(8) 公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会

農林水産省は、民間競争入札実施要項の策定及び業務実施状況の評価等を行うに当たり専門技術的知見を得るために、外部有識者3名を構成員とする「公共サービス改革法に基づく民間委託統計調査に関する技術検討会」を開催することとする。

農業物価統計調査都道府県別調査対象数及び調査員数

地方農政局等	都道府県	都道府県別調査客体数(平成25年)				調査員配置 (平成25年)
		農産物生産者価格調査		農業生産資材 価格調査	計	
		一般農産物	野菜			
調査規模(全国)		1,300	728	1,243	3,271	218
北海道	北海道	69	40	60	169	11
東北	宮城	29	9	19	57	4
	青森	24	16	50	90	4
	岩手	30	12	23	65	3
	秋田	20	14	31	65	4
	山形	35	20	30	85	5
関東	福島	43	20	20	83	5
	埼玉	38	26	30	94	7
	茨城	40	28	24	92	5
	栃木	44	30	25	99	4
	群馬	26	16	18	60	2
	千葉	50	41	28	119	9
	東京	6	9	14	29	2
	神奈川	35	14	16	65	5
	山梨	28	6	14	48	4
北陸	長野	37	19	20	76	4
	静岡	35	23	29	87	6
	石川	19	13	14	46	3
	新潟	29	25	43	97	7
東海	富山	8	6	27	41	3
	福井	12	6	11	29	4
	愛知	31	31	27	89	6
近畿	岐阜	32	9	37	78	4
	三重	21	8	19	48	4
	京都	17	13	16	46	4
	滋賀	6	7	16	29	4
中国四国	大阪	3	7	12	22	2
	兵庫	21	16	31	68	4
	奈良	13	3	16	32	2
	和歌山	22	9	22	53	3
	岡山	28	16	47	91	7
	鳥取	17	8	24	49	2
	島根	24	9	30	63	4
九州	広島	32	16	28	76	6
	山口	16	11	36	63	6
	徳島	34	31	28	93	6
	香川	31	18	34	83	6
	愛媛	30	11	34	75	7
	高知	15	13	13	41	2
九州	熊本	40	22	28	90	5
	福岡	37	12	25	74	7
	佐賀	17	4	22	43	3
	長崎	37	11	26	74	4
	大分	40	17	27	84	4
	宮崎	27	10	30	67	6
沖縄	鹿児島	38	21	30	89	4
沖縄	沖縄	14	2	39	55	5

※ 調査客体数については、前回(平成22年)基準の客体数であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成29年調査から調査客体数を変更する場合がある。

農産物の品目別調査都道府県及び調査月
(1) 全国指数品目

類 別	米				麦	
	うるち玄米	もち玄米	うるち白米	もち白米	小 麦	
コード番号	1015	1045	1060	1070	1080	
調査月	1~12	1~ 3 8~12	1~12	1~12	6~10	
北海道	1~12	1~ 2 10~12	1 10~12	1 10~12	8~10	
東北	青森	1~12		1~12		
	岩手	1~12	9~10		8	
	宮城	1~12	10~11	1 10~12	7~ 8	
	秋田	1~12				
	山形	1~12	9~10	9~11		
	福島	1~12	10~11	10~12	10~12	
関東	茨城	1~12	9~11	1~ 3 8~12	7~ 8	
	栃木	1~12	10~12		7	
	群馬	1~12	10~11	10~12	6~ 7	
	埼玉	1~12		3~ 4 9~12	1~ 2 10~12	6~ 7
	千葉	1~12	8~ 9			
	東京					
	神奈川	1~12	11	1~12	1~12	
	山梨	1~12				
	長野	1~12	10~12	10~12	10~12	7~ 8
静岡	1~12	9~10	1~12	1~12	6~ 7	
北陸	新潟	1~12	1~ 3 9~12	9~11	9~10	
	富山	1~12	1~ 2 11~12	1~12	10~12	
	石川	1~12	1~ 3 10~12	1~12	9~10	
	福井	1~12	1~ 3 10~12	1~12	10~12	
東海	岐阜	1~12	9~12	9~12	10~12	
	愛知	1~12		1~12	7	
	三重	1~12			6~ 7	
近畿	滋賀	1~12			7	
	京都	1~12			7	
	大阪					
	兵庫	1~12	9~12		7	
	奈良	1~12		1~12	7	
中国・四国	和歌山	1~12				
	鳥取	1~12	10~12	1~12	10~12	
	島根	1~12	9~10	1~12		
	岡山	1~12	9~11			
	広島	1~12	9~10			
	山口	1~12				
	徳島	1~12				
	香川	1~12	10~12	1~12		6~ 7
	愛媛	1~12	10~12			
高知	1~12					
九州	福岡	1~12	11~12	1 10~12	1 11~12	6~ 7
	佐賀	1~12	10~12	1 10~12	1~ 2 11~12	6~ 7
	長崎	1~12		1~ 3 10~12		7
	熊本	1~12	1~ 3 10~12	1~ 2 9~12	1 11~12	7
	大分	1~12	10~12	1 10~12	1 11~12	7
	宮崎	1~12		11~12	11~12	
	鹿児島	1~12		11		
沖縄	1~12					

※ 調査月については、前回(平成22年)基準の調査月であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成27年調査から調査品目の変更、平成29年調査から調査月を変更する場合がある。

類 別		麦			雑 穀	豆	
品 目 名		裸 麦	六条大麦	ビール大麦 二条大麦	そ ば	大 豆	
コード番号		1090	1100	1110	1985	1120	
調査月		6～ 8	6～ 8	6～ 9	9～12	1～12	
北海道				9	9～12	1～ 9	11～12
東北	青森					1～ 7	
	岩手					1～ 7	12
	宮城		7			1～ 7	12
	秋田				10～12	1～ 7	12
	山形				11～12	1～ 7	12
	福島				11～12	1～ 4	
関東	茨城		6～ 8	6～ 7	9～12	1～ 2	12
	栃木		7	7	9～12	1～ 5	12
	群馬			6～ 7			12
	埼玉			6～ 7		1～ 2	12
	千葉						
	東京						
	神奈川						
	山梨					11	
長野		6～ 7		9～12	2～ 3		
静岡					1～ 2	12	
北陸	新潟		7			1～ 3	12
	富山		7			1～ 3	12
	石川		7			1～ 3	
	福井		7		11～12	1～ 3	12
東海	岐阜					1～ 6	12
	愛知					1～12	
	三重					1～12	
近畿	滋賀					1～12	
	京都					1～ 2	
	大阪						
	兵庫					1～12	
	奈良					1～12	
中国・四国	和歌山						
	鳥取						
	島根					1～10	
	岡山			6～ 7			
	広島						
	山口						
	徳島						
香川	6～ 8				1～2	12	
愛媛	6～ 7				2～9		
九州	高知						
	福岡			7～ 8		1～10	
	佐賀			6～ 7		1～10	
	長崎					1～ 9	
	熊本			7		1～10	
	大分	7				1～10	
宮崎							
鹿児島					12	1～10	
沖縄							

類 別		豆				い も					
品 目 名		小 豆		らっかせい		かんしょ 食 用		かんしょ 加工用		ばれいしょ 食 用	
コード番号		1130		1140		1170		1180		1190	
調査月		1~ 3	10~12	1~ 2	10~12	1~12		1~ 4	8~12	1~12	
北海道		1~ 3	10~12							1~ 2	8~12
東北	青森		10~12							8~ 9	
	岩手		11~12								8~12
	宮城									7~ 9	
	秋田									7~ 8	
	山形										
関東	福島									8~ 9	
	茨城			1~ 2	11~12		11~12		11~12	6~ 7	
	栃木		12								
	群馬									6~ 7	
	埼玉						10~12			6~ 8	
	千葉			1	10~12	1~12				6~ 7	
	東京									6~ 7	
	神奈川						9~10			6~ 7	
北陸	山梨									8~10	
	長野									5~ 7	
	静岡						7~9			6~ 8	
東海	新潟									6~ 8	
	富山										
	石川						9~11			7~ 8	
近畿	福井						9~11			6~ 8	
	岐阜										
	愛知									7~ 8	
中国・四国	三重									6~ 7	
	滋賀										
	京都	1~ 2					1~ 3	9~12		6~ 8	
	大阪										
	兵庫	1						8~12		6~ 7	
九州	奈良										
	和歌山										
	鳥取										
	島根		12					8~12		6~ 9	
	岡山	1~ 2								1~ 3	6~ 8
	広島									1~ 2	7~ 8
	山口										
	徳島						1~ 5	10~12			
香川						7~ 8			1~ 2	6~ 8	
沖縄	愛媛						11			3~ 9	
	高知						6~ 7				
	福岡						9~11			5~ 7	
	佐賀									5~ 7	
	長崎									1~ 2	4~ 6
	熊本						1~ 5	10~12		4~ 6	
	大分						1~ 4	10~12			
宮崎						1~ 2	7~12				
鹿児島						1~ 3	7~12	1~ 4	8~12	4	
沖縄						1~12				3~ 5	

類 別		い も		果 実			
品 目 名		ばれいしょ 加工用	ばれいしょ 種子用	りんご ふ じ		りんご つがる	りんご 王 林
コード番号		1200	1210	1220		1230	1240
調査月		9~11	3 8~11	1~ 5	11~12	9~10	1~ 4 11~12
北 海 道		9~11	9~11	1~ 3		10	
東 北	青 森			1~ 5	11~12	9~10	1~ 4 11~12
	岩 手				11~12	9	11~12
	宮 城			1~ 2	12		
	秋 田			1	11~12		11~12
	山 形				11~12	9	
	福 島				11~12	9	
関 東	茨 城						
	栃 木						
	群 馬				11~12		
	埼 玉						
	千 葉						
	東 京						
	神奈川						
北 陸	山 梨						
	長 野				11~12	9	11~12
	静 岡						
	新 潟						
東 海	富 山						
	石 川						
	福 井						
近 畿	岐 阜						
	愛 知						
	三 重						
	滋 賀						
	京 都						
中 国 ・ 四 国	大 阪						
	兵 庫						
	奈 良						
	和 歌 山						
	鳥 取						
	島 根						
	岡 山						
	広 島						
九 州	山 口						
	徳 島						
	香 川						
	愛 媛						
	高 知						
	福 岡						
沖 縄	佐 賀						
	長 崎		3 8				
	熊 本						
	大 分						
鹿 児 島	宮 崎						
	鹿 児 島						

類別		果 実				
品目名		りんご ジョナゴールド	みかん 普通温州	みかん 早生温州	なつみかん (甘なつ)	いよかん
コード番号		1250	1270	1280	1290	1300
調査月		1~ 4 10~12	1~ 3 12	8~12	3~ 6	1~ 3
北海道						
東北	青森	1~ 4 10~12				
	岩手	10~11				
	宮城					
	秋田					
	山形					
関東	福島					
	茨城					
	栃木					
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
北陸	神奈川		1~ 2 12	11~12		
	山梨					
	長野	10				
	静岡		1~ 2 12	11~12	4	
	新潟					
東海	富山					
	石川					
	福井					
近畿	岐阜					
	愛知		1~ 2 12	10~11	4~ 5	
	三重		1~ 2 12			
	滋賀					
	京都					
中国・四国	大阪					
	兵庫		1 12			
	奈良					
	和歌山		1~ 2 12	10~12	3~ 5	2~ 3
	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島		1 12	11~12	4	2
九州	山口		1~ 2 12			
	徳島		1~ 3	11		
	香川		1	10~12		
	愛媛		1 12	10~12	3~ 4	1~ 3
	高知		1~ 2	11~12		
	福岡		1~ 2 12	11	4~ 6	1~ 3
	佐賀		1~ 2 12	10~11		1~ 3
沖縄	長崎		1~ 2 12	10~12		2~ 3
	熊本		1 12	10~12	3~ 5	2~ 3
	大分		1~ 2 12	9~11	3~ 5	2~ 3
	宮崎			9~10		
	鹿児島		1~ 2		9~12	4~ 6

類別		果 実				
品目名		なし 二十世紀	なし 豊 水	なし 幸 水	か き	ぶ どう デラウェア
コード番号		1310	1320	1330	1340	1350
調査月		8~10	8~10	7~ 9	10~12	6~ 9
北海道						8~ 9
東北	青森					
	岩手					
	宮城			9		
	秋田					
	山形			9	10~11	8~ 9
	福島	10	9~10	9	11~12	
関東	茨城		9	8	10~11	
	栃木		9	8~ 9		
	群馬	9	9	8		8
	埼玉		9	8		
	千葉		9	8		
	東京		9			
	神奈川	9	9	8~ 9	11	
	山梨					7~ 8
	長野	9	9	8~ 9		8~ 9
	静岡				11	
北陸	新潟	9~10	9	9	10~11	
	富山		9	8~ 9		
	石川		9	8~ 9		11~12
	福井			8		7~ 8
東海	岐阜				10~12	
	愛知		9	8	11	7~ 8
	三重		9	8	10~11	
近畿	滋賀				10~12	
	京都	9	9		11~12	
	大阪					6~ 8
	兵庫	9			10~11	
	奈良	9			10~11	6~ 8
	和歌山		9	8	10~11	7
中国・四国	鳥取	8~ 9	9	8	11~12	8
	島根				10~11	6~ 7
	岡山					
	広島					
	山口	9				
	徳島		8~ 9	8		6~ 7
	香川			8	10~12	7~ 8
	愛媛		9	8	10~12	
	高知					
九州	福岡		8~ 9	7~ 8	11~12	7~ 8
	佐賀		8~ 9	7~ 8		
	長崎		8~ 9			
	熊本		8~ 9	8	10~11	
	大分	9	9	8		7~ 8
	宮崎					
	鹿児島					
沖縄	縄					

類別		果 実				
品 目 名		ぶどう 巨 峰	ぶどう ピオーネ	も も	く り	う め
コード番号		1360	1370	1400	1410	1420
調査月		7~10	7~10	6~ 9	9~10	5~ 7
北海道						
東北	青森					
	岩手					
	宮城					6~ 7
	秋田					
	山形			8~ 9		
関東	福島			7~ 9		6~ 7
	茨城	8~ 9			9~10	6
	栃木	9				
	群馬	9				6
	埼玉	8~ 9			9~10	6
	千葉				9~10	
	東京					
	神奈川	8~ 9			10	6
	山梨	8~ 9	9	7~ 8		5~ 6
長野	9~10	9~10	8~ 9		6	
北陸	静岡				9~10	
	新潟	8~ 9		8		
	富山					
東海	石川					
	福井					6
	岐阜				9~10	
近畿	愛知	8~ 9				
	三重	8~ 9				
	滋賀					
	京都			7~ 8	9~10	6
	大阪				9~10	
中国・四国	兵庫				9~10	
	奈良					6
	和歌山	8		7~ 8		6
	鳥取	8~ 9				6
	島根					
	岡山		8~10	7~ 8		
	広島		7~ 9			
	山口					
九州	徳島					6
	香川		8~ 9	6~ 8		
	愛媛	8~ 9		7	9~10	
	高知					
	福岡	8~ 9		6~ 7	9	6
	佐賀	7~ 9				
沖縄	長崎	8~ 9				
	熊本	7~ 8		6~ 7	9~10	
	大分	8~ 9	7~ 8		9	
	宮崎				9	
	鹿児島					

類別		果 実				工芸農作物	
品目名		キウイフルーツ	おうとう	すもも	しらぬい (デコポン)	葉たばこ	
コード番号		1430	1440	1450	1460	1490	
調査月		1～ 5 11～12	6～ 7	6～ 9	2～ 4	1～ 3	8～12
北海道	青森					1～ 2	12
	岩手					1	11～12
	宮城						11～12
	秋田					1	11～12
	山形		6～ 7	7～ 9		1～ 2	12
	福島			7		1	11～12
関東	茨城					9～11	
	栃木					11～12	
	群馬	2～ 5					
	埼玉						
	千葉					9～10	
	東京						
	神奈川	3～ 4					
北陸	山梨	1～ 2 11～12	6	6～ 8			
	長野			7～ 9		1	
	静岡	2～ 3					
	新潟						10～12
東海	富山						10～12
	石川					10～11	
	福井					10～11	
近畿	岐阜						
	愛知						
	三重						
	滋賀						
中国・四国	京都						
	大阪						
	兵庫					10	
	奈良						
	和歌山	2～ 4		6～ 7			
	鳥取		12			9～10	
	島根					9～11	
	岡山						10～12
九州	広島				3		9～12
	山口						
	徳島					9～11	
	香川	1～ 2 11～12				9～11	
	愛媛	1～ 5			2～ 4	9～11	
	高知					10～11	
	福岡	1～ 4 12		6～ 7			
沖縄	佐賀	1～ 4			2～ 4	10～11	
	長崎						10～12
	熊本				2～ 4	9～11	
	大分	1～ 4 12					10～12
	宮崎					1～ 3	9～12
鹿児島						9～12	
沖縄						8～10	

類 別		工芸農作物				
品 目 名		てんさい	さとうきび	茶 生 葉	茶 荒 茶	こんにゃくいも
コード番号		1500	1510	1520	1530	1540
調査月		10~12	1~ 4	4~ 8	4~ 8	11~12
北海道		10~12				
東北	青森					
	岩手					
	宮城					
	秋田					
	山形					
関東	福島					
	茨城					
	栃木					11~12
	群馬					11~12
	埼玉			5~ 6	5~ 6	11~12
	千葉					
	東京都					
北陸	神奈川				6	
	山梨					11
	長野					
	静岡			5~ 6	5~ 6	
東海	新潟					
	富山					
	石川					
近畿	福井					
	岐阜				6~ 7	
	愛知					
	三重			6~ 7	5~ 7	
	滋賀				5~ 7	
中国・四国	京都				5~ 7	
	大阪				5~ 7	
	兵庫			5~ 7	5~ 7	
	奈良				5~ 7	
	和歌山					
	鳥取					
	島根			5	5	
	岡山					11~12
九州	広島					
	山口					
	徳島					
	香川			4~ 6		
	愛媛			5~ 6		
	高知					
	福岡				5~ 6	
沖縄	佐賀			5~ 6	5~ 6	
	長崎			5~ 6	5~ 6	
	熊本			5~ 6	5	
	大分			5	5	
	宮崎				5~ 8	
鹿児島		1~ 4	5~ 8	5~ 8		
沖縄		1~ 3	4~ 5	4~ 5		

類 別		工芸農作物		花 き			
品 目 名		い い 草	い 畳 表	きく(切花)	ばら(切花)	カーネーション (切花)	
コード番号		1550		1560	1580	1590	1600
調査月		1~ 3	7~12	1~12	1~12	1~12	1~12
北海道				7~ 9	7~ 9	7~10	
東北	青森			6~10			
	岩手						
	宮城			7~12	3~11	1~ 6 11~12	
	秋田			7~11			
	山形			7~10	5~11		
関東	福島			8~10			
	茨城			7~10	2~ 6 9~12	1~ 6 12	
	栃木			3~12	3~ 7 9~12	3~ 5 10~12	
	群馬			7~11	4~12		
	埼玉			5~10	3~ 6 10~12		
	千葉			6 11~12	1~ 6 10~12	1~ 5 12	
	東京			6 9~10	3~ 6 10~12	1~ 4	
	神奈川			8~ 9	5~11	6~10	
北陸	長野			3~12	3~ 7 9~12	1~ 5 11~12	
	静岡						
	新潟			8~12	5~11		
東海	富山			6~10	5~12		
	石川			7~10			
近畿	岐阜			7~10	1~ 6 10~12		
	愛知			3~12	1~ 6 10~12	1~ 5 12	
	三重			9~11	1~ 6 10~12		
中国・四国	滋賀			1~ 8 12			
	京都			6~12	4~ 7 9~12		
	大阪			3~12	4~12	1~ 6 10~12	
	兵庫			7~11	4~ 7 9~10	5~ 6	
	奈良			4~12	4~12	2~ 5 11~12	
九州	和歌山						
	鳥取			1 10~12	1~12	4~ 5 8~10	
	島根						
	岡山				4~12	3~ 5 11~12	
	広島			6~12	4~11		
	山口			1~12	3~12		
	徳島			2~12			
沖縄	香川			1~12	1 4~12	1~6 9~12	
	愛媛			7~12	4~12	1~ 5 10~12	
	高知						
	福岡		1~ 7 10~12	3~12	3~12	2~ 5 11~12	
	佐賀			3~12	3~12	2~ 5 10~12	
	長崎			1~ 5 8~12	3~11	1~ 5 11~12	
九州	熊本	1~ 3 7~12	1~12	1~ 2 6~12	1~ 3 9~12	4~ 5 11	
	大分			3~12	3~12	1~ 5 12	
	宮崎			2~12	1~ 5 9~12		
鹿児島			1~12				
沖縄			1~ 4 12				

類 別		花 き				
品 目 名		カスミノウ(切花)	りんどう(切花)	チューリップ(切花)	ゆり(切花)	トルコギキョウ(切花)
コード番号		1610	1620	1630	1640	1650
調査月		1~12	7~10	1~3 12	1~12	1~12
北海道		6~10			7~9	8~10
東北	青森					
	岩手		8~9		7~12	8~9
	宮城					
	秋田					
	山形					6~7
	福島	6~10	7~9		7~9	7~10
関東	茨城			1~3 12		5~8
	栃木				1~12	5~7
	群馬					
	埼玉			1~3 12	1~12	
	千葉				1~12	4~8
	東京					3~7
	神奈川					
	山梨					
	長野	6~10	7~10		6~9	6~10
	静岡					1~6 10~11
北陸	新潟			1~3 12	8~10	
	富山					
	石川					
東海	福井					
	岐阜					7~10
	愛知	1~5 11~12				1~6 10~11
近畿	三重					
	滋賀					
	京都					
	大阪				7~9	
	兵庫					
	奈良					
	和歌山	1~4 11~12				5~6 11~12
中国・四国	鳥取		7~9			
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島			1~3	1~2 12	
	香川					
	愛媛				4~12	
	高知	1~5 11~12			1~6 11~12	3~6
九州	福岡			2~3	5~8	5~6 10~12
	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5 11~12			1~3 12	1~6 11~12
	大分					1~6 11~12
	宮崎	1~5 11~12			1~5 11~12	
	鹿児島				1~12	
沖縄	縄					

類別		花き				
品目名		スターチス(切花)	ガーベラ(切花)	洋らん(切花)	チューリップ(球根)	ゆり(球根)
コード番号		1660	1670	1680	1690	1700
調査月		1~12	1~12	1~12	7~8	7 10~11
北海道		6~10				10~11
東北	青森					
	岩手					
	宮城		1~12			
	秋田					
	山形					
福島		6~8				
関東	茨城					
	栃木			1~12		
	群馬			1~12		
	埼玉			1~12		
	千葉	1~12	1~12	1~12		
	東京		1~12			
	神奈川					
山梨	長野	5~10				
	静岡		1~12	1~5 12		
	新潟				7	11
北陸	富山				8	
	石川					
福井						
東海	岐阜					
	愛知		1~12	1~7		
三重						
近畿	滋賀					
	京都					
	大阪					
	兵庫					
奈良						
和歌山		1~5 12	1~12			
中国・四国	鳥取					
	島根					
	岡山					
	広島					
	山口					
	徳島			1~3 12		
	香川					
愛媛						
高知	1~5 12					
九州	福岡		1~12	1~8 10~12		
	佐賀					
	長崎					
	熊本	1~5 11~12		1~12		
	大分					
宮崎			2~3			
鹿児島					7	
沖縄				1~12		

類別	花き				畜産物	
品目名	グラジオラス(球根)	洋らん(鉢物)	シクラメン(鉢物)	プリムラ類(鉢物)	鶏卵	
コード番号	1710	1720	1730	1740	1750	
調査月	11	1~12	10~12	1~3 10~12	1~12	
北海道			10~11		1~12	
東北	青森			1~3 12	1~12	
	岩手				1~12	
	宮城		11~12		1~12	
	秋田					
	山形				1~12	
福島			10~12	1~2 12	1~12	
関東	茨城	11		12	1~3 12	1~12
	栃木		1~12	11~12	1~2 11~12	1~12
	群馬			11~12		1~12
	埼玉		1~12	11~12	1~3 11~12	1~12
	千葉	11	1~12		1~2	1~12
	東京			12	1~3	
	神奈川				1~2 12	1~12
	山梨		1~12	11~12		
長野			11~12	1~2 11~12	1~12	
静岡		1~12			1~12	
北陸	新潟				1~12	
	富山				1~12	
	石川				1~12	
福井					1~12	
東海	岐阜			11~12	1~12	
	愛知		1~12	11~12	1~2 12	1~12
	三重		1~2 12	12		1~12
近畿	滋賀				1~12	
	京都				1~12	
	大阪					
	兵庫					1~12
	奈良			12		1~12
和歌山					1~12	
中国・四国	鳥取				1~12	
	島根			11~12	1~12	
	岡山		1~3 11~12		1~12	
	広島				1~12	
	山口				1~12	
	徳島		1~3 12		1~12	
	香川				1~12	
	愛媛				1~12	
高知		1~3 12		1~12		
九州	福岡		1 11~12	12	2	1~12
	佐賀					1~12
	長崎					1~12
	熊本		1~2 9~12			1~12
	大分					1~12
	宮崎		1~3 10~12			1~12
鹿児島					1~12	
沖縄		3~6			1~12	

類 別		畜 産 物				
品 目 名		生 乳	去 勢 肥 育 和 牛 若 齢	めす肥育和牛	乳用おす肥育 <small>ホルスタイン種生後17～22か月</small>	乳用肥育 <small>交雑種生後22～29か月</small>
コード番号		1760	1770	1780	1790	1800
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12			1～12	
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12	1～12		
	秋田	1～12	1～12	1～12		
	山形	1～12	1～12	1～12		1～12
	福島	1～12	1～12	1～12		
関東	茨城	1～12	1～12	1～12		
	栃木	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12	1～12	1～12		
	千葉	1～12				
	東京	1～12				
	神奈川	1～12				
	山梨	1～12	1～12			1～12
	長野	1～12	1～12	1～12	1～12	
静岡	1～12				1～12	
北陸	新潟	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	富山	1～12			1～12	1～12
	石川	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	福井	1～12			1～12	
東海	岐阜	1～12	1～12	1～12		
	愛知	1～12			1～12	1～12
	三重	1～12	1～12	1～12		
近畿	滋賀	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	京都	1～12	1～12			1～12
	大阪					
	兵庫	1～12	1～12			
	奈良 和歌山	1～12				
中国・四国	鳥取	1～12	1～12	1～12		1～12
	島根	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	岡山	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	広島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	山口	1～12	1～12	1～12		
	徳島	1～12	1～12	1～12		
	香川	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	愛媛	1～12	1～12		1～12	1～12
	高知	1～12				
九州	福岡	1～12	1～12		1～12	1～12
	佐賀	1～12	1～12	1～12		1～12
	長崎	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	宮崎	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	鹿児島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
沖縄	1～12	1～12	1～12			

類 別		畜 産 物				
品 目 名		肥 育 豚	ブロイラー	ホルスタイン 純粋種めす	乳子牛ホルスタイン種 おす生後7～10日	乳子牛交雑種 生後7～10日
コード番号		1820	1830	1850	1860	1870
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12		1～12	1～12	1～12
東北	青森	1～12	1～12			
	岩手	1～12	1～12		1～12	1～12
	宮城	1～12	1～12			
	秋田	1～12				
	山形	1～12				
	福島	1～12	1～12		1～12	
関東	茨城	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	栃木	1～12		1～12	1～12	1～12
	群馬	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	埼玉	1～12				
	千葉	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	東京					
	神奈川					
	山梨	1～12				
	長野	1～12				
静岡	1～12	1～12				
北陸	新潟	1～12			1～12	
	富山	1～12				
	石川	1～12				
	福井	1～12	1～12			
東海	岐阜	1～12	1～12			
	愛知	1～12	1～12		1～12	1～12
	三重	1～12				
近畿	滋賀					
	京都		1～12			
	大阪					
	兵庫		1～12	1～12	1～12	1～12
	奈良 和歌山	1～12	1～12			
中国・四国	鳥取	1～12	1～12		1～12	1～12
	島根	1～12			1～12	1～12
	岡山	1～12	1～12		1～12	1～12
	広島	1～12				
	山口	1～12	1～12			
	徳島	1～12	1～12			
	香川	1～12	1～12	1～12		
	愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	高知		1～12			
九州	福岡	1～12	1～12		1～12	
	佐賀	1～12	1～12			
	長崎	1～12	1～12		1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分	1～12	1～12		1～12	1～12
	宮崎	1～12	1～12			
	鹿児島	1～12	1～12	1～12		
沖縄	1～12	1～12				

類 別		畜 産 物				
品 目 名		乳子牛肥育用乳用おす <small>ホスルタイン種生後6～7か月程度</small>	乳子牛肥育用乳用 <small>(交雑種)生後8か月程度</small>	和子牛 めす	和子牛 おす	子 豚
コード番号		1880	1890	1900	1910	1920
調査月		1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
北海道		1～12	1～12	1～12	1～12	
東北	青森			1～12	1～12	1～12
	岩手	1～12	1～12	1～12	1～12	
	宮城			1～12	1～12	1～12
	秋田			1～12	1～12	
	山形		1～12	1～12	1～12	
	福島			1～12	1～12	1～12
関東	茨城			1～12	1～12	1～12
	栃木			1～12	1～12	
	群馬			1～12	1～12	
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川					
	山梨					
北陸	長野					
	静岡					
	新潟					
東海	富山					
	石川					
	福井					
近畿	岐阜			1～12	1～12	1～12
	愛知	1～12	1～12			
	三重					1～12
中国・四国	滋賀					
	京都			1～12	1～12	
	大阪					
	兵庫	1～12	1～12	1～12	1～12	
	奈良					
九州	和歌山					
	鳥取	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	島根			1～12	1～12	
	岡山			1～12	1～12	
	広島					
	山口			1～12	1～12	
	徳島	1～12	1～12	1～12		
	香川	1～12	1～12	1～12		
愛媛	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12	
九州	高知					
	福岡					
	佐賀			1～12	1～12	1～12
	長崎	1～12		1～12	1～12	1～12
	熊本	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
	大分			1～12	1～12	
九州	宮崎		1～12	1～12	1～12	1～12
	鹿児島	1～12	1～12	1～12	1～12	1～12
沖縄	縄			1～12	1～12	1～12

類 別		畜 産 物		稲わら及び加工品		野 菜		
品 目 名		乳用成牛 ホルスタイン純粋種	肉用成牛 繁殖用めす和成牛	稲 わ ら		きゅうり		な す
コード番号		1930	1940	1980		2010		2020
調査月		1~12	1~12	1~12		1~12		1~12
北海道		1~12	1~12			6~9		
東北	青森					7~9		
	岩手	1~12	1~12	10~11		7~9		7~9
	宮城			10~11		4~10		6~9
	秋田					7~10		7~9
	山形					5~9		7~9
	福島					6~9		7~9
関東	茨城	1~12		10		3~7	9~10	7~10
	栃木					3~7	9~10	7~10
	群馬				11~12	3~6	9~11	5~9
	埼玉				11~12	3~6	10~11	6~10
	千葉	1~12				1~6	10	4~9
	東京							
	神奈川			11		4~10		7~9
	山梨				10~12	4~6	9~10	7~10
	長野	1~12			10~12	6~9		
静岡					2~7	9~10	6~9	
北陸	新潟					4~6	9~10	7~9
	富山					5~8		7~9
	石川			1~2	10~12	5~6		7~9
東海	福井					5~8		7~9
	岐阜	1~12			9~12	3~9		6~9
	愛知					1~6		2~8
近畿	三重				10~12	1~6	11~12	4~8
	滋賀					3~6	9~11	5~8
	京都					6~9		7~10
	大阪							4~8
	兵庫					6~10		7~10
中国・四国	奈良				10~12	5~9		6~10
	和歌山					4~9		5~9
	鳥取					5~11		
	島根			1~12		5~9		6~9
	岡山					6~8		1~3 9~12
	広島					6~9		7~9
	山口					5~6	9~10	7~9
	徳島					1~7		7~10
九州	香川	1~12	1~12			4~11		5~10
	愛媛					3~10		6~10
	高知					1~3	12	1~6
	福岡					2~9		1~7
	佐賀		1~12	10		2~9		2~8
	長崎		1~12	10~11		1~8		2~9
	熊本	1~12	1~12		11~12	4~11		1~6 11~12
九州	大分		1~12	10~11		5~9		7~9
	宮崎					1~5	11~12	3~7
	鹿児島	1~12	1~12	1~12		1~5		4~11
沖縄					1~7	12	1~7 12	

類 別		野 菜				
品 目 名		ト マ ト	か ぼ ち ゃ	す い か	い ち ご	ピーマン
コード番号		2030	2050	2060	2070	2080
調査月		1~12	1~11	1~ 8	1~ 7 12	1~12
北海道		7~ 9	8~11	7~ 8	5~ 7	7~10
東北	青森	7~ 9		8		
	岩手	7~ 9			5~ 6	7~10
	宮城	5~10			2~ 5	
	秋田	7~10		7~ 8		
	山形	6~ 8		7~ 8	4~ 5	
	福島	6~ 9			1~ 4 12	7~10
関東	茨城	5~10	6~ 7	5~ 7	1~ 4	4~ 7 9~11
	栃木	3~ 7			1~ 5	
	群馬	4~ 9		4~ 6	1~ 4	
	埼玉	3~ 6			1~ 4	
	千葉	3~ 7 9~10	6~ 7	6~ 7	1~ 5	
	東京	5~ 7				
	神奈川	3~ 7	6~ 7	7~ 8		7~ 9
	山梨	5~ 6 9~11				
	長野	7~ 9		7~ 8	3~ 6	8~ 9
	静岡	1~ 6		6~ 7	1~ 4 12	
北陸	新潟	6~ 7		7~ 8		
	富山	6~ 8		8		
	石川	6~10	7~ 8	7		
	福井	6~ 7 9~10		7		
東海	岐阜	6~10			1~ 4	
	愛知	1~ 6		6~ 7	2~ 5	
	三重	1~ 7			1~ 5	
近畿	滋賀	5~ 7 10~12		7~ 8	2~ 5	
	京都	5~10		8	2~ 5	7~10
	大阪					
	兵庫	4~ 9	7~11	6~ 8	1~ 5	7~10
	奈良	5~ 8		7~ 8	2~ 5	7~10
	和歌山	5~10		6~ 7	1~ 5	3~ 8
中国・四国	鳥取	5~ 9		7	1~ 5	
	島根	5~ 9			3~ 5	
	岡山	8	6~ 8		1~ 3	
	広島	7~ 9				7~ 9
	山口	7~10		7~ 8	1~ 5	
	徳島				1~ 4 12	
	香川	4~12			1~ 5 12	
	愛媛	7~10		6~ 7	2~ 5	7~ 9
	高知	1~ 6		4~ 6	1~ 5	1~ 6 12
九州	福岡	2~ 6			1~ 5	
	佐賀	2~ 6			1~ 4 12	
	長崎	2~ 6	6~ 7	6~ 7	1~ 4 12	
	熊本	1~ 6 11~12	6~ 7	4~ 6	1~ 4 12	7~11
	大分	7~10		7~ 8	1~ 4 12	6~10
	宮崎	1~ 6	1~ 7			1~ 5 11~12
	鹿児島	2~ 5	5~ 7	6~ 8	1~ 4	1~ 5
沖縄	2~ 6	4~ 5	1~ 7		1~ 6	

類 別		野 菜							
品 目 名		アンデスメロン		温室メロン	スイートコーン	オクラ	はくさい		
コード番号		2090		2100	2150	2165	2170		
調査月		4～8	12	1～12	2～9	6～12	1～12		
北海道					8～9		7～11		
東北	青森						6～11		
	岩手				8～9		6～11		
	宮城						1～2	5～6	10～12
	秋田							10～12	
	山形	7～8						10～12	
福島						1～2	10～12		
関東	茨城	5～6			6～7		1～2	4～5	11～12
	栃木						1～2	11～12	
	群馬				7～8	6～10	1～2	9～12	
	埼玉				6～7		1～3	11～12	
	千葉				6～8			11～12	
	東京								
	神奈川				6～7		1	12	
	山梨				6～7				
長野				7～8		7～10			
静岡			1～12	6～7		1～2	12		
北陸	新潟	7～8					6	10～12	
	富山							11～12	
	石川						11		
福井	7								
東海	岐阜						1	10～12	
	愛知			7～9	6～7		1～2	11～12	
	三重						1	11～12	
近畿	滋賀						1～2	11～12	
	京都	8						10～12	
	大阪								
	兵庫						1～3		
	奈良						1～2	10～12	
和歌山						1～2	11～12		
中国・四国	鳥取						1～3	11～12	
	島根						1	10～12	
	岡山						1～5	11～12	
	広島						1～2	11～12	
	山口							11～12	
	徳島						1～2	11～12	
	香川								
	愛媛						1～3	11～12	
高知			4～8			6～10			
九州	福岡					7～10	1～4	11～12	
	佐賀						1～3	11～12	
	長崎				5～6		3～4		
	熊本	4～6	12		6～7	6～10	1～3	11～12	
	大分				7～8		1～2	11～12	
	宮崎						6～12	1～2	12
鹿児島	4～6					6～12	1～2	11～12	
沖縄					2～5	6～12			

類別		野菜									
品目名		キャベツ		レタス		ほうれんそう		ねぎ		たまねぎ	
コード番号		2180		2190		2200		2210		2240	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		7~11		5~9		5~10		7~10		1~2 9~12	
東北	青森	7~11						9~12			
	岩手	6~9		6~9		5~10		9~12			
	宮城	5~7 10~11		4~6 10~12		1~6 11~12		5~12			
	秋田	6~7 9~11				6~9		9~12			
	山形	6~12				1~3 12		9~12			
	福島	6~11				1~6 10~12		1~3 10~12			
関東	茨城	5~7 10~11		4~5 10~11		1~12		7~12			
	栃木			3~4 10~11		1~2 8~12		1 8~12		6~7	
	群馬	7~10		6~9		1~4 10~12		1~3 9~12		6~7	
	埼玉	1~6 12		2~5		1~4 11~12		1~4 11~12			
	千葉	1 4~6 11~12		3~4		1~4 10~12		1~12			
	東京	5~6 10~11				1~5 10~12					
	神奈川	1~5 11~12		4~6		1~4 10~12		1~3 10~12		5~7	
	山梨										
	長野	7~10		6~9		6~10					
北陸	静岡	1~4 11~12		1~3 11~12		1~6 11~12		1~3 12		3~4	
	新潟	7 10~12				4~6 10~11		10~12			
	富山	5~6 11				4~6 10~11		8~12			
	石川	5~6				5~7 10~11		8~12			
東海	福井					4~6 9~11		9~12			
	岐阜	4~6 8~11				5~10		10~12		6~8	
	愛知	1~4 12		1~3 11~12		1~4 11~12		1~9 12		5~6	
近畿	三重	1~6 12				1~4 11~12		1~9 12			
	滋賀	1~3 10~12				1~6 10~12		4~12			
	京都	5~6 11~12				1~5 11~12		1~12		6~10	
	大阪	1~4						1~12			
	兵庫	3~6 11~12		1~5 11~12		1~5 10~12		1~12		5~12	
	奈良	2~6 10~12				1~5 10~12		1~12			
中国・四国	和歌山	1~4				8~10				5~8	
	鳥取	1~4 11~12				1~6 9~12		1~12			
	島根	1~6 10~12				1~5 10~12		7~12		6~9	
	岡山	1~5 11~12		1~5 11~12		1~5 11~12					
	広島	1~2 12				1~6 10~12		1~12			
	山口	1~5 11~12				1~12		1~12		6~10	
	徳島	1~5 11~12		1~3 12		1~4 11~12					
	香川	1~6 11~12		1~5 11~12		1~5 10~12		1~10		5~9	
	愛媛	1~6 11~12		1~4 12		1~4 11~12		1~6 12		5~9	
九州	高知							1~12			
	福岡	1~6 11~12		1~5 11~12		1~4 11~12		1~12			
	佐賀	1~5 11~12		1~5 11~12		1~6 10~12		1~6 12		4~8	
	長崎	1~6 12		1~4 11~12		1~4 10~12		1~5 9~12		4~7	
	熊本	7~11		1~3 12		1~5 10~12		1~3 10~12		4~6	
	大分	5~12				1~5 11~12		1~7 11~12		5~8	
	宮崎	4~6 11~12				1~6 11~12					
鹿児島	1~5 11~12		1~3 12		1~5 11~12		1~6 12		3~6		
沖縄	1~5		1~4 12		1~5 12						

類 別		野 菜				
品 目 名		に ら	しゅんぎく	に ん に く	ブロッコリー	アスパラガス
コード番号		2250	2260	2270	2280	2290
調査月		1~12	1~ 5 10~12	1~12	1~12	1~ 9
北海道					7~10	5~ 7
東北	青森			1~12		6~ 7
	岩手			6~ 8		5~ 7
	宮城	5~ 7	1~ 3 10~12			
	秋田					5~ 9
	山形	6~ 9				5~ 6
	福島	1~ 4 10~12	1~ 3 10~12		6 10~11	5~ 9
関東	茨城	1~12	1~ 3 10~12		1~ 6 10~12	
	栃木	1~12	1~ 3 11~12			
	群馬	1~12	1~ 2 10~12		1~ 3 11~12	1~ 3
	埼玉		1~ 2 10~12		1~ 5 11~12	
	千葉	1~12	1~ 3 10~12		1~ 2 11~12	
	東京				11~12	
	神奈川		1 11~12		1~ 3 11~12	
	山梨					
	長野				6~10	5~ 9
静岡				1~ 3 11~12		
北陸	新潟					5~ 7
	富山					
	石川					
東海	福井					
	岐阜					
	愛知				1~ 4 11~12	
近畿	三重					
	滋賀		1~ 3 11~12			
	京都		1~ 3 10~12			
	大阪		1~ 4 10~12			
	兵庫		1~ 3 10~12			
	奈良					
中国・四国	和歌山			12	1~ 3 12	
	鳥取				1~ 2 10~12	
	島根				1~ 3 10~12	
	岡山					
	広島					4~ 9
	山口					
	徳島				1~ 3 12	
	香川			5~ 6	1~ 4 12	3~ 9
	愛媛				1~ 3 11~12	
九州	高知	1~12			1~ 4 12	
	福岡		4~12	1~ 5 10~12	1~ 5 11~12	
	佐賀					3~ 9
	長崎	1~ 4 12				3~ 8
	熊本				1~ 5 11~12	4~ 8
	大分	1~12			1~ 3 12	
沖縄	宮崎	1~12				
	鹿児島				1~ 3 11~ 12	

類 別		野 菜									
品 目 名		みつば		こまつな		チンゲンサイ		おおば		だいこん	
コード番号		2300		2310		2320		2375		2380	
調査月		1~12		1~12		1~12		1~12		1~12	
北海道		1~2	12	6~10		6~10				7~10	
東北	青森									7	9~11
	岩手									8~11	
	宮城	1~6	11~12							5~7	10~11
	秋田									9~11	
	山形									11~12	
	福島					1~12				10~12	
関東	茨城	1~4	11~12			1~12		1~12		4~6	10~12
	栃木									5	10~12
	群馬	1~12				1~12				7~12	
	埼玉	1~12		1~12		1~12				4~6	11~12
	千葉	1~12		1~12						3~5	11~12
	東京			1~12						5	11~12
	神奈川			1~12						1~3	12
	山梨										
	長野						5~10			8~11	
静岡	1~12					1~12			1~3	12	
北陸	新潟									10~12	
	富山									6	10~12
	石川									10~11	
東海	福井									5	10~11
	岐阜			1~12							3~12
	愛知	1~12		1~12		1~12		1~12		1~5	11~12
	三重									1	11~12
	滋賀									1~4	10~12
近畿	京都			3~11							11~12
	大阪		3~12	1~12							
	兵庫					1~7	10~12			1~5	10~12
	奈良									1~2	10~12
	和歌山									1~2	12
中国・四国	鳥取									1~2	10~12
	島根									1~3	10~12
	岡山									1~4	10~12
	広島									6~11	
	山口									6~11	
	徳島									1~3	12
	香川									1~5	11~12
	愛媛									8~11	
九州	高知							1~12			
	福岡	1~12								1~5	12
	佐賀									1~4	11~12
	長崎									1~4	12
	熊本									1~3	10~12
	大分	1~12						1~12		1~6	11~12
	宮崎									1~2	11~12
鹿児島									1~2	11~12	
沖縄						1~12			1~4	12	

類 別		野 菜									
品 目 名		にんじん		ごぼう		さといも		か ぶ		やまのいも	
コード番号		2390		2400		2410		2420		2430	
調査月		1~12		1~12		1~4 6~12		1~12		1~12	
北海道		8~10				9~12				5~ 8 10~12	
東北	青森	7~11		1~ 2		9~12		6~ 9		1~12	
	岩手	7~ 9				9~12		9~10		1~ 6 11~12	
	宮城										
	秋田							9~10			
	山形							1 10~12		11~12	
福島							1~ 3 9~12				
関東	茨城	1~ 3 11~12		1~ 4		9~12		1~ 2 10~12		1~ 6 10~11 1~ 5 10~12	
	栃木			1~ 3		10~12		9~12			
	群馬			6~ 9				1~ 2 11~12		3~ 6 1~12	
	埼玉	1~ 2 5~ 6 12		1~ 5 7~ 8 12				1~ 3 10~12		3~ 6 10~12 1 6~12	
	千葉	1~ 3 6 11~12		1~ 4		10~12		1~ 4 9~12		3~ 5 10~12 3~12	
	東京										
	神奈川	1~ 4 12		2~ 3		11~12				10~12 1~ 5 11 11~12	
	山梨										
	長野									1~ 7 11~12	
静岡	4~ 6						1~ 2 9~12		1~ 3 11~12		
北陸	新潟	9~11				9~12		1~ 2 9~12		5~ 6 10~11 1~ 3 11~12	
	富山							10~11		10~12	
	石川									11~12	
福井	福井							10~12			
	岐阜	5~ 6 11~12								3~ 4 11	
	愛知	1~ 3 12						1 11~12		11~12	
三重	三重							1~ 2 10~12		1 11~12	
	滋賀									1~ 4 10~12	
	京都	6~ 7						10~12		1~ 2 11~12 1~ 3 12	
近畿	大阪										
	兵庫	6~ 7						1 10~12		1~ 3 10~12 1~ 3 11~12	
	奈良			5~ 6				1~ 2 9~12		10~12 10~12	
中国・四国	和歌山	6~ 7									
	鳥取	1~ 3 11~12								3~ 5 10~12	
	島根							10~12		1 10~12	
	岡山			6~8							
	広島										
	山口										
	徳島	4~ 5								1~ 3 11~12	
九州	香川	1~ 3 11~12						1~ 2 10~12			
	愛媛	1 5~ 8 11~12						1~ 2 9~12		1~ 3 11~12	
	高知										
	福岡	5~ 7								1~ 2 11~12	
九州	佐賀							1~ 2 10~12			
	長崎	1~ 5 11~12									
	熊本	1~ 3 5~ 6 12		4~ 5				1~ 3 10~12			
	大分	1~ 6 11~12		5~ 6				1~ 3 12			
	宮崎	2~ 5				5~12		8~ 9			
	鹿児島	1~ 4 12		2~ 3 6~ 9 12				1~ 2 6~ 8 10~12			
沖縄	2~ 8						3~ 4 6				

類 別		野 菜									
品 目 名		れんこん		しょうが		さやえんどう		さやいんげん		えだまめ	
コード番号		2440		2450		2460		2470		2480	
調査月		1～5 8～12		1～12		1～12		1～12		6～10	
北海道						7～9		7～9		8～9	
東北	青森										
	岩手					6～7		7～9		8～9	
	宮城							6～9		7～9	
	秋田									7～9	
	山形							6～9		8～10	
	福島					5～7		7～9			
関東	茨城	1～3	9～12	1～9	12	5～6		6～7	10	6～7	
	栃木										
	群馬							5～9		7～8	
	埼玉									6～8	
	千葉			4～12		5～6		5～7		6～8	
	東京									6～8	
	神奈川							6～7		6～8	
	山梨										
	長野						7	7～9			
静岡				10～11		2～5	5～7		6～8		
北陸	新潟	2～3	8～12					7～10		6～8	
	富山										
	石川	9～12									
東海	福井										
	岐阜							7		6～9	
	愛知	1～3	10～12			1～4				6～8	
近畿	三重										
	滋賀					5～6		5～7			
	京都					5～6		6～10		7～9	
	大阪									6～8	
	兵庫	1～3	9～12							8～9	
	奈良					5～6		6～9			
中国・四国	和歌山			6～10		1～4	12	5～10			
	鳥取										
	島根										
	岡山	1～3	9～12								
	広島					4～5	10～12				
	山口	1～3	9～12								
	徳島	1～5	9～12			4～5		6～9		6～8	
	香川					5		5～10			
	愛媛					5～6				6～8	
九州	高知			4～12				1～6	12		
	福岡					5～6		6～10			
	佐賀	1～4	8～12					5～10			
	長崎			7～12				6	10～11		
	熊本	1～3	9～12	4～10		4～5		4～7	10～11		
	大分										
沖縄	宮崎			4～8							
	鹿児島					1～4	12	3～6	10～12		
沖 縄								1～4	12		

(2) 価格調査のみ品目

類 別		豆		果 実		畜 産 物
品 目 名		いんげんまめ 大手亡	いんげんまめ 金時	パイナップル	マンゴー	乳 廃 牛
コード番号		1150	1160	1480	1485	1810
調査月		10~12	10~12	6~ 9	4~ 8	1~12
北海道		10~12	10~12			1~12
東北	青森					
	岩手					1~12
	宮城					
	秋田					
	山形					
福島						
関東	茨城					1~12
	栃木					
	群馬					
	埼玉					
	千葉					
	東京					
	神奈川					
北陸	山梨					
	長野					
	静岡					
東海	新潟					
	富山					
	石川					
近畿	福井					
	岐阜					1~12
中国・四国	愛知					1~12
	三重					
	滋賀					
	京都					
	大阪					
九州	兵庫					1~12
	奈良					
	和歌山					
	鳥取					
	島根					
	岡山					1~12
	広島					
九州	山口					
	徳島					
	香川					
	愛媛					
	高知					
九州	福岡					
	佐賀					
	長崎					1~12
	熊本					1~12
	大分					1~12
九州	宮崎				4~ 7	1~12
	鹿児島					
沖縄			6~ 9	7~ 8	1~12	

類 別		野 菜	
品 目 名		白ねぎ	青ねぎ
コード番号		2220	2230
調査月		1~12	1~12
北 海 道		7~10	
東 北	青 森		9~12
	岩 手		9~12
	宮 城		5~12
	秋 田		9~12
	山 形		9~12
	福 島	1~ 3	10~12
関 東	茨 城		7~12
	栃 木	1	8~12
	群 馬	1~ 3	9~12
	埼 玉	1~ 4	11~12
	千 葉	1~12	
	東 京		
	神奈川	1~ 3	10~12
	山 梨		
	長 野		
静 岡	1~ 3	12	
北 陸	新 潟		10~12
	富 山		8~12
	石 川		8~12
	福 井		9~12
東 海	岐 阜		10~12
	愛 知	1~ 9	12
	三 重		1~ 9 12
近 畿	滋 賀		4~12
	京 都		1~12
	大 阪		1~12
	兵 庫		1~12
	奈 良		1~12
	和歌山		
中 国・四 国	鳥 取	1~12	
	島 根		7~12
	岡 山		
	広 島		1~12
	山 口		1~12
	徳 島		
	香 川		1~10
	愛 媛		1~ 6 12
	高 知		1~12
九 州	福 岡		1~12
	佐 賀		1~ 6 12
	長 崎	1~ 5	9~12
	熊 本		1~ 3 10~12
	大 分	1~ 7	11~12
	宮 崎		
鹿 児 島	1~ 6	12	
沖 縄			

農業生産資材価格調査の季節調査品目の調査月

類	品 目 名	必 須 調 査 期 間	
種 苗 及 び 苗 木	種 子	1～5月	12月
	きゅうり種	1～6	9～12
	すいか種	1～4	10～12
	メロン種	1～4	
	苗 球はくさい種	4～10	
	苗 キヤベツ種	1～3	7～12
	ねぎ種	1～9	
	及 たまねぎ種	7～9	
	だ いこん種	6～10	
	に んじん種	3～9	
	種 ばれいしよ	1～3	12
	飼料用とうもろこし種	3～7	
	イタリアンライグラス種	1～3	10～12
	苗 チモシー種	4～10	
	苗 水稲	4～7	
苗 きゅうり	4～6		
苗 なす	4～6		
木 トマト	4～6		
苗 メロン	2～5		
賃 借 料 及 び 料 金	水稲耕起・代かき料金(トラクタ使用)	4～7	
	田植料金(田植機使用)	4～7	
	稲刈料金(コンバイン使用)	9～11	
	もみすり賃	9～11	
	共同施設料(稲)	1～3	9～12
	共同施設料(麦)	6～10	
	共同施設料(野菜)	4～10	
共同施設料(果実)	1～3	10～12	

※ 調査期間については、前回(平成17年)基準の調査期間であり、価格の変動を的確に農業物価指数に反映させるため、5年に1度調査対象品目等を見直す基準改定に伴い、平成27年調査から調査品目の変更、平成29年調査から調査品目及び調査期間を変更する場合がある。

農業物価統計調査の調査品目等一覧表（平成22年基準）

(1) 一般農産物生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級		単 位	区分	コード			
米	うるち玄米		1	等	60kg		1015			
	もち玄米			〃	〃		1045			
	うるち白米			〃	10kg		1060			
	もち白米			〃	〃		1070			
麦	小		1	等	60kg		1080			
	裸			〃	〃		1090			
	六条大			〃	50kg		1100			
	ビール麦	二条大	2	等	〃		1110			
雑穀	そば		玄	そば	45kg		1985			
豆	大豆		黄色	大豆	60kg		1120			
	小豆		普通	小豆	〃		1130			
	らっかせい		殻付	2等程度	〃		1140			
	いんげんまめ	大手亡		3	等程度	〃	価	1150		
金時			〃	〃	価	1160				
いも	かんしょ	食用			10kg		1170			
		加工用			〃		1180			
	ばれいしょ	食用			〃		1190			
		加工用		でん粉価	18%	1t		1200		
		種子用				20kg		1210		
果	りんご	ふじ		秀	3	2	玉	10kg	1220	
		つがる					〃	〃	1230	
		王林		秀	3	6	玉	〃	1240	
		ジョナゴールド		秀	3	2	玉	〃	1250	
	みかん	普通温州		優	—	M	〃	1270		
		早生温州		優	—	M	〃	1280		
	なつみかん（甘なつ）		優	—	L	〃	1290			
	いよかん		優	—	L	〃	1300			
	なし	二十世紀		秀	2	8	玉	〃	1310	
		豊水				〃	〃	1320		
		幸水				〃	〃	1330		
	かき		秀	—	M	〃	1340			
	ぶどう	デラウェア		秀	—	L	4kg	1350		
		巨峰				〃	〃	1360		
		ピオーネ		秀	3	L	5kg	1370		
	もも		秀	1	8	～	20	玉	〃	1400
	くり		秀		L	10kg		1410		
	うめ				〃	〃		1420		
	キウイフルーツ					3.6kg		1430		
	おうとう		秀	—	L	2kg		1440		
すもも					5.6kg		1450			
しらぬい（デコポン）					5kg		1460			
パイナップル					10kg	価	1480			
マンゴー		アーウィン種			2kg	価	1485			
工芸作物	葉たばこ		中葉、Aタイプ		1kg		1490			
	てんさい				1t		1500			
	さとうきび				〃		1510			

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
工 芸 農 作 物	茶	生 葉	せ ん 茶 用	10kg		1520	
		荒 茶	〃	〃		1530	
	こ ん に や く い も		生 い も	〃		1540	
	い	い 草	草 丈 1 2 0 c m 、 上	〃		1550	
		い 表	3 種 表 、 綿 糸	1 枚		1560	
花	切	き く	中 輪	100本		1580	
		ば ら	赤	50本		1590	
		カ ー ネ ー シ ョ ン		100本		1600	
		カ ス ミ ソ ウ		〃		1610	
		り ん ど う		〃		1620	
		チ ュ ー リ ッ プ		〃		1630	
		ゆ り		〃		1640	
	花	ト ル コ ギ キ ョ ウ		〃		1650	
		ス タ ー チ ス		〃		1660	
		ガ ー ベ ラ		〃		1670	
		洋 ら ん		〃		1680	
		球 根	チ ュ ー リ ッ プ		1000球		1690
			ゆ り		100球		1700
			グ ラ ジ オ ラ ス		1000球		1710
鉢 物	洋 ら ん		1鉢		1720		
	シ ク ラ メ ン	5 ~ 6 号 鉢	〃		1730		
	プ リ ム ラ 類		〃		1740		
畜 産 物	鶏 卵		M 、 1 級	10kg		1750	
	生 乳		総 合 乳 価	〃		1760	
	肉 畜	肉 用 牛	去勢肥育和牛若齢		生体10kg		1770
			めす肥育和牛		〃		1780
			乳おす肥育(ホルスタイン種)	生 後 17 ~ 22 か 月	〃		1790
			乳用肥育(交雑種)	生 後 22 ~ 29 か 月	〃		1800
			乳 廃 牛		〃	価	1810
		肉 豚	肥 育 豚		〃		1820
	肉 鶏	ブ ロ イ ラ ー		〃		1830	
	子 畜	乳 子 牛	ホルスタイン純粋種めす	生 後 6 か 月 程 度	1頭		1850
			ホルスタイン種おす	生 後 7 ~ 1 0 日	〃		1860
			交 雑 種	〃	〃		1870
			肥育用乳用おす(ホルスタイン種)	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃		1880
			肥育用乳用(交雑種)	生 後 8 か 月 程 度	〃		1890
子 畜	和 子 牛	め す	生 後 1 0 か 月 程 度	〃		1900	
		お す	〃	〃		1910	
	子 豚	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	〃		1920		
成 畜	乳用成牛	ホルスタイン純粋種		〃		1930	
	肉用成牛	繁殖用めす和成牛		〃		1940	
稲 わ ら				〃		1980	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

(2) 野菜生産者価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
野	果	き ゆ う り		5 kg		2010	
		な す		〃		2020	
		ト マ ト	生 食 用	4 kg		2030	
		か ぼ ち や		1 0 kg		2050	
		す い か		〃		2060	
		い ち ご	生 食 用	1 kg		2070	
	菜	ピ ー マ ン		1 0 kg		2080	
		メロン	ア ン デ ス メ ロ ン	秀 ー L	〃		2090
			温 室 メ ロ ン		〃		2100
		ス イ ー ト コ ー ン		〃		2150	
		オ ク ラ		1 0 0 g		2165	
	葉	は く さ い	結 球 は く さ い	1 0 kg		2170	
		キ ヤ ベ ツ		〃		2180	
		レ タ ス	L	〃		2190	
		ほ う れ ん そ う		〃		2200	
		ね ぎ			5 kg		2210
			白 ね ぎ		〃	価	2220
			青 ね ぎ		〃	価	2230
		た ま ね ぎ	L	1 0 kg		2240	
		茎	に ら		4 kg		2250
			し ゆ ん ぎ く		〃		2260
			に ん に く		1 0 kg		2270
			ブ ロ ッ コ リ ー		〃		2280
	ア ス パ ラ ガ ス		グ リ ー ン	〃		2290	
	み つ ば			1 kg		2300	
	こ ま つ な			〃		2310	
	菜	チ ン ゲ ン サ イ		2 kg		2320	
		お お ば		1 0 0 g		2375	
		根	だ い こ ん		1 0 kg		2380
に ん じ ん				〃		2390	
ご ぼ う				〃		2400	
さ と い も	こ い も		〃		2410		
菜	か ぶ		〃		2420		
	や ま の い も		〃		2430		
	れ ん こ ん		〃		2440		
	し よ う が	根 し よ う が	〃		2450		
	まめ科野菜	さ や え ん ど う		〃		2460	
		さ や い ん げ ん		〃		2470	
		え だ ま め		〃		2480	

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

(3) 農業生産資材価格調査品目一覧表

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード
種 苗 及 び 木	種 も み		水 稻	1 0 kg		3010
	き ゆ う り 種 子		F 1	2 0 ml		3020
	す い か 種 子			〃		3030
	メ ロ ン 種 子			1 0 0 粒		3040
	結 球 は く さ い 種 子		F 1	2 0 ml		3050
	キ ャ ベ ツ 種 子		〃	〃		3060
	ね ぎ 種 子			〃		3070
	た ま ね ぎ 種 子		黄 玉 系	〃		3080
	だ い こ ん 種 子			〃		3090
	に ん じ ん 種 子		毛 つ き を 除 く	〃		3100
	種 ば れ い し よ			2 0 kg		3130
	飼 料 用 と う も ろ こ し 種 子			1 kg		3140
	イ タ リ ア ン ラ イ グ ラ ス 種 子		国 内 育 成 種	〃	価	3150
	チ モ シ ー 種 子			〃	価	3160
	苗	水 稻 苗		育 苗 箱 も の	1 箱	
き ゆ う り 苗			1 本		3180	
な す 苗			〃		3190	
ト マ ト 苗			〃		3200	
メ ロ ン 苗			〃	価	3210	
温 州 み か ん 苗 木		2 年 生	〃		3220	
畜 産 用 動 物		初 生 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)		1 羽	価
	肉 用 鶏 (専 用 種)			〃		3270
	中 び な	卵 用 鶏 (外 国 系)	4 0 ~ 6 0 日	〃	価	3280
		卵 用 鶏		〃		3290
	子 豚	肉 用 (雑 種)	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	1 頭		3300
		繁 殖 用 め す 豚 (雑 種)	生 後 9 0 ~ 1 1 0 日	〃		3310
	乳 用 牛	ホルスタイン純粋種子牛	生 後 6 か 月 程 度	〃		3320
		ホルスタイン純粋種成牛		〃		3330
	肉 用 牛	繁 殖 用 和 牛 め す	生 後 1 0 か 月 程 度	〃		3340
		去 勢 和 牛 若 齢 肥 育 用	〃	〃		3350
		乳 用 お す 肥 育 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 6 ~ 7 か 月 程 度	〃	価	3360
		乳 用 肥 育 子 牛 (交 雑 種)	生 後 8 か 月 程 度	〃		3370
		乳 用 お す 子 牛 (ホ ル ス タ イ ン 種)	生 後 7 ~ 1 0 日	〃	価	3380
乳 用 子 牛 (交 雑 種)		〃	〃		3390	
肉 用 成 牛	繁 殖 用 和 牛 め す		〃		3400	
	肥 育 用 (経 産 牛)		〃	価	3410	
肥 料	無 機 質	硫 安	N 2 1 %	樹 脂 袋 20kg		3420
		石 灰 窒 素	N 2 1 % 、 粉 状 品	ビニール袋20kg		3430
		尿 素	N 4 6 %	樹 脂 袋 20kg		3440
		過 り ん 酸 石 灰	可 溶 性 り ん 酸 1 7 % 以 上	〃		3450
		よ う 成 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 2 0 %	〃		3460
		重 焼 り ん 肥	く 溶 性 り ん 酸 3 5 %	〃		3470

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
肥料 (つづき)	無機質 (つづき)	複 合 肥 料	高度化成(基本成分のみ)	N 1 5 % ・ P 1 5 % ・ K 1 5 %	樹脂袋20kg	価	3500
			高 度 化 成	N 1 5 % ・ P 1 5 % ・ K 1 5 %	〃		3510
			普 通 化 成	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3520
			配 合 肥 料	N 8 % ・ P 8 % ・ K 5 %	〃		3530
			固 形 肥 料	N 5 % ・ P 5 % ・ K 5 %	ビニール袋20kg		3540
		消 石 灰	アルカリ分 6 0 % 以上	〃		3550	
		炭 酸 カ ル シ ウ ム	アルカリ分 5 3 ~ 6 0 % 未 満	紙袋30kg		3560	
		け い 酸 石 灰	可溶性けい酸20%、アルカリ分35%内外	樹脂袋20kg		3570	
		水 酸 化 苦 土	苦 土 5 0 ~ 6 0 %	紙袋20kg		3580	
	有機質	な た ね 油 か す		〃		3590	
	鶏 ふ ん	乾 燥 鶏 ふ ん	紙袋 1 5 kg		3600		
飼 料	大 麦	庄 べ ん 大 麦	皮 つ き 又 は 皮 む き	紙袋 2 0 kg		3610	
		ば ん 砕 大 麦	〃	〃	価	3620	
	ふ す ま	一 般 ふ す ま		紙袋 3 0 kg		3630	
	へ い キ ュ ー ブ	ア メ リ カ 産		麻袋 3 0 kg		3650	
	脱 脂 粉 乳	子 牛 用 人 工 乳		紙袋 2 0 kg		3660	
	大 豆 油 か す			〃		3670	
	ビ ー ル か す	水 分 8 0 %		1 t	価	3680	
	ビートパルプ	外 国 産			麻袋 5 0 kg		3690
		国 産			ビニール袋60kg	価	3700
	と う も ろ こ し	庄 ぺ ん		バラ 1 t		3710	
配 合 飼 料	鶏	成 鶏 用	粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	〃		3730	
		ブロイラー 後 期	5 週 齢 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	〃		3740	
	豚	ほ 乳 期 子 豚 育 成 用	生 後 2 か 月 以 内 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	紙袋 2 0 kg	価	3750	
		幼 齢 育 成 用	2 ~ 4 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 9 %	バラ 1 t		3760	
		若 齢	〃	4 ~ 8 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 2 . 5 ~ 1 6 . 5 %	〃		3770
	乳 牛	幼 齢 育 成 用	3 ~ 6 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 6 ~ 1 9 %	〃	価	3780	
		若 齢	〃	6 ~ 1 8 か 月 ・ 粗 た ん 白 質 1 3 ~ 1 5 %	〃	価	3790
		飼 育 用	1 8 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 5 ~ 1 8 %	〃		3800	
肉 牛	肥 育 用	6 か 月 以 後 ・ 粗 た ん 白 質 1 2 ~ 1 5 %	〃		3810		
農 業 薬 剤	殺 虫 剤	D - D 剤	D - D 9 2 %	20 l		3820	
		M E P 乳 剤	M E P 5 0 %	500ml		3840	
		アセフェート水和剤	アセフェート 5 0 %	500 g		3850	
		クロルピクリンくん蒸剤	クロルピクリン 8 0 %	20 l		3865	
		クロルフェナピル水和剤	クロルフェナピル 1 0 %	500ml		3866	
		アセタミプリド水溶剤	アセタミプリド 2 0 %	500 g		3867	
	殺 菌 剤	プロベナゾール粒剤	プロベナゾール 8 %	3 kg		3870	
		T P N 水 和 剤	T P N 4 0 %	500ml		3880	
		ピロキロン粒剤	ピロキロン 5 %	3 kg		3890	
		マンゼブ水和剤	マンゼブ 7 5 %	500 g		3900	
		ダゾメット粉粒剤	ダゾメット 9 8 %	5 kg		3915	
		チオファネートメチル水和剤	チオファネートメチル 7 0 %	500 g		3916	
	殺 虫 殺 菌 剤	シラフルオフェン・フェリムゾン・フサライト [®] 粉剤	シラフルオフェン0.5%、フェリムゾン2%、フサライト [®] 1.5%	3 kg		3920	
		イミダクロプリト [®] ・カルプロハ [®] ミド [®] 粒剤	イミダクロプリト [®] 2%、カルプロハ [®] ミド [®] 4%	1 kg	価	3930	
		フィプロニル・フロハ [®] ナゾール [®] 粒剤	フィプロニル0.6%、フロハ [®] ナゾール [®] 24%	1 kg		3945	
シノテフラン [®] ・フロハ [®] ナゾール [®] 粒剤		シノテフラン [®] 2%、フロハ [®] ナゾール [®] 24%	1 kg		3946		
チアメトキサム [®] ・ヒロキロン [®] 粒剤		チアメトキサム [®] 2%、ヒロキロン [®] 12%	1 kg		3947		

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

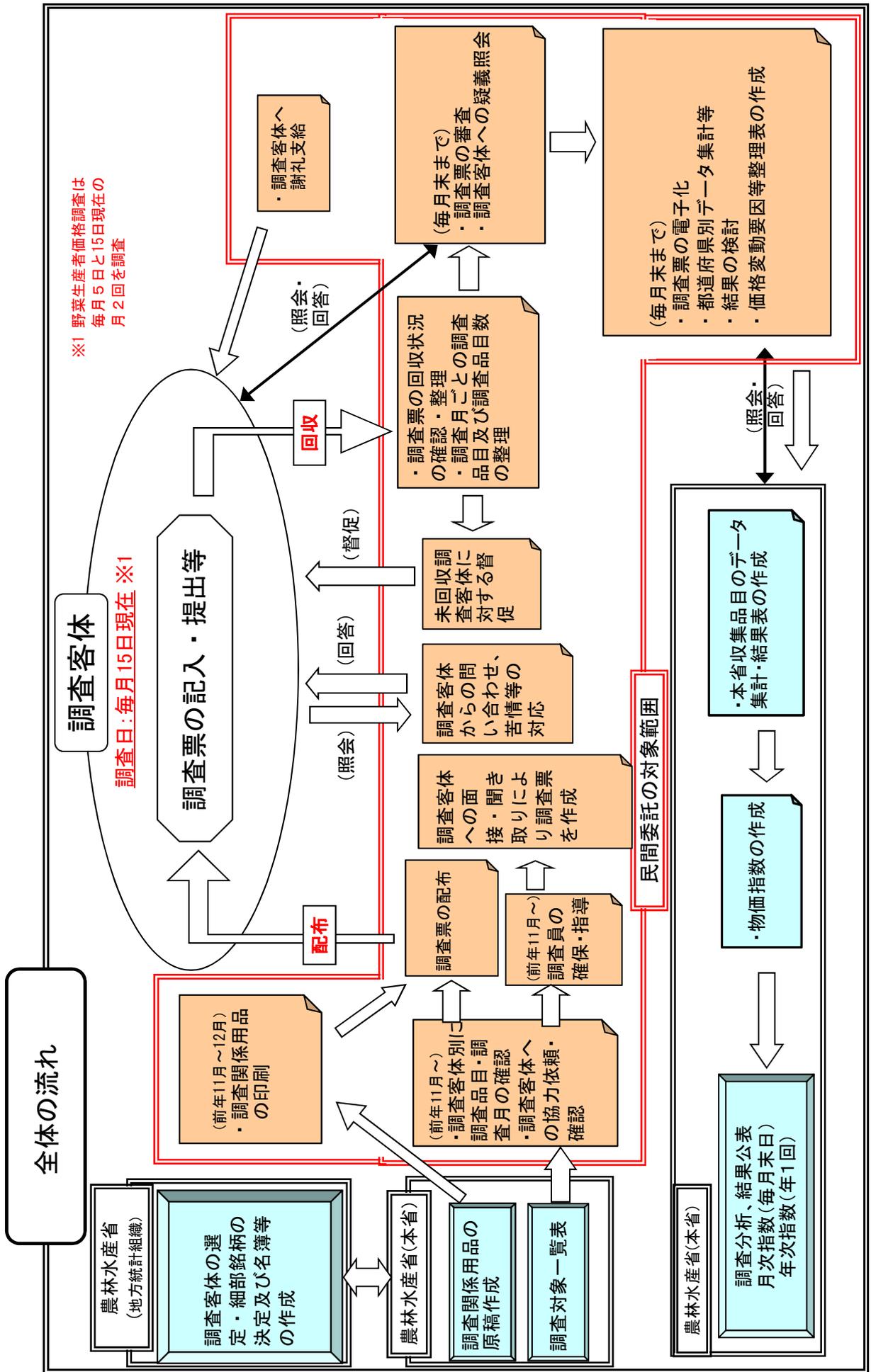
類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード	
農業薬剤（つづき）	除 草 剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩液剤	グリホサートイソフ [®] ロピ [®] ルアミン塩 4 1 %	500cc		3980	
		グルホシネート液剤	グルホシネート 1 8 . 5 %	〃		3996	
		ジクワット・パラコート液剤	ジクワット 7 %、パラコート 5 %	1 l		3997	
		グリホサートカリウム塩液剤	グリホサートカリウム塩 4 8 %	500ml		3999	
諸 材 料	農 業 用 ビ ニ ー ル		厚さ 0 . 1 m m ・ 幅 1 . 3 5 m	1 0 0 m		4000	
	農 業 用 ポ リ エ チ レ ン		厚さ 0 . 0 5 m m ・ 幅 1 . 8 0 m	〃		4010	
	袋 掛 用 紙 袋	防疫又は防虫用、二重袋ワックス付		1 0 0 0 枚		4020	
	穀 物 用 紙 袋	3 0 k g 、 3 層 角 底 紙 バ ン ド 付		1 枚		4030	
	穀 物 用 麻 袋	6 0 k g 入 り 用		〃		4040	
	穀 物 用 樹 脂 袋	自脱コンバイン用、チャック付		〃		4050	
	梱 包 用 樹 脂 製 品	樹脂パック、いちご用 3 0 0 g 入		1 0 0 0 枚		4060	
	野 菜 用 段 ボ ー ル	1 0 k g 入 り 用		1 箱		4080	
	果 実 用 段 ボ ー ル	1 0 k g 入 り 用 (み かん 用 又 は り ん ご 用)		〃		4090	
	稲 わ ら	乾 燥 稲 わ ら		1 0 k g		4100	
	ペ ー パ ー ポ ッ ト			1 冊		4120	
光 熱 動 力	ガ ソ リ ン		「自動車ガソリン」 (CPI採用品目)	1 l		4130	
	灯 油		「灯油」 (CPI採用品目)	1 8 l		4140	
	軽 油		引 取 税 込 み の も の	〃		4150	
	重 油		燃 料 用 (A 重 油)	2 0 0 l		4160	
	モ ビ ー ル 油		粘 度 3 0 番 内 外	1 l		4170	
	農 用 電 力		小 口 電 力 、 低 圧	1か月30kwh		4190	
	水 道 料		計 量 制 、 基 本 料 込 み	1か月40m ³		4200	
農 機 具	小 農 具	く わ		平 く わ 、 柄 つ き	1 丁		4210
		か ま		薄刃草刈りがま、23 c m 内外、柄つき	〃		4220
		人 力 噴 霧 器		背 負 い 式 自 動 噴 霧 器	1 台		4240
		ホ ー ス		「ビニールホース」 (CPI採用品目)	1 m		4260
	大 農 具	刈 払 機 (草 刈 機)		肩かけ、エンジン付、1 . 5 p s 程度	〃		4280
		動 力 田 植 機	4 条 植 え	土 付 苗 用 (乗 用 型)	〃		4290
			6 条 植 え	〃	〃	価	4300
		動 力 噴 霧 器		2 . 0 ~ 3 . 5 p s (可 搬 型)	〃		4310
		動 力 耕 う ん 機		駆 動 けん 引 兼 用 型 (5 ~ 7 p s)	〃		4330
		乗 用 型 ト ラ ク タ	15 p s 内外		水 冷 型	〃	
25 p s 内外			〃	〃		4345	
35 p s 内外			〃	〃		4350	
70 p s 内外			〃	〃	価	4360	
ト レ ー ラ ー	積 載 量 500 k g 程 度	定 置 式	〃		4370		
自 走 式 運 搬 車		ク ロー ラ ー 式 、 歩 行 型 、 5 0 0 k g	〃		4390		
バ イ ン ダ ー	2 条 刈 り		〃		4400		

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

類区分	品 目 名		銘 柄 等 級	単 位	区分	コード		
農 機 具 (つづき)	大 農 具 (つづき)	コ ン バ イ ン	2 条 刈 り	自 脱 型	1 台		4410	
			4 条 刈 り	〃	〃	価	4420	
		動 力 脱 穀 機	自 走 式、こき胴幅 4 0 ~ 5 0 c m	〃	〃		4430	
		動 力 も み す り 機	ロ ー ル 型、全 自 動 3 0 型	〃	〃		4440	
		通 風 乾 燥 機	16 石 型	立 型 循 環 式	〃	〃		4480
			32 石 型	〃	〃	価	4490	
		温 風 式 暖 房 機	毎 時 75000kcal、1000 m ² 、重油 焚 き	〃	〃		4530	
		ロ ー タ リ ー	乗 用 トラクタ ー 20 ~ 30ps、作 業 幅 150cm	〃	〃		4540	
パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー	「パ ー ソ ナ ル コ ン ピ ュ ー タ ー」(CPI 採 用 品 目)	〃	〃		4570			
自 動 車 ・ 同 関 係	軽 四 輪 ト ラ ッ ク		660 c c、350 k g 積 み 程 度	〃		4580		
	四 輪 ト ラ ッ ク		1 . 0 t 積 み 程 度	〃		4590		
	ラ イ ト バ ン		1 5 0 0 c c 程 度	〃		4600		
	自 動 車 定 期 点 検 料		四 輪 トラ ッ ク、6 か 月 定 期 点 検	1 台 分		4610		
建 築 資 材	角 材		杉 角 材、正 角 10 . 5cm、長 さ 4m、1 等	1 本		4620		
	板 材		杉 板 材、厚 さ 1.5cm、幅 18cm、長 さ 4m 程 度、1 等	3 . 3m ²		4630		
	合 板		ラ ッ ン 材、普 通 合 板、182cm×91cm×2.5mm	1 枚		4640		
	ト タ ン		平 板 3 0 番 内 外	〃		4650		
	セ メ ン ト		ポ ル ラ ン ド セ メ ン ト、袋 入 り (2 5 k g 入 り)	1 袋		4680		
	ア ル ミ サ ッ シ		90 c m × 180 c m 程 度 ガ ラ ス 含 む	1 窓		4700		
	シ ャ ッ タ ー		ス チ ール シ ャ ッ タ ー、幅 3 m × 高 さ 2 . 5 m 程 度	1 台		4710		
	硬 質 塩 化 ビ ニ ー ル 管		口 径 2 0 m m ・ 長 さ 4 m 程 度	1 本		4720		
塗 料		「 塗 料 」 (C P I 採 用 品 目)	1 缶		4730			
農 用 被 服	作 業 着 (上 下)		テ ト ロ ン 6 5 % 程 度、厚 手 の も の	1 着		4740		
	軍 手		純 綿、白	1 ダ ー ス		4750		
	地 下 た び		焼 付 底、大 人 用	1 足		4760		
	ゴ ム 長 ぐ つ		半 長 ぐ つ、大 人 用	〃		4770		
	雨 合 羽		ビ ニ ー ル 製、大 人 用	1 枚		4780		
賃 借 料 及 び 金	水 稲 耕 起・代 か き 料 金	ト ラ ク タ 使 用		10 a		4800		
	田 植 料 金	田 植 機 使 用		〃		4810		
	稲 刈 料 金	コ ン バ イ ン 使 用		〃		4820		
	も み す り 賃			60kg		4830		
	精 白 賃			〃		4840		
	共 同 施 設 料	稲	ラ イ ス セ ン タ ー 使 用 料	〃		4880		
		麦	〃	〃		4890		
		野 菜	手 選	1 0 0 kg		4900		
果 実		機 械 選	〃		4910			

注：区分欄の「価」は価格調査品目を示す。また、空欄の場合は指数採用品目を示す。

農業物価統計調査の流れ図(平成27年から31年の実施方法)



農業物価統計調査

審査・集計・検討事項一覧表

目 次

I	農業物価統計調査とは	
1	調査の重要性	1
2	調査の種類等	1
3	調査の方法	2
4	農産物生産者価格調査	2
5	農業生産資材価格調査	3
II	調査に当たっての留意事項	
1	農産物生産者価格調査	5
2	農業生産資材価格調査	5
III	調査票の準備	
1	調査品目及び調査月の確認	6
2	調査票の準備	6
3	調査票の確認	6
IV	調査票の審査	
1	調査票の確認	14
2	報告価格の審査・検討	14
V	都道府県別結果表の審査等	
1	調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成	16
2	都道府県別平均価格の審査・検討	16
3	価格変動要因等整理表の作成	17
VI	調査に関するQ & A	
1	農産物生産者価格調査	18
2	農業生産資材価格調査	19
3	共通事項	21

参考

I 農業物価統計調査とは

1 調査の重要性

農業物価統計調査は、農業経営に関係のある農産物、農業生産資材の価格を把握し、その結果を総合して物価変動を測定する農業物価指数を作成することを目的として実施する調査です。

農業物価指数は、各種農業施策を円滑かつ的確に推進するための資料としてはもとより、農業情勢の把握のために各方面に幅広く利用されるとともに、この調査により得られる価格データは、畜産物等の補助金の算定に欠かせないものとなっています。

2 調査の種類等

農業物価統計調査には、農産物生産者価格調査及び農業生産資材価格調査があります。

調査の種類	調査の内容	調査の対象	調査の実施時期
農産物生産者価格調査	農家が生産した農産物の販売価格(消費税を含む。)から、出荷経費を控除した価格(農家の手取り額)を調査します。	主に農協等の集荷団体を調査対象としています。	農産物ごとに調査する月がそれぞれ決められていますので、調査品目ごとに決められた月のみ調査します(農産物は、それぞれ栽培・出荷時期が異なりますので、調査月は必ずしも一律ではありません。)
農業生産資材価格調査	農家が農業経営に使用する主要な農業生産資材の小売価格又はサービス料金を調査します。(消費税を含む。)	主に小売店、農協等を調査対象としています。	1年を通じて、毎月調査します。ただし、季節調査品目(種苗及び苗木、賃借料及び料金)については、決められた月のみ調査します。

3 調査の方法

調査は、以下のとおり行います。

- ① 調査客体が他計調査(調査員調査)を選択した場合
調査員が調査事項を聞き取り、調査票に記入する方法
- ② 調査客体が自計調査(郵送調査、オンライン調査、FAX)を選択した場合
ア 郵送又はFAXにより調査票を配布し、調査客体が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する方法
イ 調査員が調査客体を訪問し、調査票を配布し、調査客体が記入した調査票を直接回収する方法
ウ 調査客体が農業物価統計調査オンライン調査システム(政府統計共同利用システム)から取得した電子調査票を用いて回答を行い、記入済みの電子調査票を同システムに登録する方法
- ③ 農林水産省農業物価統計調査事務局(以下「事務局」という。)の創意工夫により設定する方法

4 農産物生産者価格調査

(1) 調査品目

調査品目は、農業物価統計調査における民間競争入札実施要項(以下「仕様書」という。)別紙4のとおり定めています。これらの品目は、農家が生産する農産物のうち、販売金額の多い品目(以下「指数採用品目」という。)及び行政施策上重要な品目等(次期基準改定において指数に採用される見込みのある品目を含む。)(以下「価格調査品目」という。)を選定したものです。

(2) 調査銘柄(銘柄等級及び細部銘柄)

① 銘柄等級

当該品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙4のとおり定めています。

② 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される調査品目一覧表のとおりです。

ア 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること

- イ 最も多く出回っている銘柄であること
- ウ 長期間継続して調査が可能な銘柄であること
- エ 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙4のとおり定めています。

(4) 調査客體

調査品目別に調査市町村における当該調査品目の取扱量が多いなど価格形成に主導力を持ち、かつ、当該市町村の農産物価格を最も正確に調査しうる出荷団体等（農業協同組合、出荷組合、集出荷業者又はその団体、食肉卸売市場等）を対象としており、調査客體は農林水産省から貸与される調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

- ① 品目別の調査月については、仕様書別紙2のとおり定めています。
- ② 調査日については、以下のとおりとしますが、特別な事情（調査日に調査品目に取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とします。

ア 一般農産物生産者価格調査（野菜以外）

原則毎月15日現在

イ 野菜生産者価格調査

原則毎月5日及び15日現在（月2回調査）

5 農業生産資材価格調査

(1) 調査品目

調査品目は、仕様書別紙4のとおり定めています。これらの品目は、農家が購入する農業生産に必要な資材のうち、支出額の大きな品目及び行政施策上重要な品目等を選定したものです。

(2) 調査銘柄（銘柄等級及び細部銘柄）

① 銘柄等級

当該品目における代表性、価格調査の継続性等を十分考慮して、調査品目別に仕様書別紙4のとおり定めています。

② 細部銘柄

次に掲げる事項に留意した上で、その管轄する地域の実情に即して定めています。

なお、各都道府県における細部銘柄は、農林水産省から貸与される調査品目一覧表のとおりです。

ア 調査品目の価格変動をよく代表している銘柄であること

イ 最も多く出回っている銘柄であること

ウ 長期間継続して調査が可能な銘柄であること

エ 価格の把握が可能な銘柄であること

(3) 調査単位

各調査品目の通常取引単位を十分考慮して、それぞれの調査単位は仕様書別紙4のとおり定めています。

(4) 調査客体

都道府県別に所在する農業生産資材を販売する小売店等の中から、当該調査品目の取扱量が多いなど、価格形成に主導力を持ち、当該地域の農業生産資材価格を最も正確に調査しうるものを対象としており、調査客体は農林水産省から貸与される調査対象一覧表のとおりです。

(5) 調査月及び調査日

① 調査月は毎月です。ただし、季節調査品目（種苗及び苗木、賃借料及び料金）については、仕様書別紙3のとおり定めています。

② 調査日については、原則毎月15日現在としますが、特別な事情（調査日に調査品目に取扱いがない場合や調査日に市場が開催されない場合など）で調査が不可能又は調査日の価格が当該月の平均的な価格から著しくかい離している場合には、土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日とします。

Ⅱ 調査に当たっての留意事項

1 農産物生産者価格調査

- 報告する価格は、実際の取引に基づき農家が受け取る価格（消費税を含む。）です。価格の定義、報告する価格の計算方法等については、別添1を参照してください。
- 調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査客体や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査客体において調査品目を取り扱わなくなった
 - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転したまた、調査客体の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

2 農業生産資材価格調査

- 報告する価格は、調査客体における実際の取引に基づき農家等に販売した平常時の価格（消費税を含む。）で、一時的な安売り価格や値引き価格は調査対象としません。価格等の定義、報告価格の計算方法等については、別添2を参照してください。
- 調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合には、実際の単位の取引価格を用いて、これを調査単位に換算するようにしてください。
- 調査客体や調査品目について以下のような場合は、状況が分かった時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。
 - ① 調査客体において調査品目を取り扱わなくなった場合
 - ② 休業、廃業又は店舗が閉鎖・移転した場合
 - ③ 指定された調査品目がモデルチェンジされ、価格が大きく変わる場合
 - ④ 調査品目の製造メーカーや仕入先が変わった場合などまた、調査客体の担当者（面接又は電話の応対者）が変わった場合にも、分かった時点で速やかに農林水産省の担当者にその旨を連絡してください。

Ⅲ 調査票の準備

農業物価統計調査の調査票は、4種類あります。

調査の実施前に、調査客体が選択した調査方法別に以下により調査票の準備をしてください。

調査票の種類		調査方法
他計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜調査票	調査員による面接又は電話による聞き取り
自計調査用	一般農産物・農業生産資材価格調査票 野菜調査票	郵送調査、オンライン調査、FAX調査

1 調査品目及び調査月の確認

調査の開始前に、農林水産省から貸与される調査対象一覧表及び調査品目一覧表を基に、全ての調査客体に対して調査品目及び調査月を確認してください。

2 調査票の準備

調査票には、調査開始前に次の記入の仕方を参照し、必要な事項を記入してください。

オンライン調査の場合は、必要な事項を「調査対象者ID作成ツール」に入力してください。

3 調査票の確認

2により記入又は入力された事項について、次のとおり確認してください。

(1) 指標部に誤りがないか。

オンライン調査用の場合は、当該調査月となっているか。

必要に応じて調査対象一覧表を確認する。

調査年	都道府県番号	指定先番号

【他計・自計調査用】

調査年	調査月	都道府県番号	指定先番号

【オンライン調査用】

(2) 品目名等

- ① 当該調査客体の対象品目コードと品目名に誤りがないか。
また、当該品目の銘柄等級となっているか。
- ② 細部銘柄は、当該調査県の指定した細部銘柄となっているか。
必要に応じて調査品目一覧表を確認する。
- ③ 調査単位に誤りはないか。
- ④ 当該品目の調査期間となっているか。

品目コード	品目名	銘柄等級	細部銘柄	調査単位	調査期間

農業物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票の準備(他計調査用)

事務局において設定した整理番号を記入してください。

お問い合わせ先等は調査開始前に必ず記入してください。

農作物価統計調査 一般農産物・農業生産資材価格調査票

調査年 9410	都道府県番号 02	指定先番号 0101	整理番号 農作物価統計調査準備 0101 02 03 04 05 06 07 08 09 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 36 37 38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104 105 106 107 108 109 110 111 112 113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164 165 166 167 168 169 170 171 172 173 174 175 176 177 178 179 180 181 182 183 184 185 186 187 188 189 190 191 192 193 194 195 196 197 198 199 200 201 202 203 204 205 206 207 208 209 210 211 212 213 214 215 216 217 218 219 220 221 222 223 224 225 226 227 228 229 230 231 232 233 234 235 236 237 238 239 240 241 242 243 244 245 246 247 248 249 250 251 252 253 254 255 256 257 258 259 260 261 262 263 264 265 266 267 268 269 270 271 272 273 274 275 276 277 278 279 280 281 282 283 284 285 286 287 288 289 290 291 292 293 294 295 296 297 298 299 300 301 302 303 304 305 306 307 308 309 310 311 312 313 314 315 316 317 318 319 320 321 322 323 324 325 326 327 328 329 330 331 332 333 334 335 336 337 338 339 340 341 342 343 344 345 346 347 348 349 350 351 352 353 354 355 356 357 358 359 360 361 362 363 364 365 366 367 368 369 370 371 372 373 374 375 376 377 378 379 380 381 382 383 384 385 386 387 388 389 390 391 392 393 394 395 396 397 398 399 400 401 402 403 404 405 406 407 408 409 410 411 412 413 414 415 416 417 418 419 420 421 422 423 424 425 426 427 428 429 430 431 432 433 434 435 436 437 438 439 440 441 442 443 444 445 446 447 448 449 450 451 452 453 454 455 456 457 458 459 460 461 462 463 464 465 466 467 468 469 470 471 472 473 474 475 476 477 478 479 480 481 482 483 484 485 486 487 488 489 490 491 492 493 494 495 496 497 498 499 500 501 502 503 504 505 506 507 508 509 510 511 512 513 514 515 516 517 518 519 520 521 522 523 524 525 526 527 528 529 530 531 532 533 534 535 536 537 538 539 540 541 542 543 544 545 546 547 548 549 550 551 552 553 554 555 556 557 558 559 560 561 562 563 564 565 566 567 568 569 570 571 572 573 574 575 576 577 578 579 580 581 582 583 584 585 586 587 588 589 590 591 592 593 594 595 596 597 598 599 600 601 602 603 604 605 606 607 608 609 610 611 612 613 614 615 616 617 618 619 620 621 622 623 624 625 626 627 628 629 630 631 632 633 634 635 636 637 638 639 640 641 642 643 644 645 646 647 648 649 650 651 652 653 654 655 656 657 658 659 660 661 662 663 664 665 666 667 668 669 670 671 672 673 674 675 676 677 678 679 680 681 682 683 684 685 686 687 688 689 690 691 692 693 694 695 696 697 698 699 700 701 702 703 704 705 706 707 708 709 710 711 712 713 714 715 716 717 718 719 720 721 722 723 724 725 726 727 728 729 730 731 732 733 734 735 736 737 738 739 740 741 742 743 744 745 746 747 748 749 750 751 752 753 754 755 756 757 758 759 760 761 762 763 764 765 766 767 768 769 770 771 772 773 774 775 776 777 778 779 780 781 782 783 784 785 786 787 788 789 790 791 792 793 794 795 796 797 798 799 800 801 802 803 804 805 806 807 808 809 810 811 812 813 814 815 816 817 818 819 820 821 822 823 824 825 826 827 828 829 830 831 832 833 834 835 836 837 838 839 840 841 842 843 844 845 846 847 848 849 850 851 852 853 854 855 856 857 858 859 860 861 862 863 864 865 866 867 868 869 870 871 872 873 874 875 876 877 878 879 880 881 882 883 884 885 886 887 888 889 890 891 892 893 894 895 896 897 898 899 900 901 902 903 904 905 906 907 908 909 910 911 912 913 914 915 916 917 918 919 920 921 922 923 924 925 926 927 928 929 930 931 932 933 934 935 936 937 938 939 940 941 942 943 944 945 946 947 948 949 950 951 952 953 954 955 956 957 958 959 960 961 962 963 964 965 966 967 968 969 970 971 972 973 974 975 976 977 978 979 980 981 982 983 984 985 986 987 988 989 990 991 992 993 994 995 996 997 998 999 1000	品目名 ばれいしよ	銘柄等級 食用	細部銘柄 メーカーン 10kg	調査期間 8/10	1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 備考
1430	ばれいしよ	食用	メーカーン 10kg	8/10				
1820	肥青豚		生体 10kg	1~12				
1810	くわ	平くわ、餅つき	大正豚、ステアレンス	1~12				

調査年、都道府県番号、指定先番号を調査開始前に必ず記入してください。

品目コード、品目名、銘柄等級、細部銘柄、調査単位及び調査期間は調査開始前に必ず記入してください。
なお、調査の際に細部銘柄に変更があった場合は農林水産省の担当者ご連絡してください。

IV 調査票の審査

1 調査票の確認

回収した調査票は、事務局が設定した方法により以下の事項について確認・整理してください。

- ① 当該調査月に入力する調査票が全て揃っているか。
- ② 報告価格は全て記入又は入力されているか。

2 報告価格の審査・検討

報告価格は、前月及び前年同月の価格データと十分比較し、以下の審査項目に添って審査・検討してください。また、必要に応じて調査客体に確認してください。審査・検討の結果、誤りがあった場合は調査票を修正します。

① 報告価格が欠けていないか。

調査票の報告価格欄（緑枠）が空欄又は「0」となっている場合があります。このような場合には、調査客体に確認するとともに、「VI 調査に関するQ&A」を参考に報告価格を補完してください。

② 調査単位に誤りはないか。

調査客体における実際の取引単位が、調査単位と異なる場合がありますので、注意してください。

③ 消費税が含まれているか。

④ 一時的な安売り価格や値引き価格ではないか。

農業生産資材の場合、小売店等において在庫処分等を行う際に廉売価格となることがありますが、平常時の価格としてください。「VI 調査に関するQ&A」を参考にしてください。

⑤ 農産物（一般農産物、野菜）の場合、出荷に要する経費を控除しているか。

農産物生産者価格とは、農家などの生産者が生産した農産物の販売価格から、出荷に要する経費を控除した価格のことをいい、農家受け取り価格ともいわれています。

出荷に要する経費については、別添3において調査品目ごとの平均的な目安[※]を示していますので参考としてください。

注：ここで示す出荷に要する経費についてはあくまでも目安であり、調査客体によって控除する経費が異なるので、注意してください。

また、あらかじめ経費を控除している報告価格もあります。

⑥ 奨励補助金等が含まれるべき調査品目において、当該補助金等が加算されているか。

奨励補助金等が含まれるべき調査品目は、小麦、裸麦、六条大麦、二条大麦、大豆、かんしょ（加工用）、ばれいしょ（加工用）、てんさい、さとうきび、生乳の10品目です。

なお、別添4において調査品目ごとの平均的な目安を示していますので参考としてください。

⑦ 細部銘柄に変更はないか。

細部銘柄に変更があると、報告価格に大きな変動が生じます。

細部銘柄に変更があった場合は、「VI 調査に関するQ&A」に基づき、必要な処理を行ってください。

⑧ 新聞等の業界情報及び各地方卸売市場の価格の動向と合致しているか。

農産物（一般農産物、野菜）の場合は、天候に伴う生育や品質により市場価格等が変動することがあります。また、同一の品目であっても調査県によって出荷の時期が異なります。

農業生産資材の場合は、肥料や飼料等が月によって変動することがあります。

このため、様々なバックデータを用いて検討してください。

なお、別添5において、報告価格の審査・検討に使用している主な資料を示しますので参考としてください。

V 都道府県別結果表の審査等

次に示す事項は、毎月の結果の審査等についてのもthingですが、年間の結果についても同様に審査等を行ってください。

1 調査票の電子化、都道府県別の集計及び平均価格の作成

(1) 審査が終了した調査票について、農林水産省から貸与される都道府県別集計プログラムを用いて電子化します。

また、①及び②について確認し、誤りがある場合は修正してください。

① 必要項目^{注)}に入力ミスはないか。

注：調査年、調査月、都道府県番号、指定先番号、品目コード及び報告価格

② 入力した必要項目について、桁ズレはないか。

(2) (1)の電子化及び確認が終了後、都道府県別に集計・平均価格を作成してください。

2 都道府県別平均価格の審査・検討

農業物価統計調査の都道府県別結果表は、調査客体の報告価格の総和平均により算出しています。

審査・検討に際しては、都道府県別集計プログラム内の「前月・前年検討リスト」を参照してください。

また、検討の結果、誤りがあった場合は、上記1により調査票及び入力データを修正してください。

(1) 調査品目ごとに前月及び前年同月価格データと十分比較する。

農産物（一般農産物、野菜）については前年同月比±20%以上、農業生産資材については前月比±5%以上の差があった場合には、必ず以下の審査項目に添って検討し、必要に応じて調査客体に確認してください。

この場合、「前月・前年検討リスト」において*が表示されますので参考としてください。

(2) 新聞、経済連情報、市況情報、調査客体からの情報等により調査品目ごとの動向を把握し検討する。

検討した結果、次のような場合には、調査票の審査へ戻り、調査客体の報告価格を確認します。

① 平均価格がバックデータの動向と逆転している場合

例： バックデータでは前年同月比がプラスであるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比でマイナスとなっている。

② 平均価格はバックデータの動向と一致しているものの、価格の騰落率が大きい場合

例： バックデータでは前年同月比+10%前後であるが、都道府県別平均価格の動向は前年同月比で+40%となっている。

3 価格変動要因等整理表の作成

上記2に基づき審査・検討を行った結果、価格の動向が妥当であれば、その動向を価格変動要因等整理表に記入します。

様式及び記入例については、仕様書別紙15を参照してください。

VI 調査に関するQ & A

1 農産物生産者価格調査

Q 農産物生産者価格調査で調査する農産物生産者価格とは、どのような価格をいうのですか。

また、そのような価格を調べる理由は何ですか。

A 農産物生産者価格とは、農家などの生産者が生産した農産物の販売価格（消費税を含む。）から出荷に要する経費を控除した価格のことをいい、農家受け取り価格ともいわれています。

また、経費を控除した価格を用いて指数を作成することにより、毎月変動する経費の変化や地域差などによって生じる変動要因を排除することができ、農業における産出に係る物価の純粋な変動を測定することができます。

Q 実際の販売価格や出荷に要する経費をなかなか教えてもらえません。その場合、どうしたらよいですか。

A 産地間の競争などの事情から、実際の販売価格や経費を教えてもらえない場合もありますが、調査価格の信頼性を高めるため、調査客体に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

ただし、経費についてどうしても把握することができない場合には、別添3を参照してください。

Q 季節調査品目で月初め又は月末には出回っているが月央の出回りがないため、調査日現在の調査が不可能な場合はどうしたらよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

- (1) 月末には出回りがある場合は、月末の平均的な価格
- (2) 月初めには出回りがある場合は、月初めの平均的な価格

また、(1)、(2)における平均的な価格とは、月初め又は月末で出回りがある期間の平均価格を想定しています。

農産物の出荷始期においては、通常の商品からかい離する価格となる場合が想定されることから、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

なお、報告期日（調査日が属する月の末日）に間に合わない場合は、農林水産省の担当者へ連絡してください。

Q 報告価格が「赤字」となった場合は、どうすればよいですか。

A 農産物生産者価格については、農家受け取り価格が短期間では赤字となることがあります。その場合、報告価格は調査した赤字価格（例：-50など）とし、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

2 農業生産資材価格調査

Q 農業生産資材価格調査では、小売価格を調査することになっていますが、定価（標準小売価格）を調べるのですか。

A 例えば、大企業製品の場合、製造業者が小売販売価格まで指示しているケースがしばしば見られます。これはメーカー側の希望小売価格とも言えるもので、実際の店頭での小売価格は、企業間の販売競争や新製品の登場、又は季節的な廉売によって価格が上下するものです。

本調査ではこのような価格ではなく、各地域における需給関係や経済動向を反映した実際の店頭での消費税込みの小売価格（実勢価格）を調査します。

Q 実勢価格はなかなか教えてもらえませんが、どうすればよいですか。

A 税金や同業者間の競争などの事情から、実際の販売価格を教えてもらえない傾向が見られますが、調査価格の信頼性を高めるため、調査客体に対し、農業物価統計調査の目的、調査結果の取扱い（秘密の保護）などを十分理解してもらい、正確な価格の回答が得られるよう信頼関係を作ることに留意し、調査を行ってください。

Q 農業生産資材価格調査では、平常時の小売価格を調査することになっていますが、一部の小売店では、調査日に赤札などを付け、廉売品と称して常時売っている場合もあります。異常価格として調査から除くものと、平常時の価格として調査すべき廉売価格との区別はどうするのですか。

A 月に数回又は週に1回等と決めて、特売日やサービスセールとして平常より安く売られている場合、又は季節後れの残品投売りの場合などにおける一時的な廉売価格は、調査しません。

ただし、廉売が調査日を含めて8日以上続いている場合は、その価格を調査し、7日未満の場合は、通常価格を調査してください。

Q 農機具や自動車について、販売価格はそのままにして、付属品をサービスしたり、旅行に招待する場合があります。このような場合は、値引きとして取り扱うのですか。

A 農機具や自動車の値引きの形態には、単に価格そのものを下げることがありますが、質問のような形態もあります。

本調査の目的は、商品自体が持つ経済価値に対する市場価格の変動を把握することなので、販売の際にサービスされる付属品がある場合には原則としてその評価額を控除した本体のみの価格を把握してください。

この取扱いは、「旅行への招待」などについても同様としますが、売買契約の中で明確に約束されている場合に限定し、抽選などの結果による場合は控除の対象としないでください。

なお、農機具、自動車の購入の際にサービスされる標準的な工具は、本体価格に含めてください。

Q 農機具や自動車などはモデルチェンジや新製品の発売が行われますが、調査銘柄変更としてはどのように取り扱うのですか。

A モデルチェンジ等の例を見ると、単に外観の変更のみにとどまっているものから、性能の変化が伴っているものまで多様であることから、次のとおり取り扱ってください。

(1) モデルチェンジの内容が、単に外型を美しくするとか、わずかな改造を行った程度で、ほとんど効用が変わらないと判断される場合は、新旧の商品は同じ調査銘柄とみなし価格の騰落として取り扱います。

(2) 新製品の内容が、おおむね旧調査銘柄の範囲内（価格水準を含む。）にあり、かつ調査客体の製品に旧モデルの代替製品がない場合は、(1)と同様に取り扱います。

(3) モデルチェンジ又は新製品の内容が(1)又は(2)を超えるものであり、新旧製品の価格に大きな差がみられる場合は、調査最終月まで接続価格を報告価格とし、調査開始月に銘柄変更処理を行います。

（3 共通事項 参照）

Q 調査客体において時々しか販売されないため、たまたま調査不能となった場合には、当月価格は報告しなくてもよいですか。

A 調査日にたまたま調査銘柄に指定した商品がない場合には、当月の他の日の価格を調査してください。

なお、上記により価格を調査できない場合には、調査日に仮に注文があったとして、その場合の販売予定価格を調査してください。

Q 調査客体において調査品目の仕入先を変更したために価格変動が生じた場合、どのように取扱えばよいですか。

A 同一の調査客体において、調査銘柄が同一の場合には、仕入価格の変動と考え、価格の騰落として取扱います。

なお、価格の騰落が著しい場合には、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

3 共通事項

Q 以下の場合はどうするのですか。

- (1) 年途中で調査客体が休業又は廃業及び調査品目の取扱いを中止した場合
- (2) 年途中で細部銘柄の出回りがなくなったり、市場での中心的地位を失った場合

A (1)又は(2)が判明した時点で速やかに農林水産省の担当者に連絡し、指示を受けてください。農林水産省では、可能な限り代替の調査客体、調査銘柄の選定を行いますが、調査開始月以外の時期に代替選定が行われた場合は、調査最終月まで以下の方法を用い、接続価格を報告価格としてください。また、価格変動要因等整理表にその旨記載してください。

【接続価格の算定方法】

- ① 新しい調査客体又は調査銘柄の前月及び当月の価格を把握する。
- ② これまでの調査銘柄の前月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月～12月)の調査銘柄aの取扱いがなくなったため4月(年途中)から新しい調査銘柄dを選定した場合

- ① 新しい調査銘柄dの3月及び4月の価格を把握する。
3月価格・・・2,500円
4月価格・・・2,500円
- ② これまでの調査銘柄aの3月価格に、①で把握した価格の騰落率を乗じる。
調査銘柄aの3月価格・・・1,000円
調査銘柄dの価格の騰落率・・・2,500円(4月価格)／2,500円(3月価格)

$$\text{接続価格} = 1,000円 \times 2,500円 / 2,500円 = 1,000円$$

調査開始月に代替選定又は調査銘柄の変更が行われた場合は、銘柄変更処理を行い、指数の連続性を保ちますので、以下の事項を整理し、価格変動要因等整理表に記載してください。

- ③ そ及月(直近の調査最終月)に本省へ報告した都道府県平均価格
- ④ 新しい調査客体又は調査銘柄のそ及月の価格を把握し、その価格を含めたそ及月の都道府県平均価格

例 調査県Eにおいて、調査品目A(調査期間:1月～12月)の調査客体Hが調査銘柄aの取扱いを中止したため、1月(調査開始月)から新調査銘柄dを選定した場合(調査県Eでは、調査品目Aを調査客体F、G、Hで調査しており、調査客体F、Gでは変更がないものとする。)

- ③ そ及月(直近の調査最終月)に本省へ報告したE県平均価格
そ及月(前年12月価格)の本省報告価格・・・1,400円

(内訳)前年12月の客体別価格

調査客体F	1,500円
調査客体G	1,700円
調査客体H	1,000円

- ④ 新調査銘柄dのそ及月(直近の調査最終月)の価格を把握し、その価格を含めたそ及月のE県平均価格
そ及月(前年12月価格)のE県平均価格・・・1,900円

(内訳)新銘柄dを含んだ前年12月の客体別価格

調査客体F	1,500円
調査客体G	1,700円
調査客体H	2,500円

変更がないので、そ及月(前年12月)の価格はそのまま
← 新しい調査銘柄dのそ及月(前年12月)の価格

【参考】銘柄変更処理について

物価指数は、同一対象、同一時点、同一調査銘柄について、その価格を時系列的にとらえ、基準年の物価に対しての価格変動を表すものであり、比較時価格(全国月平均価格)を基準時価格で除して算出します。

調査客体や調査銘柄を変更した場合、本来の物価騰落要因とは違う理由で比較時の価格水準が変動することとなり、実態を的確に反映した物価指数が算出

されません。このような変更に伴う価格差を指数に影響させないため、物価指数の算出の仕組みから、基準時価格を変更することにより連続性を保つ処理を行っています。また、この銘柄変更処理は調査開始月に行います。

Q 調査客体において調査月に取扱いがない場合は、価格欠（報告価格をゼロ）としてもよいですか。

A このような場合、以下の価格を報告価格としてください。

また、価格変動要因等整理表にその旨を記載してください。

- (1) 農産物の場合、もちあい価格(前年同月価格)
- (2) 農業生産資材の場合、もちあい価格(前月価格)又は注文があった場合の販売予定価格

【参考】

① 調査品目Hで、5月にA指定先で取扱いがなくなり価格が欠となった場合(A指定先以外は価格変動なし)

4月	
A指定先	1,000
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,500

基準時価格	2,500
物価指数	100.0

5月 (A指定先・価格欠)	
A指定先	(欠)
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,750

基準時価格	2,500
物価指数	110.0

5月 (A指定先・もちあい価格にした場合)	
A指定先	1,000
B指定先	2,000
C指定先	1,500
D指定先	3,000
E指定先	4,000
F指定先	4,000
G指定先	2,000
平均	2,500

基準時価格	2,500
物価指数	100.0

※ 5月にA指定先の価格が欠となったために、品目Hの物価指数及び平均価格について、A指定先以外の価格に変動がないのに、5月については4月から変動(上昇)してしまう。

② 調査品目Sで、C指定先において4月末に取扱いがなくなり、5月からD指定先に変更した場合

4月		5月 (新指定先Dの価格をそのまま報告した場合)		5月 (接続価格を算出し報告した場合)	
A指定先	2,000	A指定先	2,000	A指定先	2,000
B指定先	2,500	B指定先	2,500	B指定先	2,500
C指定先	3,000			接続価格	3,300
		D指定先	4,400		
平均	2,500	平均	2,967	平均	2,600
基準時価格	2,500	基準時価格	2,500	基準時価格	2,500
物価指数	100.0	物価指数	118.7	物価指数	104.0

※ 5月から指定先を変更し、D指定先の価格で算出すると、5月の平均価格及び指数については、指定先変更と言う要因で4月から変動(上昇)してしまう。

※ 接続価格の算出方法

$$C指定先4月価格(3000円) \times (D指定先5月価格(4400円) / 4月価格(4000円)) = 3300円$$

参考

- 別添 1 報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）
- 別添 2 報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）
- 別添 3 農業物価統計調査 控除経費等の目安（農産物生産者価格調査）
- 別添 4 農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧
- 別添 5 審査・検討に使用している資料等

報告価格の算出方法（農産物生産者価格調査）

○ 販売価格等（消費税込み）と経費について、価格の定義に示したとおりに計算し価格を算出してください。
なお、販売価格等の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等（消費税込み）	経費	備考
米	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○ 全農県本部	○ 自県産の米の入札価格（全国米穀 取引・価格形成センターの入札結果） 又は相対取引価格 ○ 農家からの買取価格	農協等手数料、運送料、紙 袋代、包装・荷造り費、精米 代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者			
麦	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金等を加算した額。	○ 全農県本部	○ 入札価格又は農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等	農協等手数料、運送料、紙 袋代	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等		
雑穀（そば）	販売価格から諸経費を 控除した価格。	同上	○ 販売価格又は農家からの買取価格	農協等手数料、運送料、諸 材料費	
大豆	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○ 全農県本部	○ 入札価格又は農家からの買取価格	農協等手数料、運送料	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 農家からの買取価格		
その他	販売価格から諸経費を 控除した価格。	同上	○ 販売価格又は農家からの買取価格		
いも	販売価格から諸経費を 控除した価格。 なお、加工用は奨励補 助金等を加算した額。	○ 農業協同組合 ○ 出荷組合 ○ 全農県本部	○ 販売価格又は農家からの買取価格 ○ 奨励補助金等（加工用）	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費	
		○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者	○ 市場手数料、農協等手数料 ○ 運送料、箱代、諸材料 費、包装・荷造り費、選果料		
果実	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○ 農業協同組合 ○ 集出荷業者 ○ 卸売市場	○ 販売価格又は農家からの買取価格 ○ 市場価格（卸売市場）		

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格等(消費税込み)	経費	備考
工業農作物	葉たばこ	JT買入価格。	○日本たばこ産業		○農林水産省において、JITから入手した資料をもとに算出(実査不要)。
	てんささいび さとうきび	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金等を加算した額。	○農業協同組合 ○製糖会社	○販売価格 ○奨励補助金等	
茶	茶	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○農業協同組合 ○出荷組合	農協等手数料、運送料、諸 材料費	
	こんにやくいも い	同上	同上	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費	
花	き	同上	○農業協同組合 ○出荷組合 ○卸売市場	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費、包装・荷造り 費、選果料、市場手数料	
	鶏卵	同上	○全農県本部 ○農業協同組合	農協等手数料、運送料、箱 代、諸材料費	
畜産物	乳	販売価格から諸経費を 控除した価格に奨励補 助金等を加算した額。	同上	農協等手数料、集送乳経 費、取引検査料	当月の価格が不明な場合 は前月価格でも可
	肉畜	販売価格から諸経費を 控除した価格。	○農業協同組合 ○出荷組合	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料	
子成	畜	同上	○全農県本部 ○農業協同組合 ○畜産市場	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料	○当月の価格の把握が困 難な場合には、前年同月 価格(保合価格)を使用
	畜	同上	同上	農協等手数料、取引検査 料、市場手数料	
稲	わら	同上	同上	農協等手数料、運送料、諸 材料費	
	菜	販売価格から諸経費を 控除した価格(5日及び 15日の価格)。	○農業協同組合 ○集出荷業者 ○卸売市場	市場手数料、農協等手数 料、運送料、箱代、諸材料 費、包装・荷造り費、選果料	

(注) 調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

報告価格の算出方法（農業生産資材価格調査）

- 販売価格（消費税込み）とは、実勢価格＝実際に販売している価格です。
 なお、販売価格の単位が調査単位と異なる場合には、適宜、調査単位への換算を行ってください。

類・品目	価格の定義	代表的な調査対象	販売価格（消費税込み）	備考
種苗及び苗木	調査日現在の実勢価格。	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	調査月に在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。
畜産用動物	同上	○農業協同組合 ○畜産市場	○販売価格 ○市場価格	調査月に取引がない場合には、前月価格（保合価格）とする。
肥料	同上	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。
飼料	同上	同上	同上	同上
農業薬剤	同上	同上	同上	同上
諸材料	同上	同上	同上	同上
光熱動力	下記以外	○小売店	○販売価格	同上 なお、ガソリン、灯油及び農用電力は農林水産省において把握（実査不要）
	水道料	○市町村（水道課、水道局等）	○1か月の水道料金	
農機具	調査日現在の実勢価格。	○農業協同組合 ○小売店	○販売価格	在庫がない場合には、注文があった場合の販売予定価格を調査する。 なお、ホース及びパーソナルコンピューターは農林水産省において把握（実査不要）
自動車・同関係料金	同上	○小売店	同上	同上
建築資材	同上	同上	同上	同上 なお、塗料は農林水産省において把握（実査不要）
農用被服	同上	同上	同上	同上
賃借及び料	調査月の利用料金。	○農業協同組合 ○生産組織 ○農業委員会	○利用料金	

（注）調査品目の取扱いがなくなった場合には、農林水産省の担当者に速やかに連絡してください。

農業物価統計調査 控除経費等の目安

単位：円、%

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
うるち玄米	60 kg	132	181	208	774	774	5	228			1,166	210		
もち玄米	"		118								1,219			
うるち白米	10 kg		64		167						20.0%			
もち白米	"		101		167						20.0%			
小麦	60 kg					759	22	12			406			
裸麦	"													
六条大麦	50 kg				400		450				599			
ビール麦	"													
大豆	60 kg		126		648		248				748			
小豆	"		98								2.5~4%			
らっかせい	"													
いんげんまめ	"			303							3.5%			
かんしょ食用	10 kg	61	83	96	51						2~25%	4~10%		
かんしょ加工用	"													
ばれいしょ食用	"	82	72		86	115					1~5%	4~10%		
ばれいしょ加工用	1 t					8,100								
ばれいしょ種子用	20 kg													
りんご	10 kg	162		170	151	138	120	71			3.5~6%	7~9.5%		
みかん	"	90		186	128	175	19				0.7~8.4%	4.8~15.4%		
なつみかん(甘なつ)	"	61		227	215	64	25				1.5~8.6%	7~15.7%		
いよかん	"	104		100	264	500					2.2~8.6%	3.5~14.7%		
なし	"	213	4	61	149	131	112				0.8~12%	7~15%		
かき	"	114	141	155	116	206	15				1~10.6%	7~9%		
ぶどう(デカブ・巨峰)	4 kg	152	112	75	52	44	20	8			2~15%	3~10%		
ぶどう(ピオーネ)	5 kg	94	107		83	56	36				2~9.6%	7~10%		
もも	5 kg	131	12	71	92	79	32	29			1.3~5.7%	4.7~15%		
くり	10 kg	162	56	10	107						2.5~11%	6.1~10%		
うめ	10 kg	96	9	11	125	153	21				0.75~5.3%	4.2~10%		

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考	
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料		
キウイフルーツ	3.6 kg	162	227	70	75	41		4			0.88~4.1%	3.7~10%		
おうとう	2 kg	251			86	16					0.9.5.3%	7%		
すもも	5.6 kg	156	44	15	178	98		81	6		1~5.8%	5.3~7%		
しらぬい(デコボン)	5 kg	98		25	186	85					2.5.8.6%	7.0.12.8%		
バインアップル	10 kg										51.0%	32.0%		
てんさい	1 t													
さとうきび	"													
生薬	10 kg			525	9		22	128			0.5~4.5%	9.0%		
荒茶	"		59	85	42						0.8~5.3%	1.6~10%		
こんにやくいも	"	99			23						2.5.0.6%			
い草	"													
量表	1 枚										い草2.5%	い販連1.5%		
きく(切花)	100本	189	4	237	350	129			30		1.5~10%	5~10%		
ばら(切花)	50 本	151		185	173	50		30	60		1.8~10%	5~10%		
カーネーション(切花)	100本	141	24	352	250	131		17	27		0.5~10%	5~10%		
カスミノウ(切花)	"	441		420	647	69			123		1.5~10%	9.3~11.4%		
りんどう(切花)	"	160		4	309	253			38		1.5~3%	10.0%		
チューリップ(切花)	"	123		140	138						1.0.6.0%	10.0%		
ゆり(切花)	"	541		421	669	492		10			1~3.6%	9~10%		
トルコギキョウ(切花)	"	328	33	60	581	326		29			1~13.9%	7~10%		
スターチス(切花)	"	347		30	398	50			60		1.5~4.5%	9.5~10%		
ガーベラ(切花)	"	129		20	137				32		1.5~3.2%	9.8.10.0%		
洋らん(切花)	"	1008		53	634						0.7~5.5%	5~10%		
チューリップ(球根)	1000球													
ゆり(球根)	100球			850							35.0%			
グラジオラス(球根)	1000球													
洋らん(鉢物)	1 鉢	366	8	50	295						1.5%	9.5~10%		
シクラメン(鉢物)	"	100		63	102						1.5~10%	8.5~35%		
プリムラ類(鉢物)	"	116		3	16							10~25%		
鶏卵	10 kg	96		93	76			120			1.5~12.5%	0.25~10%		

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料	
生乳	10 kg			48	52						0.2~15%	1~10.2%	
去勢肥育和牛若齢(肉畜)	生体				2,325			2,640			1~4.6%	1~5%	
めす肥育和牛(肉畜)	"				1,208			2,954			0.5~5.1%	0.5~6.1%	
乳おす肥育(和種)(肉畜)	"				4,625						1~2.5%	0.5~3.5%	
乳用肥育(交雑種)(肉畜)	"				2,913			174			1~7.8%	0.5~5.2%	
乳廃牛(肉畜)	"				1,281						1.8%	0.5~1%	
肥育豚	"				411						0.5~3.5%	0.5~3%	
ブライラー	"				72						1.3%	10.0%	
ホルスタイン純粋種めす(子牛)	1頭				2,041						0.9~9.1%	0.5~2%	
ホルスタイン種おす(子牛)	"				1,190						1.7~6%	0.5~2%	
交雑種(子牛)	"				1,696						1.8%	0.5~2%	
肥育用乳用おす(和種)(子牛)	"				2,780						0.9~1.3%	1.8~2%	
肥育用乳用(交雑種)(子牛)	"				2,500						0.9~1%	0.5~2%	
和子牛めす(子牛)	"			315	3,409			3,000		1,050	0.5~1.7%	2~5%	
和子牛おす(子牛)	"			315	3,457			3,000		1,050	0.5~2%	2~5%	
子豚	"				5,000			2,053			0.6~2.5%	1.5~3%	
ホルスタイン純粋種(成牛)	"			700	3,867						1~1.8%	1.5%	
繁殖用めす和成牛(成牛)	"			525	4,452						0.5~3.5%	2~2.8%	
稲わら	10 kg										5.0%		
そば	45 kg				80			119			3.0%		
きゅうり	5 kg	53	6	31	51	91		21	30		0.4~13.5%	1~9.3%	
なす	"	67	9	61	55	56		5			0.1~15%	1~11.5%	
トマト	4 kg	72	10	39	49	69		35	12		0.1~6.6%	1~13.3%	
かぼちゃ	10 kg	84		5	114	122					0.7~17%	1~9%	
すいか	"	110		94	142	177					0.4~25%	1.5~9.3%	
いちご	1 kg	66	19	14	20	14			1		0.5~15%	1~11.1%	
ピーマン	10 kg	107		600	178	138		35			1~17%	1~9.5%	
メロン	"	109		37	146	71		100			2~18%	7~15%	
スイートコーン	"	93		143	128	13		25	45		0.8~4.3%	1.5~12.5%	
オクラ	100g	69	25								25~35%	7.7%	

控除する経費等

調査品目名	単位	控除する経費等											備考
		箱代	袋代	荷造費	運送費	共同選果	乾燥調整	施設利用料	予冷費	飼育費	農協手数料	市場手数料	
はくさい	10 kg	95	27	168	98	17		3	33		0.6~15%	1~11.5%	
キャベツ	"	95		49	79	30		17	42		0.7~15%	1~9.5%	
レタス	"	112	84	124	127	17		51	44		1~22%	7.5~11.2%	
ほうれんそう	"	156	100	106	123	308		33	78		1~15%	1~9.3%	
白ねぎ	5 kg	85		39	78				12		0.5~11.5%	8~10%	
青ねぎ	"	77	25	74	133	25		50			1.8~15%	1~9.5%	
たまねぎ	10 kg	66	19	242	128	111		12			1~5.8%	4.3~10%	
にら	4 kg	107	6	314	110	4			29		0.8~4.2%	8~9.3%	
しゅんぎく	"	81	21	52	53				21		1.3~7%	1.1~9.3%	
にんにく	10 kg	76	42	262	150				415		12.5%		
ブロッコリー	"	116		112	127				50		1.5~9.7%	1~10%	
アスパラガス	"	179	137	172	359	507		185	107		2~12.5%	5.3~8.5%	
みつば	1 kg	74		84	117						2~3.5%	1~8.5%	
こまつな	"	37		45	24						0.1~4%	8~8.5%	
チンゲンサイ	2 kg	59	26	62	56				19		0.3~6.5%	1~10%	
おおば	100g	120			125							8.5%	
だいこん	10 kg	102	63	32	99	136		1	23		0.5~12%	1~9.3%	
にんじん	"	76	6	37	119	98		30	25		1~13.3%	1~9.8%	
ごぼう	"	104	22	13	134	121			41		2~12.3%	1~9.3%	
さといも	"	76	98	51	70						2~4%	1~9%	
かぶ	"	97	6	116	94			30			1.1~12.5%	1~9%	
やまのいも	"	109		37	122	285		381	56		1~12.8%	1~8.7%	
れんこん	"	240		6	101						0.5~5%	4.3~13%	
しょうが	"	106			135			84			3.0%	6.5~9%	
さやえんどう	"	281	26	1,156	354	850		15	130		1~4%	8.5~11.5%	
さやいんげん	"	170		440	206	41		10	114		1~4.2%	6.5~13.5%	
えだまめ	"	192	293	130	139	45			71		1~4.6%	1~8.5%	

農産物価格調査品目のうち価格に奨励補助金等を含む品目一覧

コード	調査品目名	奨励補助金等の名称	概要			参考 (平成24年 全国年平均価格)
			指定地域	品種	要	
1080	小麦 円/60kg	民間麦流通促進対策(品質取引によるプレミアム・デイスカウント等)	60~15		国内産麦の円滑な流通を確保するとともに、需要に即した良品質麦の生産を促進するための交付	2123円/60kg
1180	かんしよ (加工用) 円/トン	甘味資源作物交付金及びびでん粉原料用いも交付金	宮崎県及び鹿児島県の区域	26,000 23,410	品質のよいものを安定的に生産する体制の確立を図るため、地域において安定的な生産を担う者に対し、諸外国との生産条件の格差を是正するための対策	390円/10kg (加工用)
1510	さとうきび 円/トン	甘味資源作物交付金及びびでん粉原料用いも交付金	品質区分(糖度) 13.1%以下(0.1度ごと) 13.1~14.3度 14.3%以上(0.1度ごと)	△ 100 16,420 +100	かんしよと同様	21,720円/1t
1760	生乳 円/kg	加工原料乳生産者補給金制度	・脱脂粉乳・バター等向け生乳価格 1kgあたり12.8円 ・チーズ向け生乳価格 1kgあたり15.41円	・農畜産業振興機構から複数県を一つの地域としている指定生乳生産者団体を通じて生産者に交付 ・チーズ向け生乳を対象に、指定生乳生産者団体を通じて生乳生産者に対し、供給量に応じて一律の助成金を交付	903円/10kg	

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
一 一般農産物	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 日本経済新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場(青果物・花き)の市場情報 各食肉センター及び食肉市場の市場情報 「米穀の取引に関する報告」、米の相対取引価格(出荷業者)(速報) 「麦の需給に関する見通し」 「麦品質評価結果」「民間流通表の入札における落札決定状況」 大豆入札取引情報 鶏卵相場表 食品産業新聞畜産日報 (独)農畜産業振興機構「畜産物の市況週報」「肉用子牛取引情報」 日本養豚協会「子豚・種豚市場情報」 食肉市況速報 全酪連「畜産情報」 ホクレン家畜市場成績 (株)静岡茶市場価格情報等 Flower Auction Japan 入荷量等情報 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場HP) インターネット(各食肉センター及び食肉市場HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(農水省HP) インターネット(全国米麦改良協会HP) インターネット(財団法人 日本特産農産物協会HP) インターネット(日本養鶏協会HP、全農たまご株式会社HP) インターネット(食品産業新聞社HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) インターネット(日本養豚協会HP) インターネット(日本食肉市場卸売協会HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(ホクレン家畜市場HP) インターネット((株)静岡茶市場) インターネット(Flower Auction JapanHP) インターネット(財務省HP)</p>

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
野菜	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 全国農業新聞 東京都中央卸売市場「市場統計情報(月報)」 各地方卸売市場及び卸売会社(青果物)の市況情報 「都市別指定野菜に係る主要市場の卸売価格・入荷量の日別価格」 青果物日別取扱高統計結果(野菜) 野菜の入荷量と卸売価格の見通し 財務省「貿易統計」</p>	<p>インターネット(東京都中央卸売市場HP) インターネット(各地方卸売市場及び卸売会社HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(各地方農政局HP) インターネット(財務省HP)</p>

審査・検討に使用している資料等

調査区分	資料名等	入手方法
<p>農業生産資材</p>	<p>日本農業新聞 各地方紙 農業共済新聞 軽油月次調査、A重油月次調査等 農薬・肥料の情報 肥料価格交渉結果 飼料価格改定 全酪連「飼料情報」 全農JACCネット「飼料情報」 世界の農産物価格の動向 全酪連「飼料情報」、「輸入粗飼料情報」 「牛肉・豚肉等の需給動向」、「畜産物市況週報」 農作業標準賃金一覧表 水道料金 各農機メーカー新着ニュース等 各自動車メーカー新着ニュース等</p>	<p>インターネット(石油価格情報センターHP) インターネット(農業生産資材情報センターHP) インターネット(全農のHPより) インターネット(日鶏連HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(全農JACCHP) インターネット(農林水産省HP) インターネット(全酪連HP) インターネット(農畜産業振興機構HP) 農業委員会などから入手 各市町村HP インターネット(各農機メーカーHP) インターネット(各自動車メーカーHP)</p>

調査対象配布用品一覧

番号	関係用品・作成物	農水省からの貸与	印刷の要・不要	原稿渡し(月)	発送時期	積算内訳
1	農業物価統計調査調査のあらまし	○	○	11	11～12月	3,610(3,284(調査対象数)×1.1)
2	農業物価統計調査調査票(他計調査用)	○	○	11	11～12月	4,040((2,906(一般農産物・農業生産資材)+766(野菜))×1.1)
3	農業物価統計調査調査票(自計調査用)	○	○	11	11～12月	23,370((16,449(一般農産物・農業生産資材)+4,800(野菜))×1.1)
4	農業物価統計調査送付用封筒(調査関係用品を郵送する場合)	×	○	×	11～12月	18,060(16,420(調査対象数3,284×5年)×1.1)
5	農業物価統計調査返信用封筒(調査票を郵送で回収する場合)	×	○	×	11～12月	18,060(16,420(調査対象数3,284×5年)×1.1)
6	農業物価統計調査記入の仕方(他計調査用)	○	○	11	11～12月	調査員調査を行う場合、調査員に配布 720(218(平成25年調査員数)×3(一般・野菜・資材用)×1.1)
7	農業物価統計調査記入の仕方(自計調査用)	○	○	11	11～12月	1,510(1373(自計調査対象数)×1.1)
8	オンライン調査協力をお願い	○	○	11	11～12月	3,610(3,284(調査対象数)×1.1)
9	オンライン調査操作ガイド(冊子)	○	○	11	随時	570(515(オンライン調査対象数103×5年)×1.1)
10	オンライン調査操作ID、パスワード	×	×	×	随時	オンライン調査を希望する調査対象に配布

農業物価統計調査にご協力いただいている皆様へ

農林水産省農業物価統計調査事務局

日頃より、農業物価統計調査にご協力いただき誠にありがとうございます。

本調査は、農業経営に直接関係のある農産物及び農業生産資材の物価を把握し、その結果を総合して農業物価指数を作成するほか、生産対策・経営安定対策等の各種行政施策の基礎資料を整備することを目的として実施しており、今後とも調査に対するご理解とご協力をお願いいたします。

さて、本調査は、パソコンを利用したインターネットによるご回答（以下、「オンライン調査」と称します。）が可能となっております。オンライン調査には、裏面に記載しました特徴（メリット）がございますので、オンライン調査への皆様のご協力をお願いします。

つきましては、オンライン調査にご協力いただける方は、下記のお問い合わせ先にご連絡をいただきますようお願いいたします。後日、「オンライン調査システムの操作方法」等を配付させていただきます。

【お問い合わせ先】

農林水産省農業物価統計調査事務局

TEL:

担当者:

オンライン調査のご案内

◇ オンライン調査の特徴

- **すべての作業がパソコン画面上で行えます。**
調査に関するすべての作業がパソコン画面上で行えますので、調査票の記入・郵送事務等が必要なくなります。
- **皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。**
調査期間中、1日24時間、皆様のご都合の良い時間にご回答いただけます。
- **セキュリティは確保されます。**
このシステムでは、ログイン用のIDが、個別に配付されます。
このIDでご回答いただきましたデータについては、不正アクセスから厳重に守られます。
なお、インターネット上のデータの送受信は、暗号化(SSL方式)によって保護され、外部に漏れることはありません。

◇ オンライン調査に必要な機器環境について

オンライン調査を行うには、以下のインターネット接続環境及びパソコン環境が必要です。

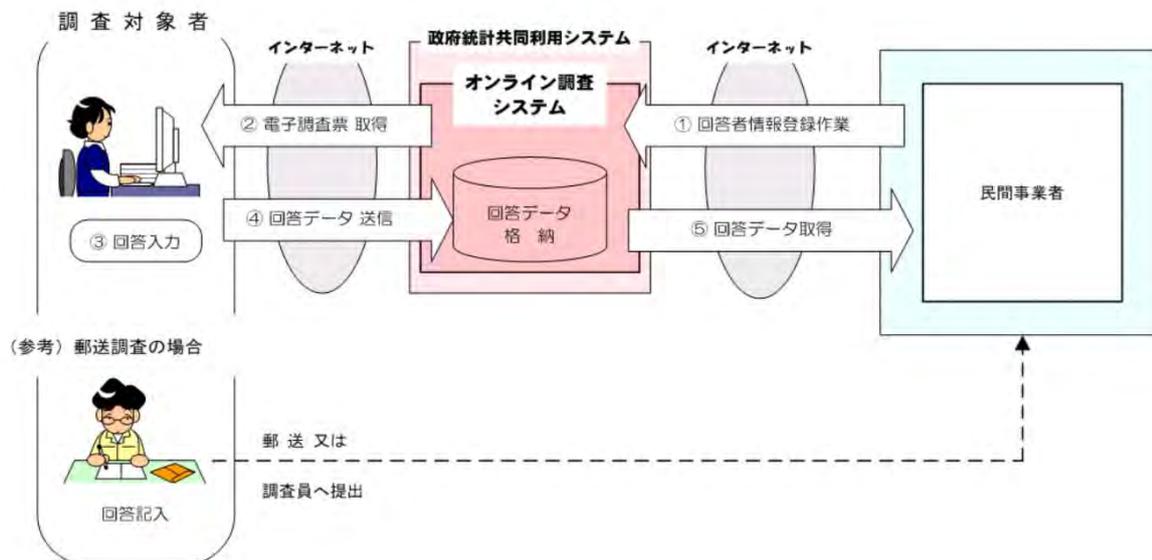
○インターネット接続環境

I S D N回線以上であれば特に問題なくご利用いただけますが、より快適にご利用いただくためにはADSL等のブロードバンド環境を推奨します。

○パソコン環境

- OS : Windows 7、Windows Vista
MacOS X v10.7、MacOS X v10.6、MacOS X v10.5、
MacOS X v10.4
- インターネット閲覧ブラウザ : Internet Explorer 9、Internet Explorer 8、
Internet Explorer 7
Safari6、Safari5、Safari4
Firefox15
GoogleChromer21.0
- PDF閲覧ソフト : Adobe Reader8.0 以上
(Adobe Readerは、Adobe社のホームページ等から無料でダウンロード
できます。現在の最新版は「Adobe Reader 8.1」になります。)

◇ オンライン調査のイメージ図



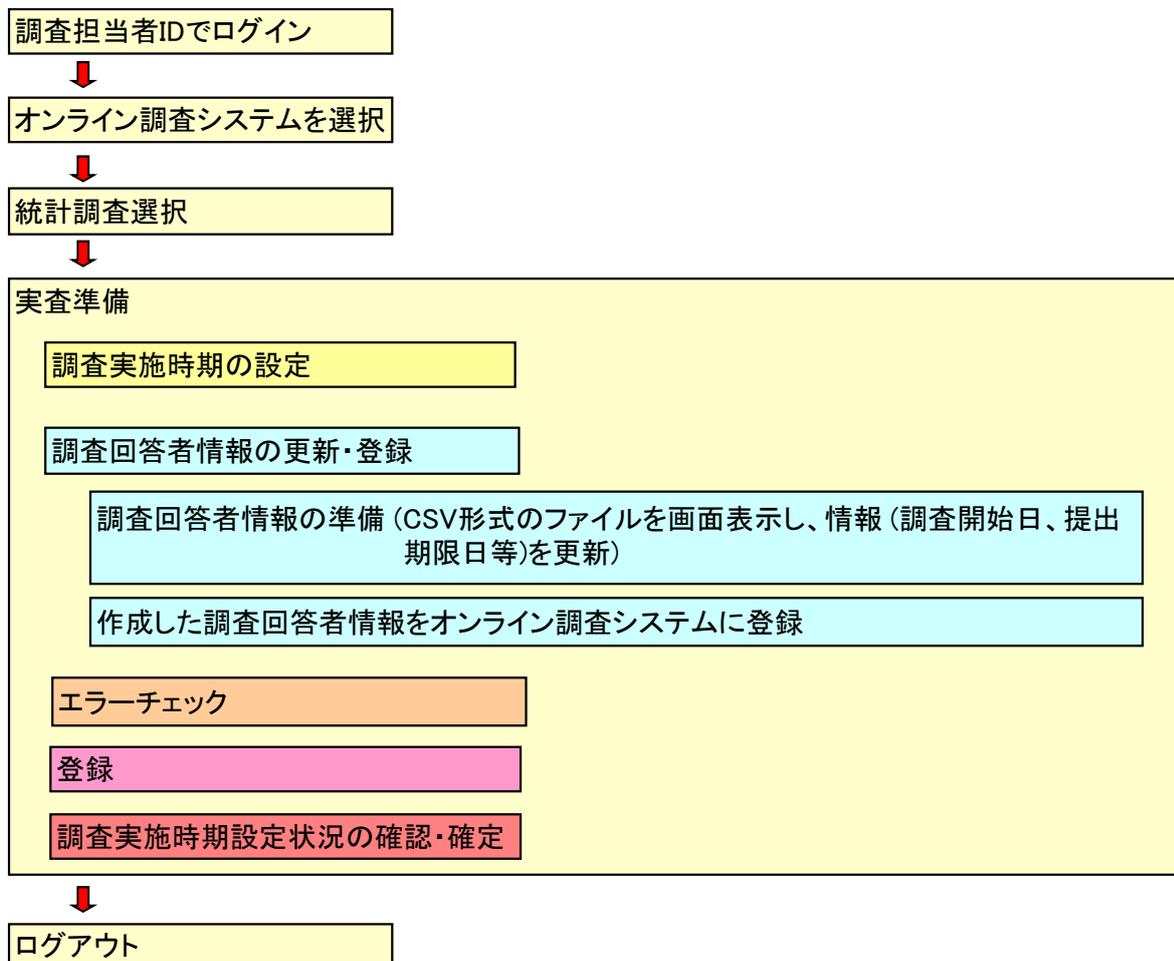
注：電子調査票・・・パソコン上でデータ入力ができるように、電子化した調査票

(秘)平成 年 月 農作物価統計調査 調査不能状況

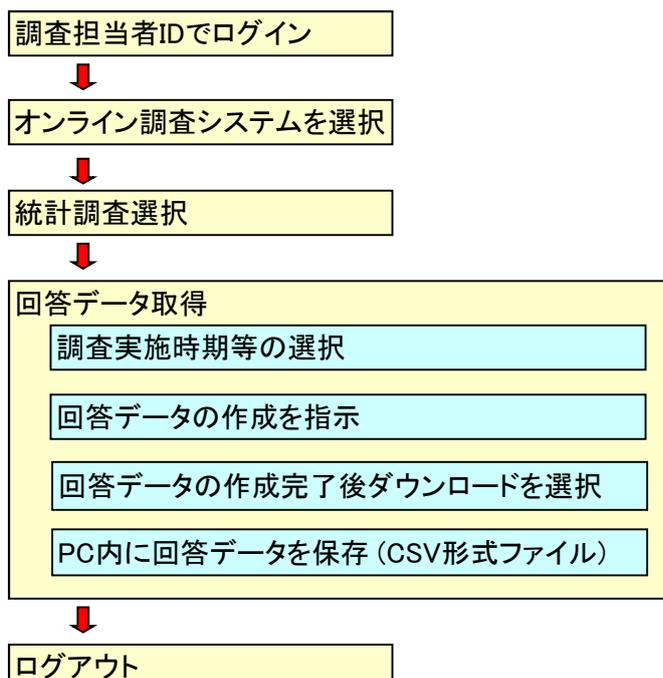
NO	月日	調査票の指標欄		名称	調査不能となった理由	回答
		整理番号	県コード			
1					<p>〈記入例①〉 12月末をもって廃業することとなったため、1月から調査が不可能となった。(調査品目は〇〇)</p>	
2					<p>〈記入例②〉 調査品目A、B、C及びDのうち、Bについて、〇月から取扱いを中止することとなった。</p>	
3						
4						
5						

農作物価統計調査オンライン調査における回答者情報等登録作業 及び調査対象からの回答データ取得作業の手順

1. 回答者情報登録作業



2. 回答データ取得作業



(秘)平成 年 月 農作物価統計調査 問合せ・苦情等対応状況

NO	月日	対応時刻	調査票の指標欄			対応内容		備考
			整理番号	県コード	指定先番号	苦情等・照会内容	回答内容	
1						<p><記入例①> 調査日に調査品目の取扱いがなかったかどうかどうすればよいか。</p>	<p><記入例①> 土曜日、日曜日、月曜日を除く調査日に接近した日を調査日としますので、○日の価格を記入してください。</p>	
2						<p><記入例②> 調査票に記入する価格について、消費税の取扱いはどうすればよいか。</p>	<p><記入例②> 本調査では、消費税込みの価格を調査していただきますので、消費税込みの価格を記入してください。</p>	
3						<p><記入例③> 調査データは個人情報だが、秘密の保護は図られているのか。</p>	<p><記入例③> 調査票等の管理を厳格に行うとともに、調査の過程で知り得た情報も含めて秘密の保護を図り適切に取り扱っております。</p>	
4								
5								
6								
7								
8								
9								

都 道 府 県

農業物価統計調査
調査票提出枚数等確認票

調査票提出枚数 枚
提出年月日 / /

調査員名

No.	※整理番号	訪問又は電話の記録									※品目数	報告件数	※過不足	※点検
		日	時	分頃	日	時	分頃	日	時	分頃				
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
合 計														

(秘)平成 年 月 農業物価統計調査 疑義照会状況

都道府県

No.

No	月日	応対時刻	調査票の指標欄			照会内容	回答内容	備考
			整理番号	指定先	番号			
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							
	/							

平成 年 農業物価統計調査

価格変動要因等整理表

平成 年 月

枚の 枚目

都道府県

類区分(品目名)	コード	騰落率(%)		価格の変動要因, 市場の動向等
		対前年	対前月	
りんご(つがる)	1230	20.0	20.0	前月からの大雨で生育が遅れ当月の出荷量が少なかったため価格上昇。
なし(幸水)	1330	20.0	20.0	競合するりんごが、主産地の台風被害により出荷量が少なく代替としての需要が多いため前年(前月)に比べ価格上昇。
くり	1410	—	20.0	前年天候良好で出荷量が多く、価格が安かったため前年に比べ価格上昇。
い草	1550	0.0	△ 20.0	中国産の輸入量増加により国内産の需要が減ったため価格低下。
きく	1580	20.0	20.0	前月日照時間が少なく生育が遅れ当月の出荷量が少なく、彼岸等の需要もあり前年(前月)より価格上昇。
乳用肥育交雑種	1800	△ 5.0	△ 20.0	前年はBSE発生による米国産牛肉の輸入禁止により、国内産牛肉の需要が高く高値だったが、今年になって輸入が解禁になり、価格も徐々に落ち着いてきているため、前年(前月)に比べ価格低下。
きゅうり	2010	20.0	20.0	生育期の天候不順により着果数が少なく、出荷量が少なかったため前年(前月)に比べ価格上昇。
ピーマン	2080	△ 20.0	△ 5.0	天候不順により生育が遅れ前月などは出荷量が少なく価格は高かったが、当月は天候良好で生育が進み、出荷量が増えたため前年(前月)に比べ価格低下。
キャベツ	2180	20.0	△ 10.0	本年天候良好で生育良く出荷量が増え、価格が大幅に低下したことから前月産地廃棄があり、前月に比べ価格は上昇したものの、前年よりは依然安値である。
尿素	3440	5.0	5.0	原油価格上昇のため価格上昇。
配合飼料(肉牛肥育用)	3810	5.0	5.0	全農の配合飼料供給価格が上昇したため価格改定。
にんじん種子	3100	30.0		24年3月調査客体の変更のため。 そ及月23年9月、そ及価格 3,000円
くわ	4210	5.0	0.0	24年3月、調査品目製造中止に伴う細部銘柄の変更により接続価格2,400円での報告。 (新銘柄3月1,200円、2月1,000円 変動率120%、旧銘柄2月報告価格2,000円×120%=2,400円)

注: 価格が大きく変動した品目、特異な動向を示した品目等についてその要因を整理する。

1 従来の実施に要した経費		(単位：千円)			
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
(農林水産省)					
人件費	常勤職員	-	-	-	-
	非常勤職員	-	-	-	-
物件費		-	-	-	-
委託費	調査協力謝金	-	-	-	-
	民間事業者委託費	124,638	124,558	115,035	106,315
計 (a)		124,638	124,558	115,035	106,315
参考値 (b)	減価償却費	-	-	-	-
	退職給付費用	-	-	-	-
	間接部門費	-	-	-	-
(a) + (b)		124,638	124,558	115,035	106,315
(注記事項)					
1. 業務の実施期間は、1月から12月までの1年間である。 2. 第1期事業（平成22年度及び平成23年度）経費については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札による委託費、実費支払いの謝金をあわせ契約金額は274,520,796円であるが、謝金を除いた金額で整理している。 第2期事業（平成24年度及び平成25年度）には、国が実費を負担する謝金は含まれていない。					

2 従来の実施に要した人員 (単位：人)				
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
常勤職員	-	-	-	-
非常勤職員	-	-	-	-
<p>(業務従事者に求められる知識・経験等)</p> <p>○ 統計調査に関する知識、情報処理（パソコン操作）に関する知識、調査対象、業界に関する予備知識が必要。</p> <p>○ 農作物価統計調査に関する業務を熟知し、照会対応業務及び督促業務ができること。</p>				
<p>(業務の繁閑の状況とその対応)</p> <p>○ 本調査は月別調査であるため、時期による業務の繁閑はほとんどない。</p> <p>○ 月毎の人員配置について 常勤職員、非常勤職員ともに、月毎に配置状況は変わらない。</p>				
<p>(注記事項)</p> <p>1. 調査の実施に要した人員については、民間委託をしているため、（農林水産省の職員数として）「-」としている。</p> <p>2. 平成22年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ4,101人日である。 調査客体への協力依頼 90人日、調査関係用品の印刷 9人日、調査票の回収・督促1,242人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,700人日、調査客体への謝礼支給60人日。 なお、上記の人員は社員、派遣社員（回収及び督促、審査・疑義照会）（1～6月は27人、7月以降は19人）の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）264人が対応している。</p> <p>3. 平成23年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,954人日である。 調査客体への協力依頼 80人日、調査関係用品の印刷 10人日、調査票の回収・督促644人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,160人日、調査客体への謝礼支給60人日。 なお、上記の人員は社員、事務局パート社員（回収及び督促、審査・疑義照会）14人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）256人が対応している。</p> <p>4. 平成24年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,858人日である。 調査客体への協力依頼150人日、調査関係用品の印刷 10人日、調査票の回収・督促598人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応2,040人日、調査客体への謝礼支給60人日。 なお、上記の人員は社員、事務局パート社員（回収及び督促、審査・疑義照会）13人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）223人が対応している。</p> <p>5. 平成25年調査に民間事業者が実施に要したのは、延べ2,568人日である。 調査客体への協力依頼120人日、調査関係用品の印刷 8人日、調査票の回収・督促480人日、調査票の審査・調査・疑義照会対応1,920人日、調査客体への謝礼支給40人日。 なお、上記の人員は社員、事務局パート社員（回収及び督促、審査・疑義照会）12人の対応分を集計したものであり、それ以外に調査員（調査票の回収）218人が対応している。</p>				

3 従来の実施に要した施設及び設備

○設備

電話、FAX、コピー機、パソコン、プリンタ、サーバ、LAN、書庫、机・
いす等

(注記事項)

1. 設備について、代表例として示している。
2. 上記設備は、兼務している他業務分を含む。基本的には、パソコンは一人一台体制であるが、電話、FAX、コピー機、プリンタは複数名で一台となる。
3. 事業を実施するために必要となる施設及び設備は、受託者において準備する必要がある。

4 従来の実施における目的の達成の程度

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績	目標・計画	実績
農産物生産者価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
農業生産資材価格調査	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(注記事項)

- 1 回収率の算定根拠
回収率は、以下により算出したものである。
なお、調査客体数は調査不適合等により除外した客体はない。
また、調査月により調査品目が異なるため、調査対象数は毎月変動する。
 - ①平成22年度
 - 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 182）指定先、回収数：（ 2 182）指定先
 - 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 287）指定先、回収数：（ 1 287）指定先
 - ②平成23年度
 - 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 125）指定先、回収数：（ 2 125）指定先
 - 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 268）指定先、回収数：（ 1 268）指定先
 - ③平成24年度
 - 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 038）指定先、回収数：（ 2 038）指定先
 - 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 253）指定先、回収数：（ 1 253）指定先
 - ④平成25年度
 - 農産物生産者価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 2 025）指定先、回収数：（ 2 025）指定先
 - 農業生産資材価格調査（回収率100%）
調査対象数：（ 1 259）指定先、回収数：（ 1 259）指定先

5 民間事業者の実施状況

別紙5 農作物価統計調査の流れ図（平成27年から31年の実施方法）及び別紙17 農作物価統計調査の実施状況について（平成24年度及び平成25年度調査）参照

（事業の目的を達成する観点から重視している事項）

- 調査客体からの問い合わせに対しては、迅速・丁寧・正確に回答している。
- 調査票の審査について、調査品目ごとの作柄、市況、需給動向など価格形成に関する要因を把握するよう努め、調査結果へ反映させている。
- 調査客体は継続を原則としているが、既存調査客体で調査品目の取扱いの中止や脱落などにより選定替えをする場合は、地域センター等において選定し、調査は選定した調査客体の協力を確認してから実施している。
また、既存調査客体への翌年分の協力依頼は12月頃に民間事業者が行い、調査の協力を確認している。

（注記事項）

1 調査協力依頼の方法と実績

平成22年調査は、全調査客体に対して、訪問により調査協力を行った。

2 調査方法と実績

調査方法別調査客体数は以下のとおり。

	平成24年	平成25年
調査員調査	1,907	1,911
郵送、FAX調査	1,263	1,270
オンライン調査	121	103
計	3,291	3,284

3 調査客体から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数と主な内容

調査客体からの民間事業者への問合せ・苦情等対応状況は以下のとおり。

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年問合せ	28	4	7	1	3	3	2	1	0	1	2	1	3
苦情	6	2	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0
平成25年問合せ	25	0	3	2	2	5	5	2	1	1	2	0	2
苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0

○ 問合せの主な内容

調査客体の担当者が異動等により変更したことに伴う調査内容の確認（調査票へ記入する調査対象品目及び単位の確認、調査対象として選定された理由）等

○ 苦情の主な内容

連絡してくる時は特定の担当者から連絡するようしてほしい、調査員による聞取りは短時間の対応になるようしてほしい等

4 農林水産省からの疑義照会件数及び主な内容

「審査・集計・検討事項一覧表」に沿って審査し、疑義が生じた調査客体に対し経費計算の有無や価格の増減要因についての疑義照会を行った。

	計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	1,538	446	204	125	148	159	92	72	58	44	80	64	46
平成25年	1,117	155	61	80	201	64	97	91	54	69	84	57	104
（参考） 第1期	平成22年	5,985	3,566	520	226	303	275	138	195	167	187	123	120
	平成23年	1,586	355	164	134	175	82	83	131	49	89	112	88

○ 疑義照会の主な内容

対前年比及び対前月比が大幅に変動している場合の変動要因（気象災害による農産物への影響の有無等）、調査票に記入されたデータの調査単位及び品種がこれまで調査していたものと相違ないかの確認等

6 調査票の回収・督促

期限までに提出のない自計調査の調査客体に対しては、電話、FAX又はメールによる督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、回収率は平成24年調査、平成25年調査ともに100%を達成した。

7 調査客体への謝金の支給と実績

民間事業者は、金融機関の口座を聞き取る事務手続きの煩雑さを考慮し、また、調査客体に直接手渡すことにより、謝礼の気持ちを表せることから、クオカードによる謝礼支給を基本として謝礼を支給した。なお、現金振込を希望した調査客体には現金振込とした。

調査客体への謝礼の支給については、平成24年は3,133調査客体（辞退183調査客体）に対しクオカード又は口座振込により行った。平成25年の謝礼の支給は、3月末までに完了予定である。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成24年調査 平成25年1月上旬から平成25年3月下旬
- ・平成25年調査 平成26年1月上旬から平成26年3月下旬完了予定

平成26年3月7日
農 林 水 産 省
大臣官房統計部

**民間競争入札実施事業
農業物価統計調査の実施状況について
(平成24年調査及び平成25年調査分)**

I 事業の概要

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく民間競争入札を行い、次の内容により平成24年調査から平成26年調査までの事業を実施している。

1 事業内容

農業物価統計調査における実査準備（調査関係用品の印刷、調査客体への協力依頼・確認、調査員の確保・指導）、実査（調査関係用品の配布・調査票の作成、調査客体からの問合せ・苦情等の対応、調査票の回収・督促）、審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）、調査票の電子化・都道府県別結果表及び価格変動要因等整理表の作成、調査客体への謝礼支給に係る業務

2 契約期間

平成23年11月1日から平成27年3月31日までの3年5箇月間（平成24年調査分から平成26年調査分まで）

3 受託者

株式会社インテージリサーチ

（契約期間においては、入札実施要項に基づき「農林水産省農業物価統計調査事務局」（以下「調査事務局」という。）の名称を用いて事業を実施。）

II 確保されるべき質の達成状況及び評価

平成24年調査及び平成25年調査における確保されるべき質の達成状況及び評価は次のとおりである。

1 調査票の回収・督促

民間事業者は、平成23年12月から平成24年2月にかけて、農林水産省が選定した調査客体に対して、調査員の訪問、電話等により平成24年調査（3,291客体）の調査協力依頼を行った。平成25年調査（3,284客体）については、平成24年12月から平成25年1月にかけて調査協力を行った。

民間事業者は、自計調査の調査客体に対して、調査員の訪問又は郵送により調査票を配布し、FAX又は郵送により回収、若しくは、政府統計共同利用システムオンライン調査システム（以下「オンライン」という。）を使用して調査票を回収した。また、他計調査の調査客体は、調査員の面接又は電話により調査事項を聞き取った。期限までに提出のない自計調査の調査客体に対しては、電話、FAX又はメールによる督促を行うとともに、調査員による訪問回収も併用した結果、回収率は平成24年調査、平成25年調査ともに100%を達成した。

表1 調査票の月別回収率

		計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年	調査票(枚)	29,313	2,369	2,360	2,339	2,358	2,440	2,515	2,499	2,397	2,455	2,529	2,552	2,500
	回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
平成25年	調査票(枚)	29,365	2,377	2,371	2,348	2,364	2,444	2,523	2,507	2,399	2,461	2,523	2,551	2,497
	回収率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表2 調査票の月別督促件数

		計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
		単位：件													
平成24年		3,667	201	303	270	278	333	351	381	285	363	346	269	287	
平成25年		3,462	303	272	286	164	363	344	336	277	333	296	244	244	

2 調査客体からの問合せ対応、調査票の審査及び疑義照会対応

(1) 調査客体からの問合せ対応

民間事業者は、調査事務局に専用回線（フリーダイヤル）を設置し、調査客体からの問合せに対応した。調査客体からの問合せ・苦情等への対応に当たっては、農林水産省が作成した照会対応事例集に基づいて問合せ・苦情等対応マニュアルを作成するとともに、調査客体ごとの照会対応及び過去の報告データの履歴を一元的に管理するデータベースシステムを構築し、調査事務局の調査担当者が混乱することなく、これまでの照会対応の内容と齟齬をきたさないよう迅速に対応している。

問合せ・苦情等件数は平成24年は28件、平成25年調査は25件であった。うち、苦情件数は平成24年は6件、平成25年は1件であった。

表3 調査客体から民間事業者への問合せ・苦情等対応件数

		計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
		単位：件													
平成24年問合せ		28	4	7	1	3	3	2	1	0	1	2	1	3	
	苦情	6	2	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	
平成25年問合せ		25	0	3	2	2	5	5	2	1	1	2	0	2	
	苦情	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	

- 問合せの主な内容
調査客体の担当者が異動等により変更したことに伴う調査内容の確認（調査票へ記入する調査対象品目及び単位の確認、調査対象として選定された理由）等
- 苦情の主な内容
連絡してくる時は特定の担当者から連絡するようにしてほしい、調査員による聞取りは短時間の対応になるようにしてほしい等

(2) 調査票の審査及び疑義照会対応

回収された調査票について民間事業者は、調査事務局において、農林水産省が示した審査・集計・検討事項一覧表に基づきデータの審査を行い、疑義があるものについては調査客体に疑義照会を実施した。また、審査済の調査票については、都道府県別に集計した後、審査・集計・検討事項一覧表に基づき審査を行い、疑義があるものについては調査票を再度確認し、必要に応じて疑義照会を実施した。疑義照会に当たっては、業界紙等により得られた情報を調査関係者が事前に共有することにより、照会内容の精度を高めた。

疑義照会に対する調査客体からの回答については、価格変動要因等整理票に整理し、農林水産省へ報告した。

納品後に農林水産省から確認を求めた疑義照会件数については、平成24年調査は1,538件、平成25年調査は1,117件であり、第1期事業の平成22年調査の5,985件、平成23年調査の1,586件と比べても減少しており、民間事業者が調査客体に照会し整理する価格変動要因等整理票の内容の充実が図られている。

表4 農林水産省からの疑義照会件数

		単位：件												
		計	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
平成24年		1,538	446	204	125	148	159	92	72	58	44	80	64	46
平成25年		1,117	155	61	80	201	64	97	91	54	69	84	57	104
(参考) 第1期	平成22年	5,985	3,566	520	226	303	275	138	195	167	187	123	120	165
	平成23年	1,586	355	164	134	175	82	83	131	49	89	112	88	124

- 疑義照会の主な内容
対前年比及び対前月比が大幅に変動している場合の変動要因（気象災害による農産物への影響の有無等）、調査票に記入されたデータの調査単位及び品種がこれまで調査していたものと相違ないかの確認等

3 評価

平成24年調査及び平成25年調査の調査票の確保されるべき質として定めた各月の調査票の回収率100%を達成している。また、納品後に農林水産省から確認を求めた疑

義照会件数が第1期事業よりも減少しており、調査担当者が農業分野の知識向上に努めたこと、調査客体ごとの照会内容や報告データの履歴を閲覧できるデータベースシステムを構築したこと及び業界紙等で事前に変動要因を把握することで照会の精度を高めたことなどにより効率よく実施された結果であり評価できる。

Ⅲ 実施経費の状況

市場化テスト開始前の国における従来の実施経費と契約金額との比較結果は、次のとおりである。

表5 従来の実施経費と契約金額の比較（税込）

単位：千円

	平成24年	平成25年	平成26年	3年計
契約金額 ①	115,035	106,315	114,650	336,000
従来実施経費 ②	310,948	310,948	310,948	932,844
削減額 (①－②)	△ 195,913	△ 204,633	△ 196,298	△ 596,844
①÷② (%)	37.0%	34.2%	36.9%	36.0%
(参考) 第1期 ③	124,638	124,558		
削減額 (①－③)	△ 9,603	△ 18,243		

注1：従来実施経費は、平成20年調査の国調査時の実施経費である（間接部門費及び謝金を除く）。

注2：契約金額には、国が実費を負担する謝金は含まれていない。

注3：第1期事業（平成22年調査及び平成23年調査）における契約金額は274,520,796円であるが、謝金を含んでおり謝金を除いた金額は249,196,000円となっている。

Ⅳ 事業の実施状況

1 実施体制

実施体制については、次のとおりである。

また、本業務の実施に当たり、あらかじめ農林水産省と民間事業者で調整したスケジュールに沿って業務を確実に実施している。

表6-1 事業の実施体制（平成24年）

		人日	配置人数	スケジュール
実査準備	調査関係用品の印刷	10人日	2名	平成23年12月
	調査客体への協力依頼	150人日	3名	平成23年12月～平成24年2月
	調査客体への協力依頼 （調査員による訪問）	全国計223名		平成23年12月～平成24年2月
調査客体からの照会対応		常時8名		平成24年1月～平成24年12月
実査（調査関係用品の配布、調査票の回収・督促）	郵送、FAX、オンライン調査	598人日	13名	平成24年1月～平成25年1月
	調査員調査	全国計223名		平成24年1月～平成25年1月
審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）		2,040人日	17名	平成24年1月～平成25年1月
調査客体への謝礼支給		60人日	3名	平成25年1月～平成25年3月

表6-2 事業の実施体制（平成25年）

		人日	配置人数	スケジュール
実査準備	調査関係用品の印刷	8人日	2名	平成24年11月
	調査客体への協力依頼	120人日	3名	平成24年12月～平成25年1月
	調査客体への協力依頼 （調査員による訪問）	全国計218名		平成24年12月～平成25年1月
調査客体からの照会対応		常時8名		平成25年1月～平成25年12月
実査（調査関係用品の配布、調査票の回収・督促）	郵送、FAX、オンライン調査	480人日	12名	平成25年1月～平成26年1月
	調査員調査	全国計218名		平成25年1月～平成26年1月
審査（調査票の審査、調査客体への疑義照会）		1,920人日	16名	平成25年2月～平成26年1月
調査客体への謝礼支給		40人日	2名	平成26年1月～平成26年3月

2 実査準備

(1) 調査関係用品の印刷

平成24年調査及び平成25年調査の印刷原稿について農林水産省の確認後、それぞれ平成23年12月15日、平成24年11月15日までに印刷を行い、印刷終了後に農林水産省へ全調査関係資料5セットを納品した。

印刷部数については、次のとおりである。

表7-1 関係用品印刷部数（平成24年）

関係用品印刷物	印刷部数
農業物価統計調査 調査のあらまし	3,291（調査客体数）+309（予備等）=3,600
農業物価統計調査 調査票（他計調査用）	3,160（一般農産物・農業生産資材）+878（野菜）+80（予備等）=4,118
農業物価統計調査 調査票（自計調査用）	16,418（一般農産物・農業生産資材）+4,815（野菜）+40（予備等）=21,273
農業物価統計調査 記入の仕方（自計調査用）	1,384（調査客体数）+616（予備等）=2,000
農業物価統計調査 ファクス送信用紙（調査員から調査事務局への送信用）	1,580（一般農産物・農業生産資材）+439（野菜）+40（予備等）=2,059
農業物価統計調査 オンライン調査協力のお願い	3,291（調査客体数）+309（予備等）=3,600
農業物価統計調査 オンライン調査操作ガイド（冊子）	363（調査客体数121×3年）+137（予備等）=500
農業物価統計調査 送付用封筒	9,873（調査客体数3,291×3年）+127（予備）=10,000

注：予備には、農林水産省提出分を含む。

表7-2 関係用品印刷部数（平成25年）

関係用品印刷物	印刷部数
農業物価統計調査 調査のあらまし	3,284（調査客体数）+316（予備等）=3600
農業物価統計調査 調査票（他計調査用）	2,906（一般農産物・農業生産資材）+766（野菜）+80（予備等）=3,752
農業物価統計調査 調査票（自計調査用）	16,449（一般農産物・農業生産資材）+4,800（野菜）+40（予備等）=21,289
農業物価統計調査 ファクス送信用紙（調査員から調査事務局への送信用）	1,453（一般農産物・農業生産資材）+383（野菜）+40（予備等）=1,876
農業物価統計調査 返信用封筒	10,000（調査客体数3,284×3年）+148（予備）

注：予備には、農林水産省提出分を含む。

(2) 調査客体への協力依頼・確定

ア 調査客体への協力依頼

調査客体への協力依頼については、民間事業者の調査員が、農林水産省から貸与された調査対象一覧表の連絡先をもとに、調査客体を訪問して協力依頼を行い、調査協力が得られた調査客体に対して調査関係用品を配布した。調査客体の都合により調査員が訪問できない場合は、調査客体に電話又はFAXによる調査依頼

を行い、調査関係用品を郵送により配布した。また、調査協力依頼を行う際に、新規客体に対し、希望する調査方法（調査員、郵送、FAX又はオンライン）を確認した。

創意工夫した点として、

- ① 調査事務局において調査客体ごとの情報（担当者、連絡可能時間等）を整理の上で一元化し、協力依頼を円滑に行えるようにした。
- ② 調査客体への負担軽減のため、前年調査の謝礼支払いの確認のための訪問と併せて次年調査の調査依頼を行うなど効率よく調査客体を訪問した。
- ③ 新規客体に対しては、調査員の調査依頼活動が円滑に行えるよう、調査員が訪問する前に調査事務局より調査客体に電話で調査の概要等の説明を行い、その後調査員が訪問することとした。

が挙げられる。

イ 調査客体への協力依頼の状況

- ① 平成24年調査（平成23年12月15日から平成24年2月17日まで）

3,291調査客体に調査依頼を行い、3,283調査客体から協力を得られた。協力が得られなかった8調査客体については、農林水産省と連携しながら再度協力依頼を行い、全ての調査客体から協力が得られた。

- ② 平成25年調査（平成24年12月1日から平成25年1月11日まで）

3,284調査客体に対して調査協力依頼を行い、3,280調査客体から協力を得られた。協力が得られなかった4調査客体については、農林水産省と連携しながら再度協力依頼を行い、全ての調査客体から協力が得られた。

(3) 調査員の確保・指導

民間事業者は、全国規模で雇用契約を結んだ約500名の調査員を有しており、そのうち本調査を担当している調査員は平成24年調査で223名、平成25年調査で218名である。

民間事業者の調査員管理を専門とする職員8名がベテラン調査員（平成24年は48名、平成25年は27名）と共同で、全調査員への指示・連絡を行うとともに、1年に3回程度、調査員管理を専門とする職員が現地を訪問し、全調査員を対象に個人情報保護及び調査客体への接遇について定例集会を開催している。

3 実査

(1) 調査関係用品の配布

調査関係用品の配布については、調査客体への協力依頼を行う際に、調査員が配布した。調査客体の都合により調査員の訪問が困難な場合は、調査事務局より郵送し、オンラインを希望した調査客体には調査書類を電子メールにて送付した。

(2) 調査客体からの照会対応

調査客体からの照会対応については、調査事務局に「問い合わせ・苦情等窓口」（フリーダイヤルの電話2台）を設置し、民間事業者の職員4名のほか、契約職員4名が随時対応した。

創意工夫を行った点としては、調査事務局の調査担当者が調査客体ごとにこれまでの調査客体からの問合せ内容及び過去の報告データが検索・閲覧できるデータベースシステムを構築することにより、調査担当者間で情報共有を図り、調査客体からの照会に対して迅速に回答するとともに、これまでの回答内容と齟齬をきたさないよう対応していることが挙げられる。

調査客体からの照会対応業務の実施状況は次のとおりである。

- ・ 平日午前9時30分から午後5時30分まで
- ・ 上記以外の平日、土日・祝日は留守番電話により対応

(3) 調査票の回収・督促

調査票の回収については、毎年の調査協力依頼時に調査客体へ確認し、他計調査（調査員の面接又は電話）又は自計調査（郵送、FAX又はオンライン）の中から調査客体が希望する方法により行った。調査事務局では、民間事業者の職員4名のほか、平成24年調査では契約職員9名、平成25年調査では契約職員8名が対応した。

期日までに提出のない自計調査の調査客体に対しては、電話、FAX又はメールにより督促を行った。

創意工夫した点としては、

- ① 調査事務局において調査客体ごとに調査方法やこれまでの経緯を整理し、調査客体情報を一元化し回収・督促業務に活用した。
- ② 電話、FAX又はメールで連絡がつかない場合は調査員調査に切り替え直接調査客体を訪問した。

が挙げられる。

表8 回収方法別調査客体数

	単位：客体	
	平成24年	平成25年
調査員調査	1,907	1,911
郵送、FAX調査	1,263	1,270
オンライン調査	121	103
計	3,291	3,284

4 調査票の審査、調査客体への疑義照会

調査票の審査については、農林水産省が示した審査事項一覧表に基づき行った。その際、一定の許容範囲を逸脱したデータの調査客体に対し、価格の騰落要因について疑義照会を行い、価格変動要因整理票を作成したほか、必要に応じて調査票を修正した。

調査票の審査、調査客体への疑義照会については、調査事務局において民間事業者の職員4名のほか、平成24年調査では契約職員13名、平成25年調査では契約職員12名が対応した。審査後に民間事業者が調査客体に行った疑義照会件数については、平成24年調査が4,721件、平成25年調査が4,265件であった。

調査票の審査、疑義照会について創意工夫した点としては、

- ① 審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。
- ② データベースシステムへ報告データを入力することにより、一定の許容範囲を逸脱したデータを抽出し審査を行っている。疑義照会の回答結果は、データベースシステムに入力し、調査客体の連絡先、照会対応の履歴、品目情報等と一元的に管理を行った。

が挙げられる。

5 集計

毎月農林水産省へ報告する集計値は、集計プログラムにより自動集計する方法で行った。集計結果の審査については、責任者管理の下、職員4名が審査一覧表に基づいて行った。審査の結果、疑義が生じた場合には調査票の審査に立ち返り、必要に応じて疑義照会、調査票の修正を行い再度集計を行った。

創意工夫した点としては、

- ① 審査漏れがないよう、確認整理表を作成し、確認事項ごとに複数名での確認を徹底した。
- ② 業界紙で価格変動要因となり得る情報を抜粋し、調査担当者の情報共有を図るなど普段から農業に関する情報収集に努めた。

が挙げられる。

6 調査客体への謝礼支給

民間事業者は、金融機関の口座を聞き取る事務手続きの煩雑さを考慮し、また、調査客体に直接手渡すことにより、謝礼の気持ちを表せることから、クオカードによる謝礼支給を基本として謝礼を支給した。なお、現金振込を希望した調査客体には現金振込とした。

調査客体への謝礼の支給については、平成24年は3,133調査客体（辞退183調査客体）

に対しクオカード又は口座振込により行った。平成25年の謝礼の支給は、3月末までに完了予定である。

調査客体への謝礼支給業務の実施状況は次のとおりである。

- ・平成24年調査 平成25年1月上旬から平成25年3月下旬
- ・平成25年調査 平成26年1月上旬から平成26年3月下旬完了予定

7 調査客体への対応状況

平成25年の農業物価統計調査における3,284調査客体のうち、566調査客体に対して、民間事業者の調査客体に対する対応状況について把握することを目的に、農林水産省より調査客体に対して往復郵送によるアンケートを実施した。

(1) 実施状況

①民間事業者からの調査協力依頼状況、②調査員の対応状況、③民間事業者への問合せの対応状況、④民間事業者からの督促対応状況、⑤民間事業者からの照会・確認対応状況、⑥民間事業者全体の感想について、アンケートを実施した（平成25年11月22日発送、12月6日締切り）。

表9 アンケート回収状況

対象数(客体)	回答数(客体)	回収率(%)
566	421	74.4

(2) 集計結果（別紙参照）

① 調査協力依頼状況

調査協力依頼の際の民間事業者の応対について「どちらかといえば悪い」という回答が2調査客体、「悪い」という回答が1調査客体からあったものの、おおむね「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

協力依頼の説明については「どちらかといえば分かりづらい」との回答が4調査客体からあったものの、おおむね「分かりやすい」又は「どちらかといえば分かりやすい」の回答であった。

② 調査員の対応状況

調査員調査の際の調査員の応対については、「どちらかといえば悪い」という回答が1調査客体、「悪い」という回答が1調査客体あったものの、おおむね「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。また、調査に関する説明については、「どちらかといえば分かりづらい」という回答が1調査客体あったものの、おおむね「分かやすい」又は「どちらかといえば分かりやすい」との回答であった。

③ 問合せの対応状況

問合せに対する民間事業者の対応については、「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

また、問合せに対する説明は、「どちらかといえば分かりづらい」という回答が1調査客体あったものの、おおむね「分かりやすい」又は「どちらかといえば分かりやすい」の回答であった。

④ 督促対応状況

督促を行った民間事業者の仕方・態度について「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

⑤ 照会・確認対応状況

照会・確認を行ってきた際の民間事業者の態度について「良い」又は「どちらかといえば良い」との回答であった。

V 全体的な評価

本事業における民間委託事業の実施状況については、平成24年調査及び平成25年調査の調査票の回収率は、確保されるべき質として定めた100%を達成しており、これは農林水産省とも連携し十分に調査協力を行った結果であり評価できる。

なお、実施経費についても、平成24年調査及び平成25年調査の平均は、従来の実施経費の約36%に相当し、1年間で約2億円の経費が削減できたことも評価できる。

また、調査客体に対する対応についてもアンケートにおいて良好な評価を得ていることから、全体的な評価として良好に実施されていると評価できる。

以上のことから、本事業は良好な実施状況であるため、次期においては、「新プロセス運用に関する指針」（平成24年4月官民競争入札等監理委員会）に基づく新プロセスに移行した上で事業を実施することとしたい。

(別紙)

農作物価統計調査の実施民間事業者の業務に関するアンケート結果

1 民間事業者からの調査協力依頼

問1 民間事業者からの調査協力依頼はどのように行われましたか。

計	訪問	電話	郵送	無回答
536	249	202	84	1

※複数回答のため計は回答者数と一致しない。

問2 調査協力依頼の際の民間事業者の対応は、いかがでしたか。

計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
369	100.0%	251	68.0%	111	30.1%	2	0.5%	1	0.3%	4	1.1%

問3 調査協力依頼の際の民間事業者の説明は、いかがでしたか。

計		分かりやすい		どちらかといえば分かりやすい		どちらかといえば分かりづらい		分かりづらい		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
369	100.0%	209	56.6%	146	39.6%	4	1.1%	-	0.0%	10	2.7%

2 調査員の対応状況

問1 調査は、どのような方法により行われましたか。

計		調査員の面接・聞き取り		郵送		その他(FAX等)		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
421	100.0%	175	41.6%	79	18.8%	148	35.2%	19	4.5%

問2 調査員の対応は、いかがでしたか。

計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
175	100.0%	121	69.1%	52	29.7%	1	0.6%	1	0.6%	-	0.0%

問3 調査員の調査に関する説明は、いかがでしたか。

計		分かりやすい		どちらかといえば 分かりやすい		どちらかといえば 分かりづらい		分かりづらい		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
175	100.0%	100	57.1%	73	41.7%	1	0.6%	-	0.0%	1	0.6%

3 民間事業者へ問合せをされた際の対応

問1 民間事業者へ問合せを行いましたか。

計		問合せをした		問合せをしなかった		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
421	100.0%	46	10.9%	360	85.5%	15	3.6%

問2 民間事業者にはどのようなことで問合せをされましたか。

計		調査の内容について		その他		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
46	100.0%	37	80.4%	5	10.9%	4	8.7%

問3 問合せに対する民間事業者の対応は、いかがでしたか。

計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
46	100.0%	30	65.2%	16	34.8%	-	0.0%	-	0.0%	-	0.0%

問4 問合せに対する民間事業者の説明は、いかがでしたか。

計		分かりやすい		どちらかといえば 分かりやすい		どちらかといえば 分かりづらい		分かりづらい		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
46	100.0%	29	63.0%	16	34.8%	1	2.2%	-	0.0%	-	0.0%

4 民間事業者からの調査票提出の督促や、回答内容についての照会・確認があった際の対応

問1 民間事業者の督促の仕方・態度は、いかがでしたか。

計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		督促を受けたことがない		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
421	100.0%	186	44.2%	112	26.6%	-	0.0%	-	0.0%	105	24.9%	18	4.3%

問2 回答した内容についての照会・確認があった際の民間事業者の態度は、いかがでしたか。

計		良い		どちらかといえば良い		どちらかといえば悪い		悪い		内容確認がなかった		無回答	
件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)
421	100.0%	202	48.0%	120	28.5%	-	0.0%	-	0.0%	53	12.6%	46	10.9%